

## 第3章 高齢者・介護保険事業計画

### 1 計画の目的

文京区では、近年高層マンションなどの建設が進み、子育て世代の人口増加により、高齢化率は19%台で推移してきましたが、団塊の世代が65歳を超えて、平成26年10月には高齢化率が20.0%に達し、区民の5人に1人が高齢者となりました。

さらに一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増加している中、高齢者一人ひとりが尊厳をもって住み慣れた地域でいつまでも生き生きと自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって、地域全体で支えていく仕組みづくりが必要となります。特に、高齢者がサービスの受け手のみに留まらず、担い手となることが期待されており、このような地域貢献活動が高齢者自身の健康づくりや介護予防にも効果があると考えられています。

一方、後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者のさらなる増加も予想されます。平成27年4月に施行される改正介護保険法では、将来に向けて必要となるサービスを確保するため、地域支援事業の充実、サービスの重点化・効率化、費用負担の公平化等に取り組むこととしています。

こうした背景の中で、団塊の世代が75歳を迎える平成37年（2025年）を見据えた中長期的な視点に立ち、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築を着実に推進するため、「文京区高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

## 2 現状

### (1) 文京区の地域特性

#### ①地域環境

##### (1)地理

本区は、東京の都心に近接するとともに、山手線の内側に位置しており、5つの台地と5つの低地により構成されています。この台地と低地の間には、20m前後の高低差があり、名のある坂が115存在するなど、起伏に富んだ地形となっています。

また、面積は約11.31km<sup>2</sup>、周囲は南北約4km、東西約6kmの約21kmであり、東京23区中20番目の広さです。

##### (2)地価水準

近年は下落傾向にありましたが、平成26年は上昇に転じました。平成26年における本区の住宅地の平均公示地価は、東京23区中第6位であり、全国的に見ても高い地価水準となっています。

##### (3)住宅

高層マンションなどの立地により、主要幹線道路沿道を中心に、中高層共同住宅の増加傾向が継続しており、住宅総戸数に対する中高層共同住宅が占める割合は、平成7年には51.2%でしたが、平成22年は69.4%となっています。

##### (4)教育機関

19の大学をはじめ、数多くの教育機関が区内各所に立地し、「文教のまち」として知られるなど、教育環境に恵まれています。

##### (5)医療機関等

高度な医療を提供する病院から、地域に根差した医療を提供する診療所まで、多様な規模・機能を持つ医療機関が所在し、医療環境に恵まれています。

【図表】2-1 文京区内の医療機関等（平成25年3月末現在）

| 種類    | 施設数 |
|-------|-----|
| 病院    | 11  |
| 診療所   | 264 |
| 歯科診療所 | 240 |
| 薬局    | 145 |
| 施術所   | 302 |

資料：ぶんきょうの保健衛生 平成26年版（文京区）

## ②人口の状況

### (1)人口の推移

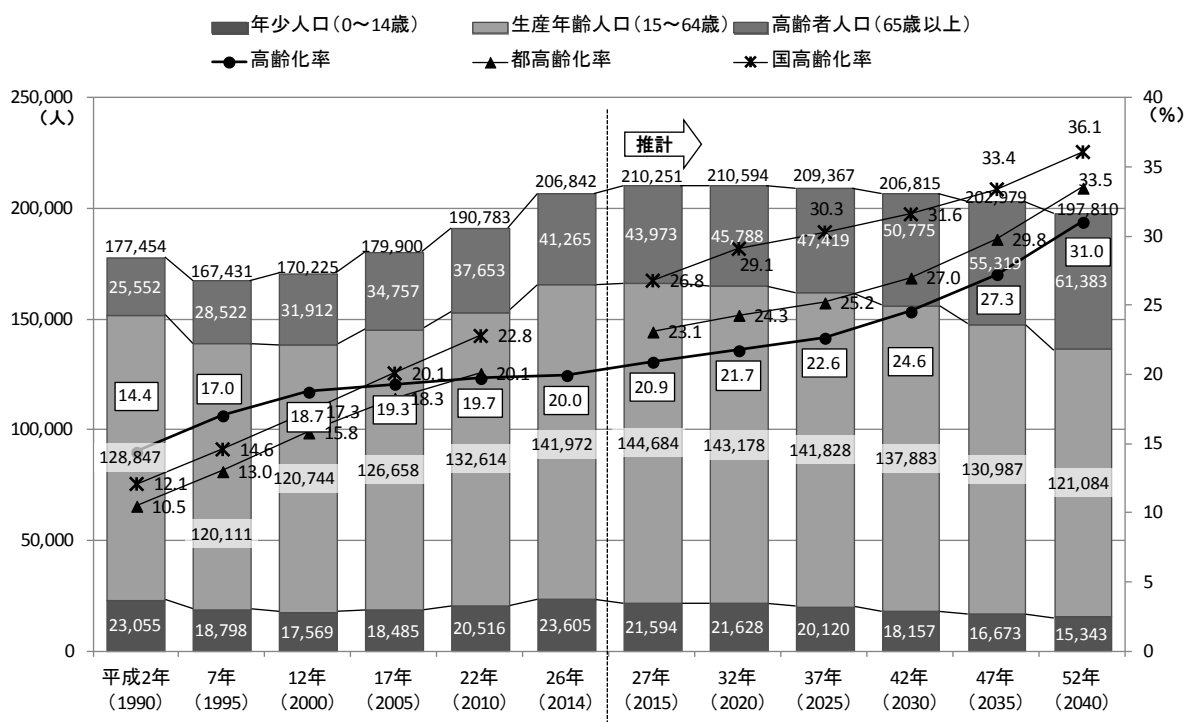
住民基本台帳による本区の人口は、現状では年々増加傾向にあり、平成26年10月1日現在で206,842人ですが、平成32年以降は減少に向かうと予測されています。

平成26年10月1日の65歳以上の高齢者数は41,265人で高齢化率は20.0%であり、区民の5人に1人が高齢者となっています。

高齢者人口と高齢化率は、今後も徐々に増加を続け、現在の人口の多数を占めている25～50歳の年代が、65歳に達し始める平成42年以降から急増して、52年には31.0%に達し、区民のおよそ3人に1人が高齢者となる見込みです。

その一方、生産年齢人口は平成27年以降、年少人口は平成32年以降減少する見込みとなっています。

【図表】2-2 人口の推移と推計



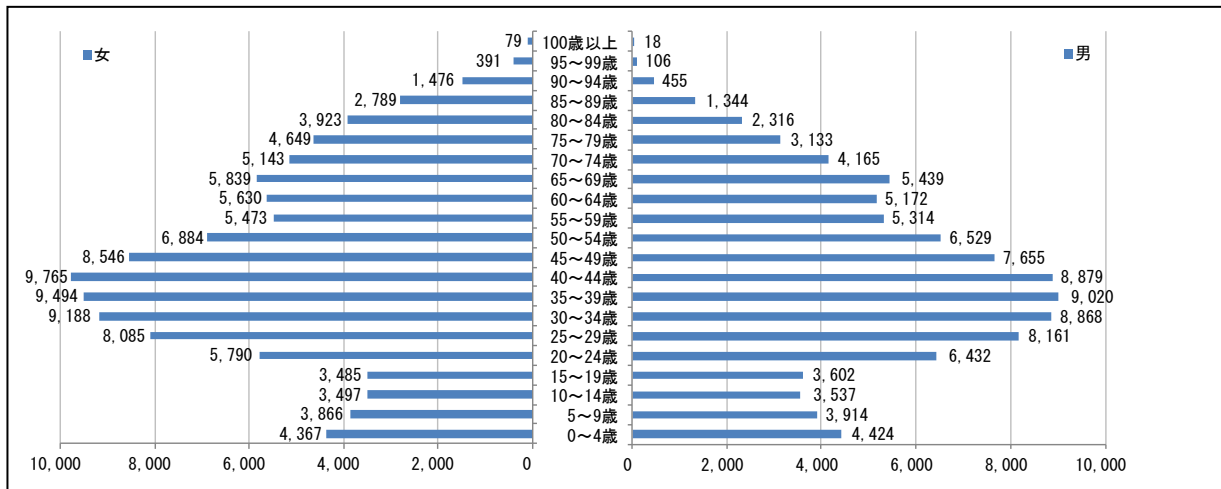
(注) グラフ上の数値は総人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

資料：<平成2～26年>住民基本台帳(各年10月1日現在)

<平成27～52年>国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

<都及び国の高齢化率>国勢調査(各年10月1日現在)

【図表】 2-3 人口ピラミッド（住民基本台帳：平成26年10月1日現在）



※年齢不詳者を除く。

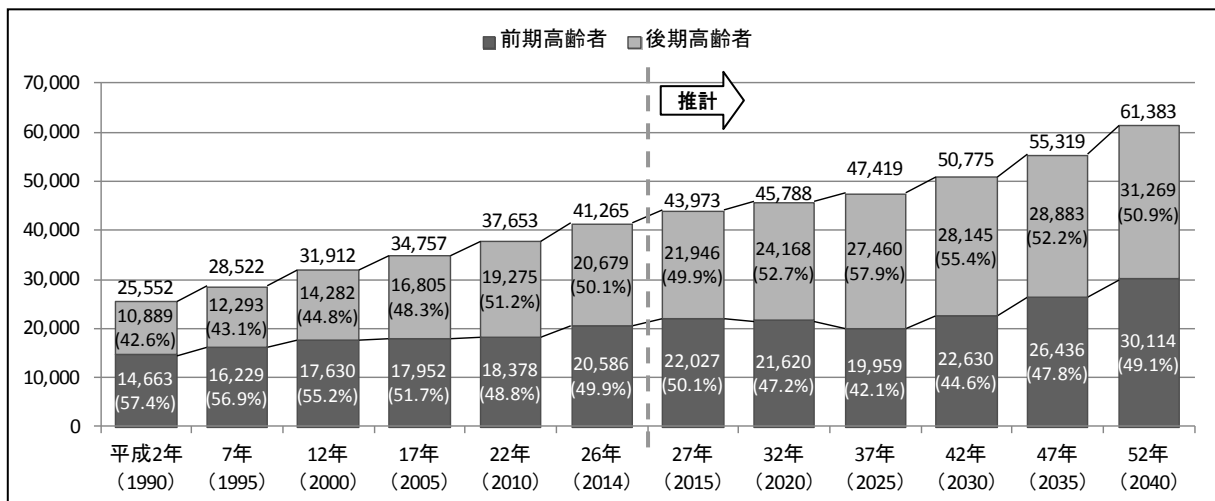
資料：住民基本台帳

## (2) 高齢者人口の推移

65歳から74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の推移をみると、平成17年までは前期高齢者の割合が上回っていましたが、平成22年に割合が逆転しています。

平成26年には団塊の世代が65歳以上になったことにより、前期・後期高齢者の割合は約50%ずつとなりました。平成32年から後期高齢者の割合は増加する見込みとなっています。

【図表】 2-4 高齢者人口の推移



資料：<平成2～26年>住民基本台帳（各年10月1日現在）

<平成27～52年>国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

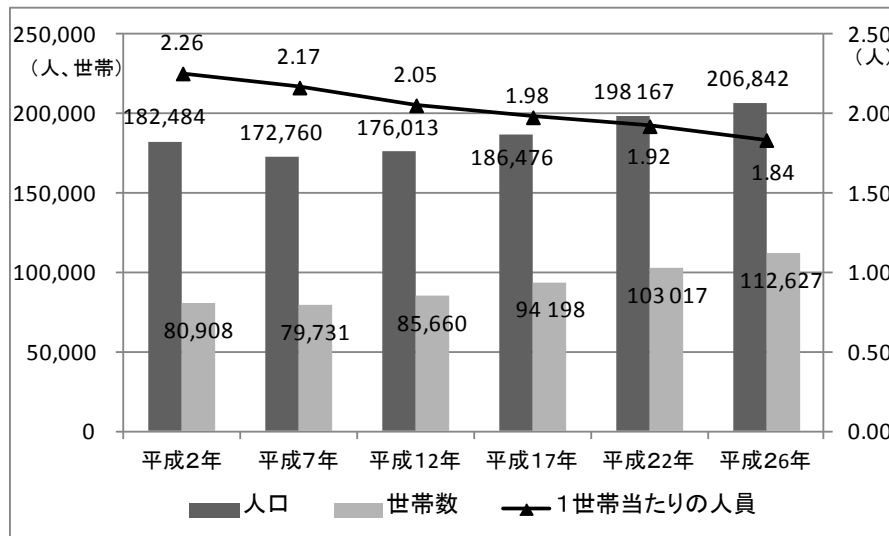
### ③世帯の状況

#### (1)世帯の推移

世帯数については、平成2年は80,908世帯でしたが、平成26年には112,627世帯に増加しています。

また、1世帯当たりの人数は、平成2年は2.26人でしたが、平成26年には1.84人となるなど、年々漸減傾向にあります。

【図表】2-5 人口、世帯数と1世帯当たりの人数の推移



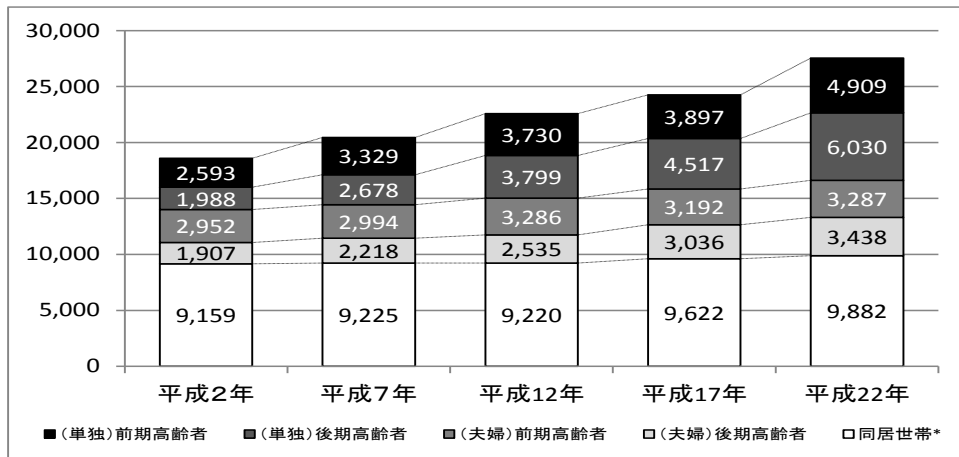
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

## (2) 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯は増え続けており、全世帯の約4分の1を占めています。

世帯の内訳をみると、単独世帯が大幅な増加傾向にあります。平成22年の時点では、高齢者のいる世帯のうち、単独世帯約40%、同居世帯約36%、夫婦のみの世帯約25%となっています。

【図表】2-6 高齢者のいる世帯の状況

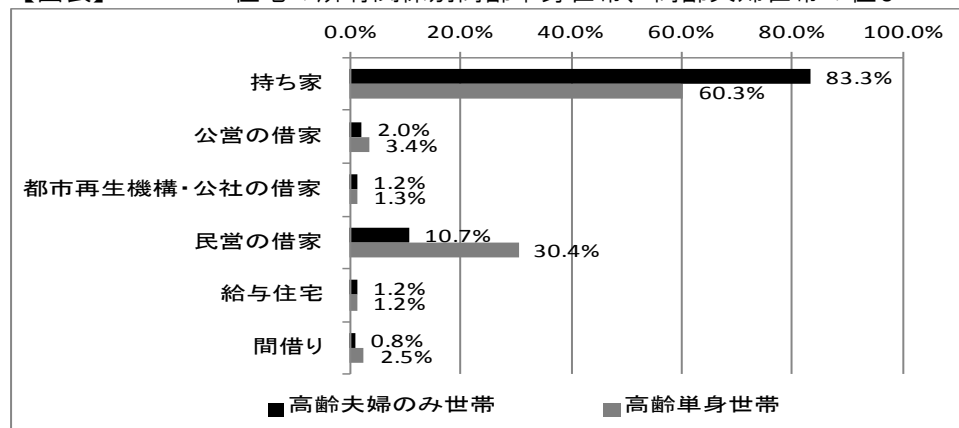


\*「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫が65歳以上の夫婦世帯  
 「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの  
 資料：国勢調査（平成22年）

## ④ 高齢者の住まいの状況

高齢者のみの世帯の住宅の所有関係を見ると、高齢者夫婦のみ世帯の8割、高齢単身世帯の6割が持ち家に居住しています。

【図表】2-7 住宅の所有関係別高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の住まい



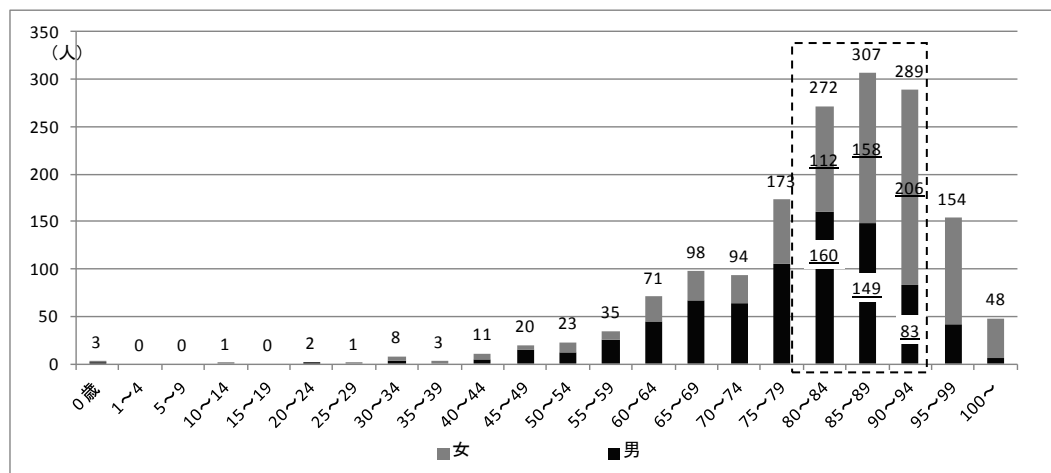
資料：国勢調査（平成22年）

## ⑤死亡状況及び健康寿命

### (1)年齢別死亡数

死亡者数を死亡時の年齢別にみると、80歳～94歳において死亡者数が大幅に増加しています。また、男性の死亡年齢のピークは80～89歳、女性の死亡のピークは85歳～94歳となっています。

【図表】2-8 5歳階級別の死亡の状況（平成25年）



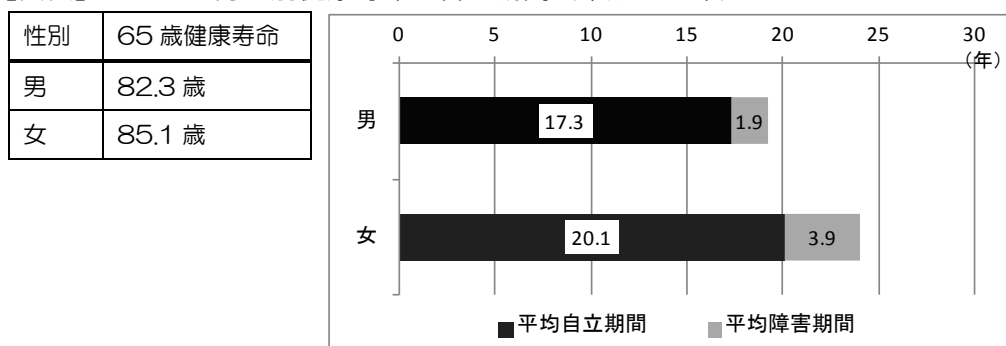
資料：ぶんきょうの保健衛生（平成26年版）

### (2)65歳健康寿命

男女別の平均自立期間（健康寿命）を見ると、男性は約17年、女性は約20年で推移し、約3年の差があります。また、寝たきり等の障害期間の平均を見ると、男性は約2年、女性は約4年と約2年の差があります。

男性は女性と比較し、健康寿命も障害期間も短いという特徴が見られます。

【図表】2-9 男女別健康寿命と自立期間（平成24年）



資料：ぶんきょうの保健衛生（平成26年版）

※65歳健康寿命（歳）＝65歳＋65歳平均自立期間（年）

※65歳の人が必要介護認定（要介護2）を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したものです。

## ⑥要支援・要介護認定者の状況

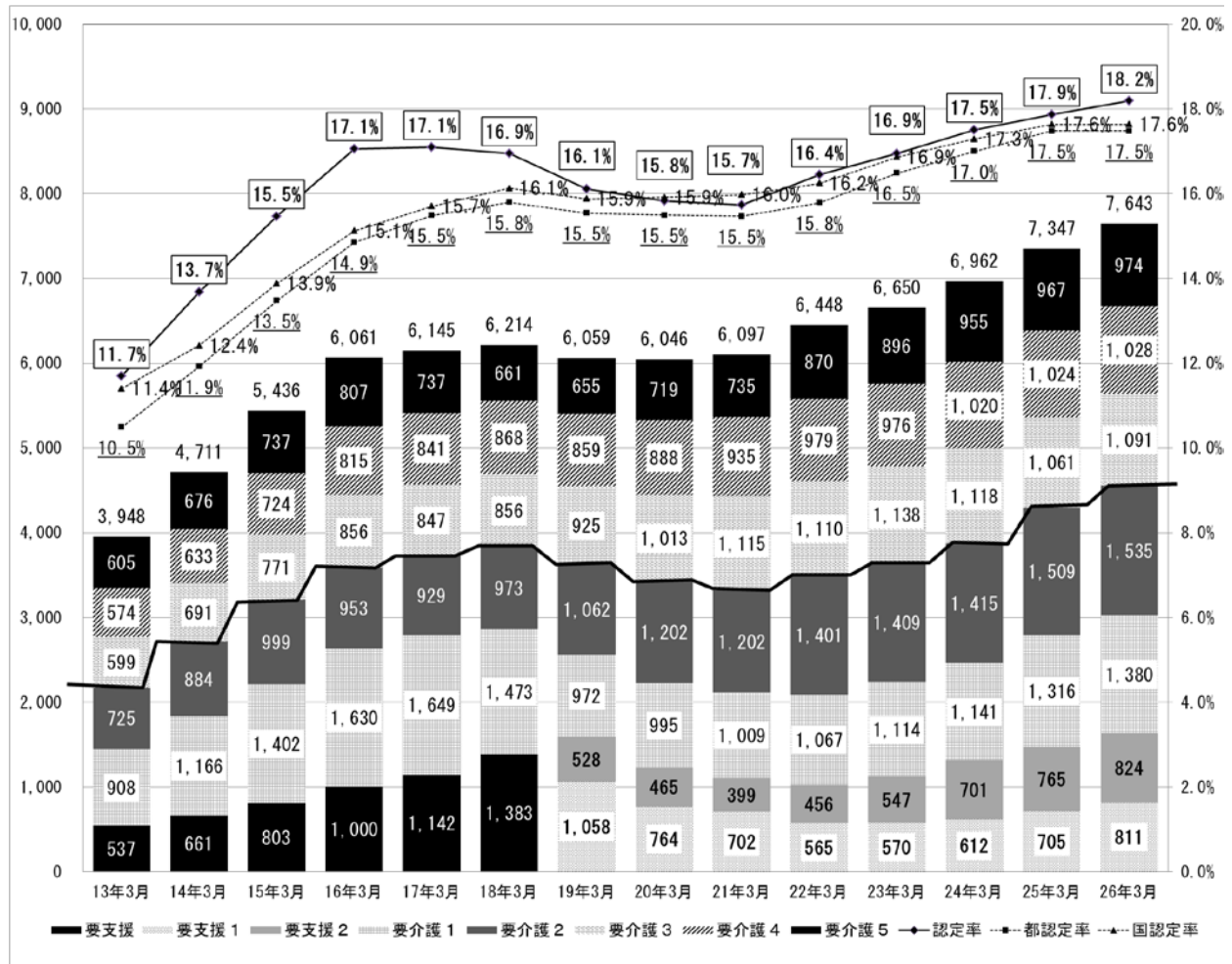
### (1)介護度別要支援・要介護者認定数の推移

介護保険制度における要支援・要介護認定者数は、平成16年から平成21年までは6,000人程度で推移していましたが、その後増加を続け、平成26年3月には7,643人となっています。

現在の認定区分（要支援1・2、要介護1～5）に変わった平成18年度末に比べ、認定者数は2割以上の増加となっています。

また、65歳以上の高齢者の18.2%が「支援・介護を必要とする状態」にあります。

【図表】2-10 要支援・要介護認定者数の推移



(注) 棒グラフ上の数値は、要支援・要介護認定者数の合計値。

各年度末現在の実績値であり、要支援・要介護認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計。ただし、介護認定率は第1号被保険者のみの算出とした。

資料：文京の介護保険（各年3月31日現在）

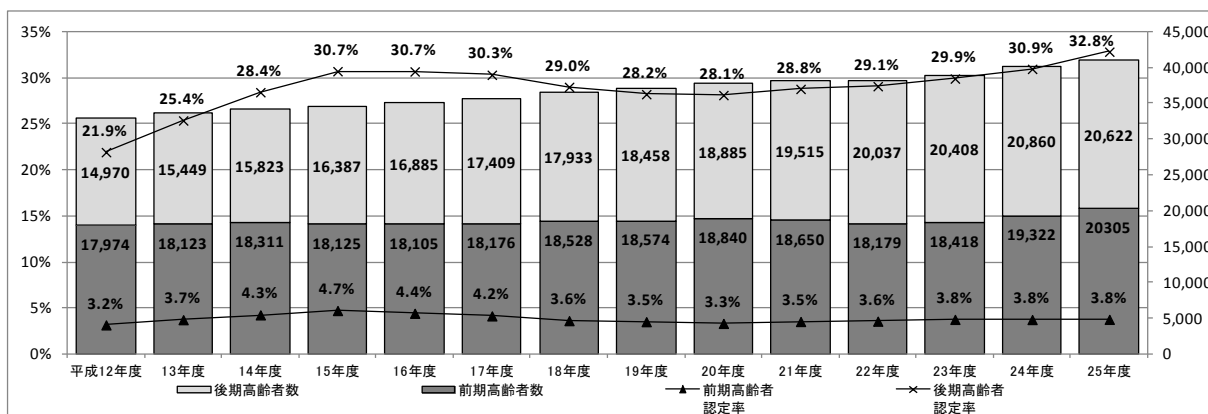


## (2)前期・後期高齢者別認定率の推移

前期・後期高齢者数の推移をみると、平成12年度は前期高齢者が17,974人、後期高齢者は14,970人となっており、前期高齢者の割合が後期高齢者を約20%上回っていましたが、平成25年度には約50%ずつとなりました。

また、要支援・要介護認定率は、前期高齢者はほぼ横ばいですが、後期高齢者は平成12年度と比較して約10%上昇しています。

【図表】2-11 前期・後期高齢者別要支援・要介護認定率の推移

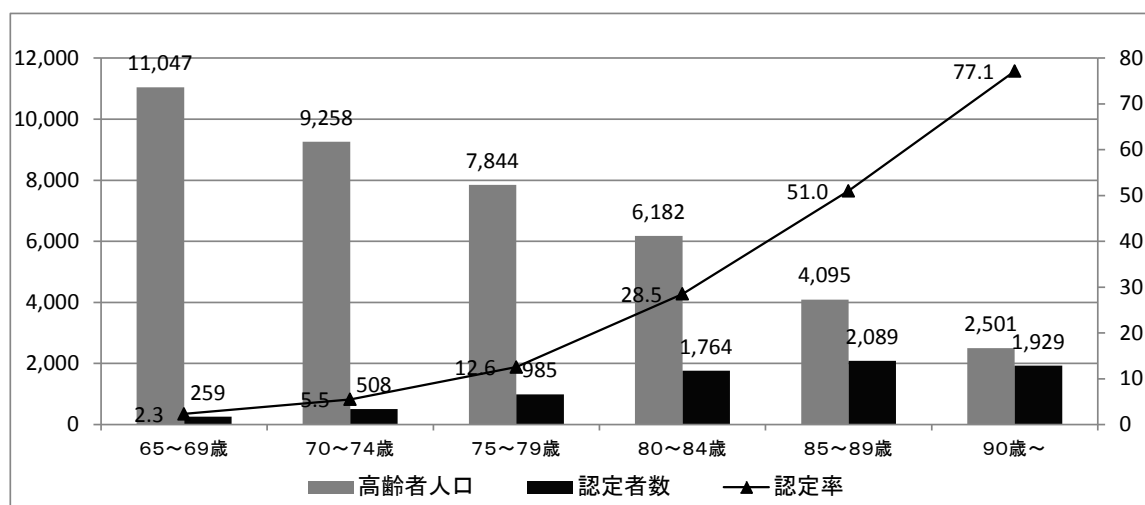


資料：文京の介護保険（各年3月31日現在）

## (3)年齢別認定者数・認定率

年齢別に要支援・要介護認定を受けた人の割合を見ると、前期高齢者の認定率は6%以下と低く、後期高齢者は、80～84歳の認定率が28.5%、85～89歳が51.0%と、80歳以降は認定率が大幅に上昇しています。

【図表】2-12 高齢者人口に占める認定者数（棒グラフ左軸）・認定率（折れ線グラフ：右軸）



資料：文京の介護保険（平成26年6月1日現在）

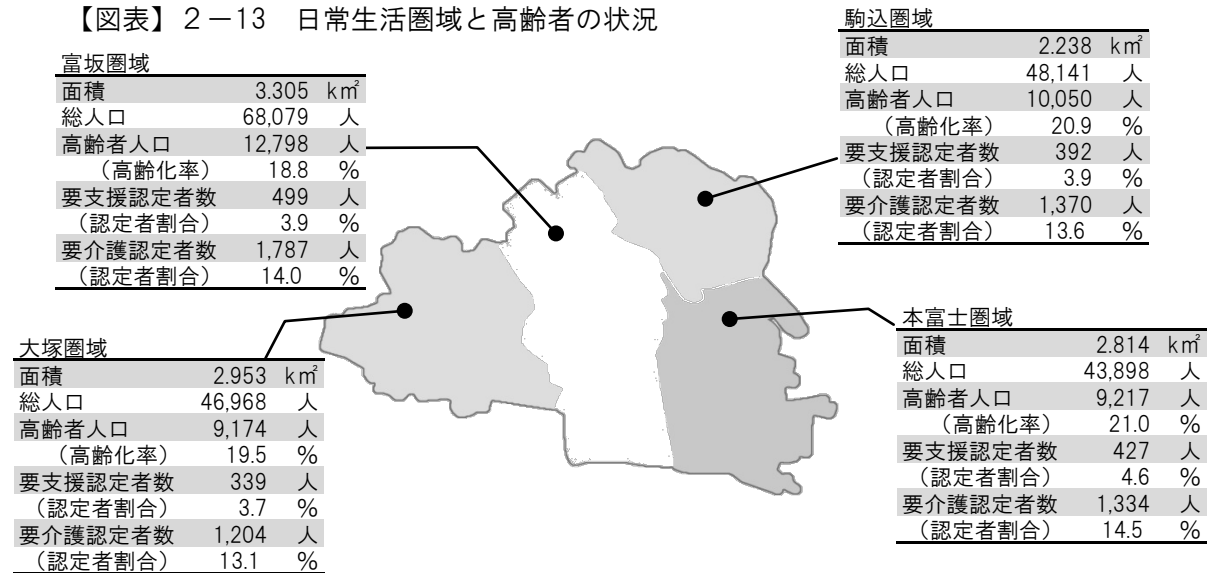
## (4)日常生活圏域と要介護認定者の状況

介護保険法では、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案して、区市町村が定める区域を設定し、計画を策定することとしており、この区域は「日常生活圏域」と呼ばれています。

文京区の「日常生活圏域」は、区内を4圏域に区分し設定しています。この4圏域（富坂、大塚、駒込、本富士）は、高齢者とのかかわりの深い民生委員、話し合い員の担当地区、警察の管轄と、相互支え合いにより活動している高齢者クラブの地区とほぼ一致しています。この圏域ごとに地域密着型サービスの整備計画を定め整備を進めるとともに、高齢者あんしん相談センター（介護保険法上の地域包括支援センター）を設置しています。

日常生活圏域ごとくの高齢者の状況をみると、面積の違いから高齢者人口は富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率をみると本富士圏域と駒込圏域がやや高くなっており、要支援・要介護認定者の割合は本富士地区が他の圏域に比べて高くなっています。

【図表】2-13 日常生活圏域と高齢者の状況



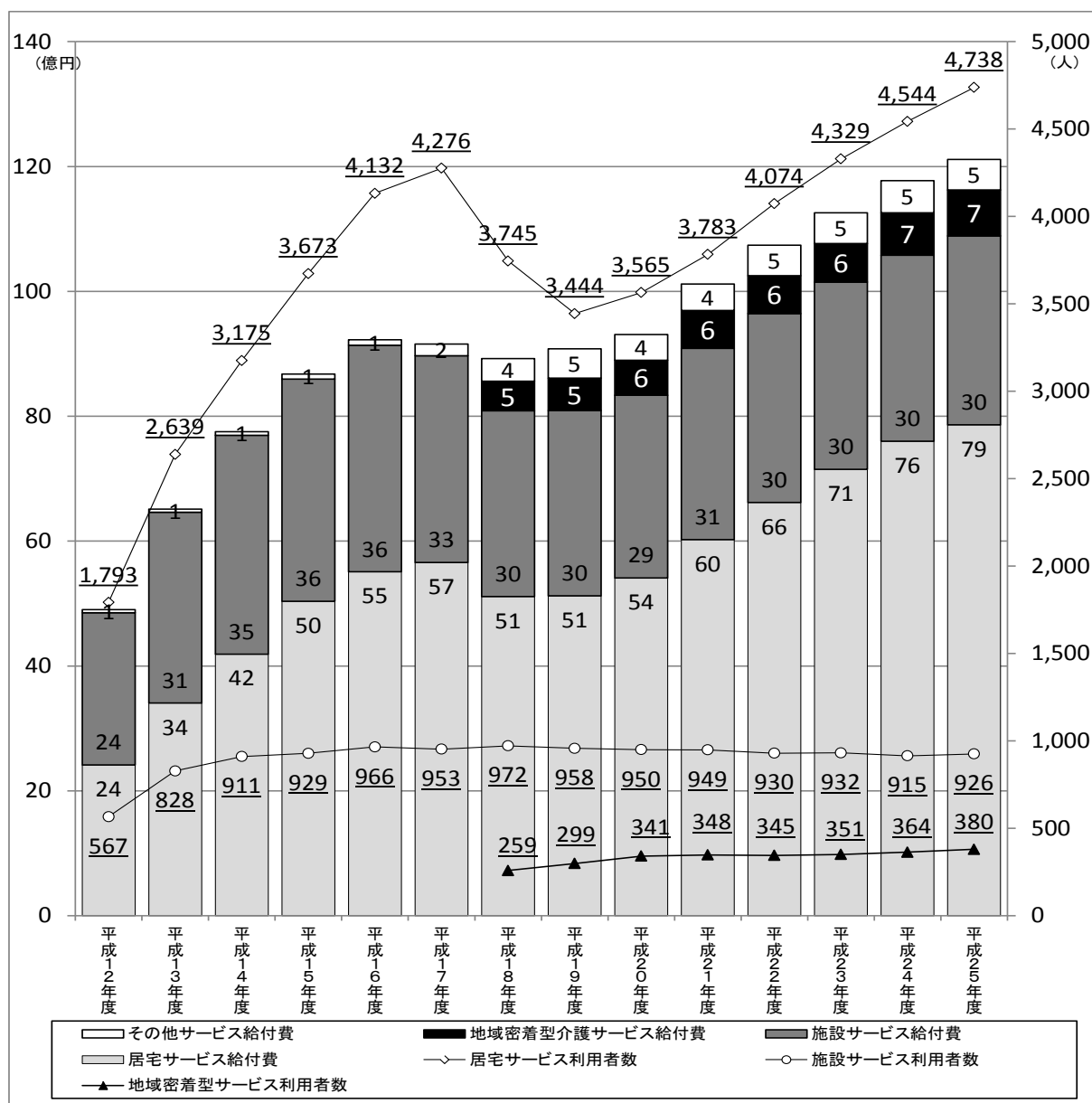
資料：住民基本台帳人口（平成26年10月1日現在）

### ⑦介護給付費と利用者の推移

介護保険制度の介護給付費は年々上昇しており、その総額は平成12年度の約49億円から平成25年度は約121億円と約2.5倍に増加していますが、特に居宅サービス給付費が伸びています。

利用者は、居宅サービスが平成12年度 1,793人から平成25年度は 4,738人と約2.6倍、施設サービス及び地域密着型サービスはほぼ横ばいとなっています。

【図表】2-14 介護給付費と利用者の推移



資料：文京の介護保険（各年3月31日現在）

## ⑧保険料の推移

介護保険の基準保険料は、第1期の2,983円から第5期は5,392円と約1.8倍になっています。

【図表】2-15 介護保険基準保険料の推移

| 平成            | 12～14  | 15～17  | 18～20  | 21～23  | 24～26  |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 期             | 第1期    | 第2期    | 第3期    | 第4期    | 第5期    |
| 介護保険<br>基準保険料 | 2,983円 | 3,317円 | 4,632円 | 4,381円 | 5,392円 |

## ⑨介護サービス事業者の状況

区内の介護サービス事業者は、近年増加傾向にあります。

特に通所介護事業者が増えています。

【図表】2-16 区内の介護事業者数

| サービス名         |                  | 介護          |             | 介護予防        |             |
|---------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|               |                  | 平成23年<br>3月 | 平成26年<br>3月 | 平成23年<br>3月 | 平成26年<br>3月 |
| 居宅介護支援・介護予防支援 |                  | 42          | 53          | 4           | 4           |
| 居宅サービス        | 訪問介護             | 35          | 40          | 35          | 39          |
|               | 訪問入浴介護           | 2           | 1           | 2           | 1           |
|               | 訪問看護             | 14          | 17          | 4           | 17          |
|               | 訪問リハビリテーション      | 5           | 5           | 1           | 5           |
|               | 通所介護             | 27          | 39          | 26          | 38          |
|               | 通所リハビリテーション      | 4           | 4           | 2           | 3           |
|               | 短期入所生活介護         | 5           | 5           | 5           | 5           |
|               | 短期入所療養介護         | 3           | 3           | 3           | 3           |
|               | 特定施設入居者生活介護      | 5           | 7           | 5           | 7           |
|               | 福祉用具貸与           | 18          | 14          | 18          | 13          |
|               | 特定福祉用具販売         | 17          | 15          | 16          | 15          |
|               | 小計               | 135         | 150         | 117         | 146         |
| 施設サービス        | 介護老人福祉施設         | 5           | 5           |             |             |
|               | 介護老人保健施設         | 2           | 2           |             |             |
|               | 介護療養型医療施設        | 1           | 1           |             |             |
|               | 小計               | 8           | 8           |             |             |
| 地域密着型サービス     | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |             | 1           |             |             |
|               | 夜間対応型訪問介護        | 1           | 1           |             |             |
|               | 認知症対応型通所介護       | 7           | 8           | 7           | 7           |
|               | 小規模多機能型居宅介護      | 3           | 3           | 1           | 2           |
|               | 認知症対応型共同生活介護     | 4           | 6           | 4           | 5           |
|               | 小計               | 15          | 19          | 12          | 14          |
| 合計            | 158              | 177         | 129         | 160         |             |

## ⑩認知症について

## (1)認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定者のうち、日常生活自立度Ⅱaランク以上と判断された高齢者は、平成26年3月現在、4,695人で、約64%となっています。

【図表】2-17 認知症高齢者の日常生活自立度

|         | 認知症高齢者の日常生活自立度 |       |     |       |       |     |     |     |       | 合計    |
|---------|----------------|-------|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|
|         | 自立             | I     | Ⅱa  | Ⅱb    | Ⅲa    | Ⅲb  | Ⅳ   | M   | 小計    |       |
| 平成24年3月 | 1,159          | 1,130 | 644 | 1,417 | 1,274 | 420 | 461 | 171 | 4,387 | 6,676 |
| 平成25年3月 | 1,254          | 1,303 | 718 | 1,521 | 1,252 | 385 | 502 | 126 | 4,504 | 7,061 |
| 平成26年3月 | 1,291          | 1,309 | 752 | 1,681 | 1,304 | 374 | 476 | 108 | 4,695 | 7,295 |

【図表】2-18 認知症高齢者の日常生活自立度

| ランク | 判定基準  |
|-----|---|
| I   | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。                        |
| Ⅱa  | 家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。  |
| Ⅱb  | 家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 |
| Ⅲa  | 日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。       |
| Ⅲb  | 夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。       |
| Ⅳ   | 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。             |
| M   | 著しい精神症状や問題行動（周辺症状）あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。               |

## (2)認知症サポート医等の状況

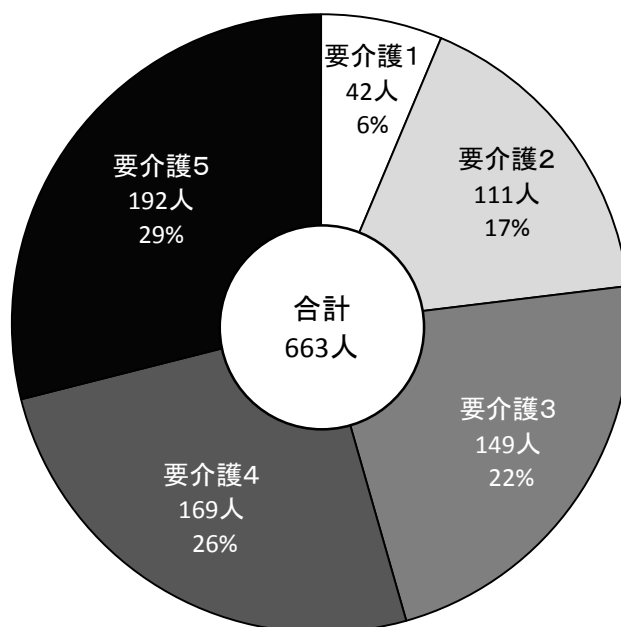
区内の認知症サポート医は23名となっています。このほかにかかりつけ医認知症対応力向上研修受講医師が46名、認知症サポート医フォローアップ研修受講医師が6名となっています（いずれも平成26年3月現在）。

### ⑪特別養護老人ホーム入所希望者の状況

特別養護老人ホームへの入所希望者は、平成24年度以降減少傾向にあります。

また、入所希望者の要介護度を見ると、要介護1の高齢者は1割未満であり、要介護3、4、5がそれぞれ20%台となっています。文京区では特別養護老人ホーム入所指針に基づき、本人の状態や介護状況を点数化し、合計点の高い人から優先入所する制度を導入していますが、これらの入所希望者のうち、介護者が不在の人ほど優先順位が高くなっています。

【図表】2-19 要介護度別特別養護老人ホーム入所希望者数（平成26年10月1日現在）



## (2) 高齢者実態調査から見た高齢者を取り巻く現状

計画策定の基礎資料とするため、平成25年度に「高齢者等実態調査」を実施しました。

【図表】2-20 高齢者等実態調査の調査対象者

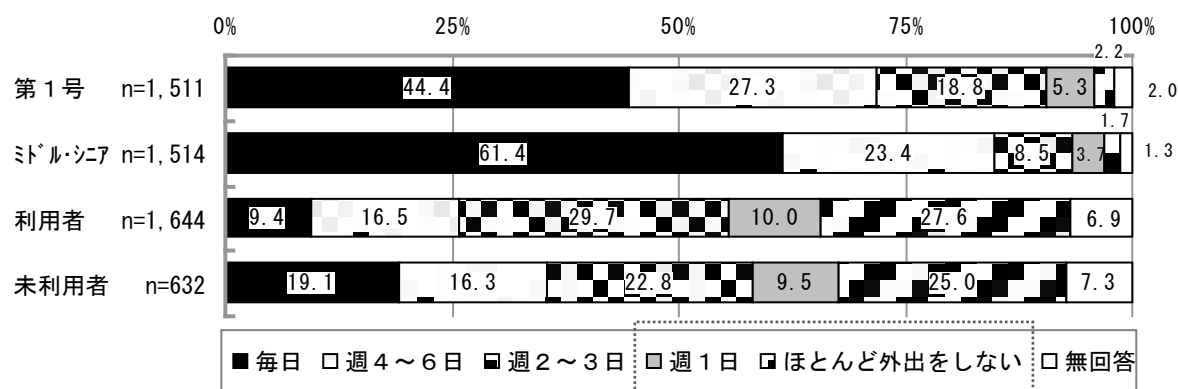
|       |                                 |                              |  |   |
|-------|---------------------------------|------------------------------|--|---|
| 調査期間  | 平成25年10月1日～11月5日                |                              |  |   |
| 調査対象者 | ミドル・シニア                         | 第1号被保険者                      | 介護保険居宅サービス利用者                            | 介護保険サービス未利用者                                |
| 調査対象者 | 要支援・要介護認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者 | 要支援・要介護を受けていない65歳以上の介護保険被保険者 | 要支援・要介護認定を受け、居宅サービスを利用している65歳以上の介護保険被保険者 | 要支援・要介護認定を受け、介護保険サービスを利用していない65歳以上の介護保険被保険者 |
| 有効回収数 | 1,514票                          | 1,511票                       | 1,644票                                   | 632票  |
| 略称    | ミドル・シニア                         | 第1号                          | 利用者                                      | 未利用者  |

### ①地域の支え合いについて

#### (1)外出の頻度

外出の頻度は、「毎日」は〔第1号〕が4割以上〔ミドル・シニア〕が6割以上となっています。一方、〔利用者〕〔未利用者〕では、外出する頻度が大きく減少しています。

【図表】2-21 外出の頻度

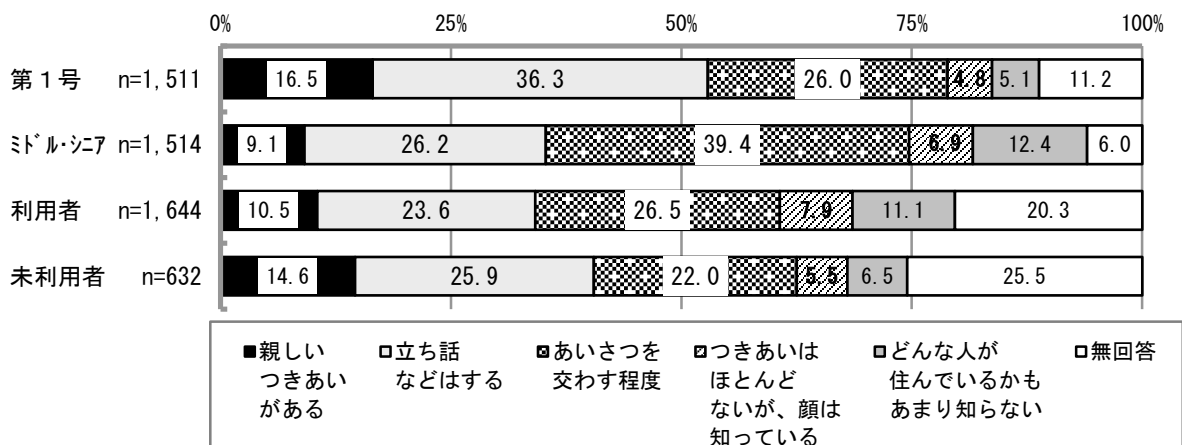


## (2)近隣とのつながり

近所づきあいの状況は、「親しいつきあいがある」「立ち話などはする」を合わせた割合は、〔第1号〕が最も高く、次いで〔未利用者〕となっています。

〔ミドル・シニア〕は「あいさつを交わす程度」が高くなっています。

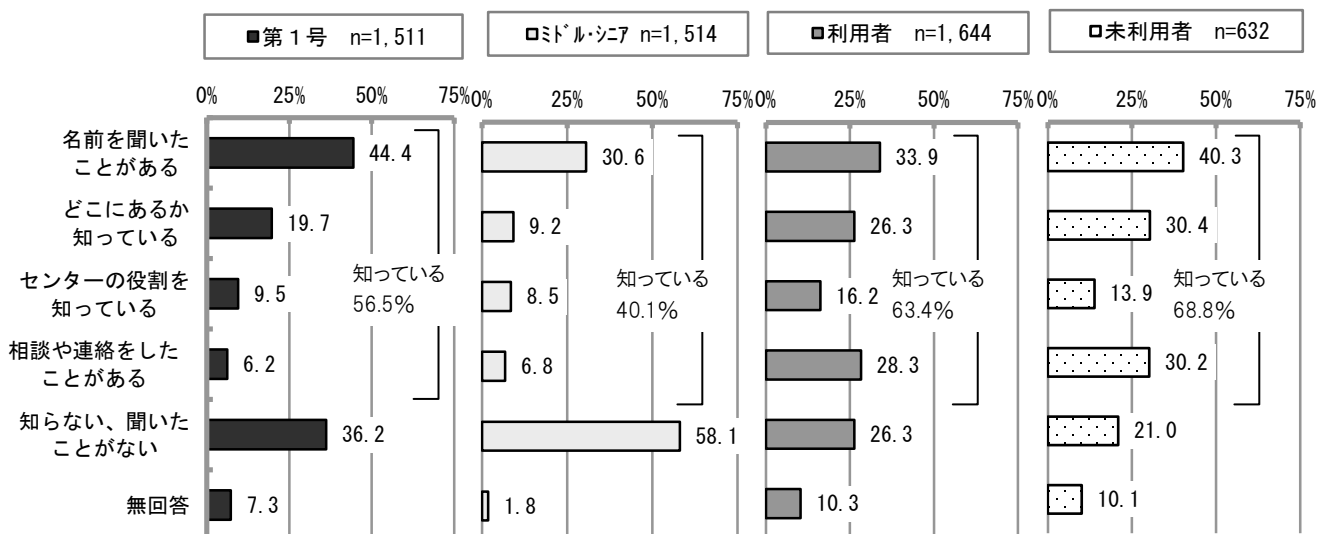
【図表】 2-22 近所づきあいの状況



## (3)高齢者あんしん相談センターについて

高齢者あんしん相談センターの認知度は、〔利用者〕〔未利用者〕は6割台となっており、〔第1号〕は過半数を超えています。一方、〔ミドル・シニア〕の認知度は約4割で、相対的に低くなっています。

【図表】 2-23 高齢者あんしん相談センターの認知度及び利用の有無（複数回答）





## (4)相談相手

不安になったときの相談相手は、いずれの対象者も「同居の家族」が最も多く、次いで、〔第1号〕〔未利用者〕では「別居の家族や親族」、〔ミドル・シニア〕は「友人・知人」となっています。

〔利用者〕では「ケアマネジャーやホームヘルパー」が2番目に多く、他の対象者に比べて高い割合となっています。また、〔利用者〕では「病院・診療所の医師・看護師等」の割合も、他の対象者に比べて高くなっています。

【図表】 2-24 不安になったときの相談相手（複数回答・上位5位のみ）

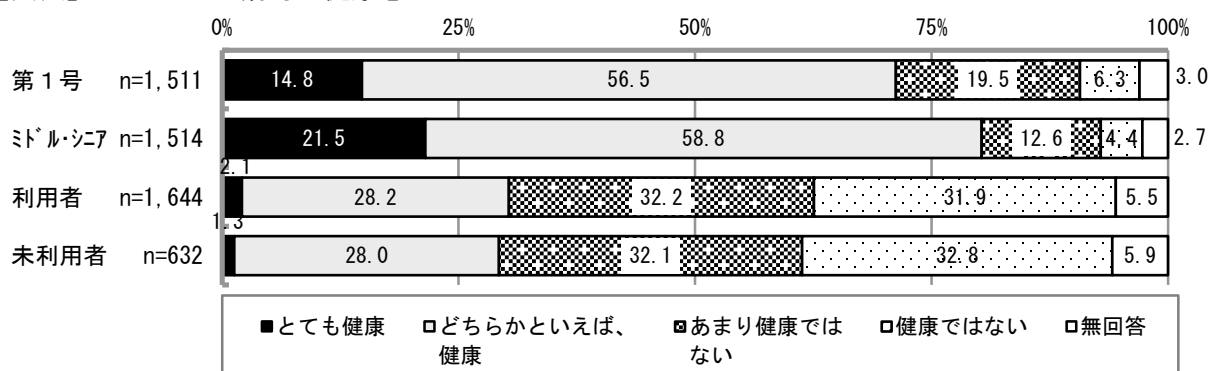
| 選択肢               | 第1号 |       | ミドル・シニア |       | 利用者 |       | 未利用者 |       |
|-------------------|-----|-------|---------|-------|-----|-------|------|-------|
|                   | 順位  | 割合    | 順位      | 割合    | 順位  | 割合    | 順位   | 割合    |
| 同居の家族             | 1   | 51.8% | 1       | 65.7% | 1   | 54.0% | 1    | 56.2% |
| 別居の家族や親族          | 2   | 42.2% | 3       | 35.9% | 3   | 37.2% | 2    | 41.3% |
| 町会や近所の人           | 5   | 8.5%  | 5       | 5.1%  | —   | —     | —    | —     |
| 友人・知人             | 3   | 36.0% | 2       | 48.0% | 5   | 12.0% | 4    | 17.4% |
| ケアマネジャー           | —   | —     | —       | —     | 2   | 42.0% | 5    | 8.7%  |
| 病院・診療所の医師・看護師等    | 4   | 13.8% | 4       | 9.2%  | 4   | 21.1% | 3    | 18.5% |
| (参考)高齢者あんしん相談センター | —   | 1.5%  | —       | 0.5%  | —   | 10.0% | —    | 6.0%  |

## ②医療及び介護予防について

### (1)健康状況について

主観的な健康感は、〔第1号〕〔ミドル・シニア〕は「どちらかといえば、健康だと思う」が最も多くなっています。

【図表】 2-25 主観的な健康感



## (2)介護予防事業の参加意向

何らかの介護予防メニューへの参加意向があるのは、〔ミドル・シニア〕が最も多く約5割、ほかは約4割となっています。

【図表】2-26 今後参加したい介護予防メニュー  
(複数回答・無回答を除く上位3位のみ)

|      | 第1号        |       | ミドル・シニア      |       | 利用者        |       | 未利用者       |       |
|------|------------|-------|--------------|-------|------------|-------|------------|-------|
|      | 参加意向がある    | 42.6% | 参加意向がある      | 48.7% | 参加意向がある    | 40.3% | 参加意向がある    | 41.1% |
| 参加意向 | 特に無い       | 37.9% | 特に無い         | 35.1% | 特に無い       | 34.0% | 特に無い       | 35.6% |
| 第1位  | 膝痛・腰痛対策    | 22.7% | 筋力向上トレーニング   | 25.4% | 膝痛・腰痛対策    | 17.8% | 膝痛・腰痛対策    | 21.2% |
| 第2位  | 筋力向上トレーニング | 14.8% | 膝痛・腰痛対策      | 21.6% | 筋力向上トレーニング | 12.7% | 認知症予防      | 13.4% |
| 第3位  | 認知症予防      | 10.0% | 筋力向上マシントレーニン | 14.5% | 認知症予防      | 12.7% | 筋力向上トレーニング | 12.0% |

## ③介護について

### (1)今後利用したい介護保険サービス

介護保険サービスの利用意向について、〔利用者〕は約7割であるのに対し、〔未利用者〕は約5割に留まっています。

利用意向の高いサービスは、〔利用者〕〔未利用者〕ともに「訪問介護」「福祉用具」「ショートステイ」「特別養護老人ホーム」となっています。

【図表】2-27 今後利用したい介護保険サービス  
(複数回答・無回答を除く上位5位のみ)

| 選択肢       | 利用者 |       | 未利用者 |       |
|-----------|-----|-------|------|-------|
|           | 順位  | 割合    | 順位   | 割合    |
| 訪問介護      | 1   | 24.3% | 2    | 19.0% |
| 福祉用具      | 2   | 22.0% | 3    | 16.9% |
| ショートステイ   | 3   | 20.3% | 5    | 10.4% |
| 特別養護老人ホーム | 4   | 18.7% | 4    | 11.6% |
| 特にない      | 5   | 16.8% | 1    | 26.7% |

## (2)介護をしていく上で困っていること（介護者、介護経験者が回答）

いずれの対象者も「精神的に疲れる」「身体的に疲れる」「自分の時間がとりにくい」が上位となっています。特に〔ミドル・シニア〕〔利用者〕の介護者は「精神的に疲れる」が約6割となっており、〔第1号〕〔未利用者〕に比べて高い割合となっています。

また、〔ミドル・シニア〕では「仕事との両立が難しい」が、〔利用者〕では「外出できない」が他の対象者に比べて高い割合となっています。

【図表】 2-28 介護をしていく上で困っていること（複数回答・上位5位のみ）

| 選択肢         | 第1号 |       | ミドル・シニア |       | 利用者 |       | 未利用者 |       |
|-------------|-----|-------|---------|-------|-----|-------|------|-------|
|             | 順位  | 割合    | 順位      | 割合    | 順位  | 割合    | 順位   | 割合    |
| 精神的に疲れる     | 1   | 37.6% | 1       | 62.4% | 1   | 58.8% | 1    | 44.4% |
| 身体的に疲れる     | 2   | 32.9% | 2       | 49.5% | 3   | 46.8% | 2    | 36.7% |
| 自分の時間が取りにくい | 3   | 30.7% | 3       | 42.2% | 2   | 47.5% | 3    | 35.1% |
| 外出できない      | 4   | 20.4% | 5       | 23.6% | 4   | 34.8% | 4    | 25.8% |
| 仕事との両立が難しい  | 5   | 16.4% | 4       | 35.4% | 5   | 21.4% | 5    | 23.4% |

### (3)区に力を入れてほしいこと

高齢者施策、介護保険事業について、区に力を入れてほしいことは、いずれの対象者も「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が最も多くなっています。

特に〔ミドル・シニア〕は、回答した割合が他に比べて高くなっています。

【図表】 2-29 高齢者施策、介護保険事業について、区に力を入れてほしいこと  
(複数回答・上位5位のみ)

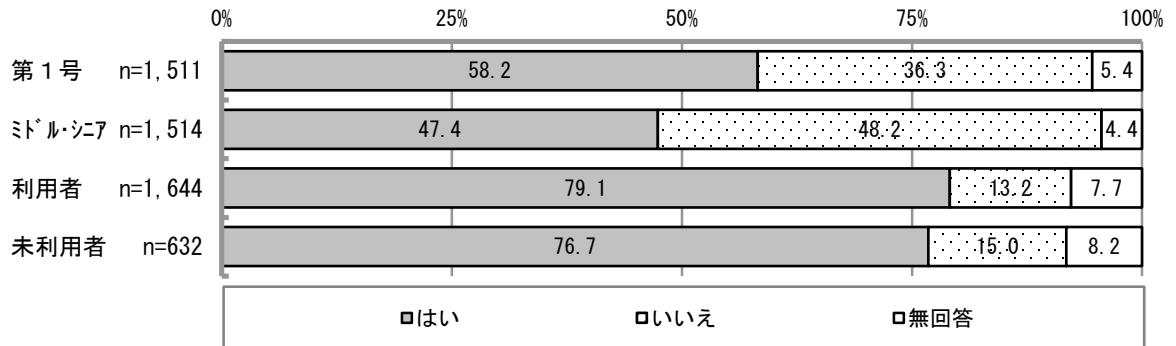
|     | 第1号                       |       | ミドル・シニア                   |       | 利用者                     |       | 未利用者                    |       |
|-----|---------------------------|-------|---------------------------|-------|-------------------------|-------|-------------------------|-------|
|     | 内容                        | 割合    | 内容                        | 割合    | 内容                      | 割合    | 内容                      | 割合    |
| 第1位 | 特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実     | 31.6% | 特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実     | 39.0% | 特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実   | 30.2% | 特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実   | 24.4% |
| 第2位 | 健康管理、介護予防                 | 27.6% | 健康管理、介護予防                 | 32.0% | 認知症高齢者に対する支援            | 25.1% | 高齢者あんしん相談センターなどの相談体制の充実 | 23.4% |
| 第3位 | 高齢者あんしん相談センターなどの相談体制の充実   | 24.1% | 認知症高齢者に対する支援              | 27.3% | 健康管理、介護予防               | 24.5% | 健康管理、介護予防               | 21.4% |
| 第4位 | 地域包括ケアシステムの充実             | 19.2% | 地域包括ケアシステムの充実             | 27.1% | 地域包括ケアシステムの充実           | 19.7% | 認知症高齢者に対する支援            | 16.8% |
| 第5位 | 高齢者住宅等への住み替えや住宅改修等住まいへの支援 | 18.6% | 高齢者住宅等への住み替えや住宅改修等住まいへの支援 | 22.8% | 高齢者あんしん相談センターなどの相談体制の充実 | 19.2% | 声かけや見守りサービスの充実          | 15.3% |

## ④住まいと住まい方について

### (1) 住み続けられる住まいか

今後も住み続けられる住まいかについては、「はい」が〔利用者〕〔未利用者〕では8割弱であるのに対し、〔第1号〕は約6割、〔ミドル・シニア〕は半数以下となっています。

【図表】 2-30 今後も住み続けられる住まいか



### (2) 住まいの不便・不安

住まいについて不便や不安を感じていることは、いずれの対象者も「階段等の段差がある」「老朽化している」「耐震に不安がある」が上位となっていますが、「特にない」の回答も多くなっています。

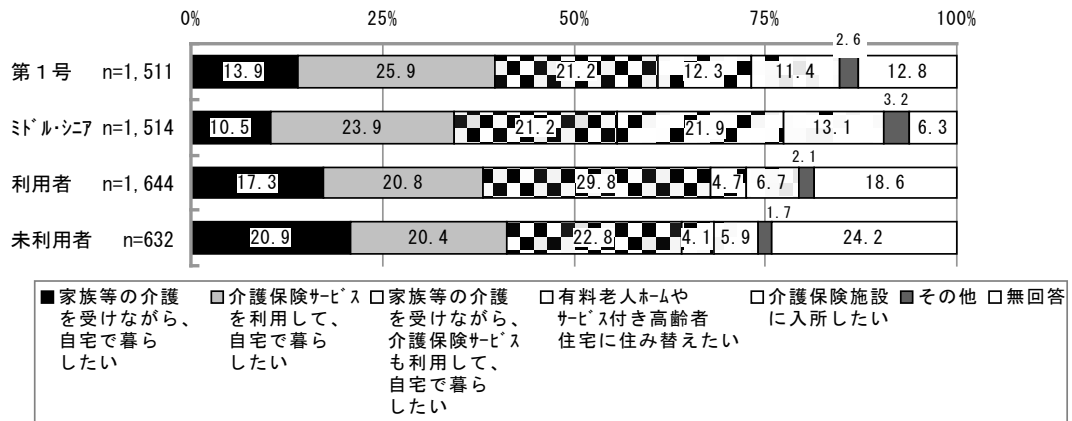
【図表】 2-31 住まいについて不便や不安を感じていること  
(複数回答・上位5位のみ)

| 選択肢              | 第1号 |        | ミドル・シニア |        | 利用者 |        | 未利用者 |        |
|------------------|-----|--------|---------|--------|-----|--------|------|--------|
|                  | 順位  | 割合 (%) | 順位      | 割合 (%) | 順位  | 割合 (%) | 順位   | 割合 (%) |
| 階段等の段差がある        | 2   | 24.1 % | 1       | 28.3 % | 2   | 28.6 % | 2    | 26.9 % |
| 老朽化している          | 3   | 18.9 % | 3       | 23.4 % | 4   | 23.1 % | 1    | 27.1 % |
| 耐震に不安がある         | 4   | 17.7 % | 4       | 20.3 % | 3   | 23.4 % | 4    | 22.3 % |
| 主に生活する場所が2階以上にある | 5   | 16.6 % | 5       | 16.1 % | 5   | 14.0 % | 5    | 16.8 % |
| 特にない             | 1   | 35.1 % | 2       | 27.8 % | 1   | 28.8 % | 3    | 25.5 % |

### (3)今後希望する暮らし方

今後希望する暮らし方は、いずれの対象者も「自宅で暮らしたい」と希望する割合が高くなっており、〔利用者〕が最も高く、〔未利用者〕〔第1号〕〔ミドル・シニア〕と続いています。

【図表】 2-32 今後希望する暮らし方



### (4)地域で暮らし続けるために必要なこと

いずれの対象者も「医療サービスが整っている」が最も多く、次いで「夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある」「福祉や介護に関する情報提供や相談体制が充実している」が上位となっています。

〔ミドル・シニア〕は「家族介護者を支援してくれる仕組みがある」が他より高い割合となっています。

【図表】 2-33 地域で暮らし続けるために必要なこと

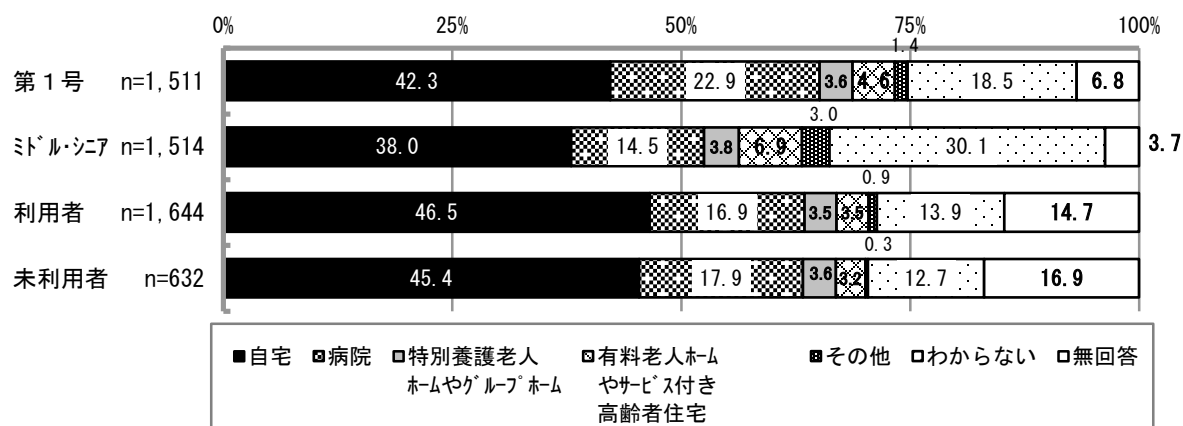
(3つ以内複数回答・上位5位のみ)

| 選択肢                       | 第1号 |       | ミドル・シニア |       | 利用者 |       | 未利用者 |       |
|---------------------------|-----|-------|---------|-------|-----|-------|------|-------|
|                           | 順位  | 割合    | 順位      | 割合    | 順位  | 割合    | 順位   | 割合    |
| 医療サービスが整っている              | 1   | 52.0% | 1       | 57.5% | 1   | 45.4% | 1    | 43.8% |
| 夜間や緊急時でも利用できる介護サービスがある    | 3   | 35.1% | 2       | 45.8% | 2   | 35.9% | 2    | 29.9% |
| 福祉や介護に関する情報提供や相談体制が充実している | 2   | 37.3% | 3       | 41.2% | 3   | 28.5% | 3    | 26.4% |
| 家事などの生活を支援してくれるサービスがある    | 4   | 23.2% | 5       | 28.9% | 5   | 21.7% | 4    | 24.2% |
| 家族介護者を支援してくれる仕組みがある       | 5   | 20.8% | 4       | 32.9% | 4   | 25.5% | 5    | 19.5% |

## (5)終末期を迎えたい場所

終末期を過ごす場所の希望は、いずれの対象者も「自宅」が最も多く、次いでいずれの対象者も「病院」となっています。

【図表】 2-34 終末期をどこで迎えたいか



## ⑤高齢者の社会参加について

### (1)地域活動について

地域活動に「参加していない」人の割合は約6割となっています。

一方、参加している人の地域活動は、〔第1号〕が「趣味の活動」、「町会・自治会活動」が多く、〔ミドル・シニア〕は「お祭りなどの地域行事の活動」、「町会・自治会活動」多くなっています。

【図表】 2-35 現在参加している地域活動（複数回答・上位5位のみ）

| 選択肢           | 第1号 |       | ミドル・シニア |       |
|---------------|-----|-------|---------|-------|
|               | 順位  | 割合    | 順位      | 割合    |
| 町会・自治会活動      | 2   | 10.6% | 2       | 8.3%  |
| お祭りなどの地域行事の活動 | 3   | 9.1%  | 1       | 8.5%  |
| 趣味の活動         | 1   | 12.3% | 4       | 5.1%  |
| 健康づくり・スポーツ活動  | 4   | 8.7%  | 3       | 5.4%  |
| 教養・学習活動       | 5   | 4.8%  | 5       | 2.4%  |
| (参考)参加していない   | —   | 61.1% | —       | 74.6% |

## (2)参加したいボランティア活動について

「特にない」が〔ミドル・シニア〕では3分の1以上、〔第1号〕では半数以上でした。

参加したい活動としては、〔ミドル・シニア〕が、いずれの項目も〔第1号〕より高い割合となっています。

【図表】 2-36 参加したい・興味があるボランティア活動  
(複数回答・上位5位のみ)

|     | 第1号               |       | ミドル・シニア           |       |
|-----|-------------------|-------|-------------------|-------|
| 参加  | 参加したい・興味がある       | 36.4% | 参加したい・興味がある       | 59.5% |
| 意向  | 特にない              | 53.3% | 特にない              | 36.7% |
| 第1位 | 話し相手や趣味の手伝いなどの活動  | 11.4% | 自然や環境を守るための活動     | 17.3% |
| 第2位 | 自然や環境を守るための活動     | 9.4%  | 話し相手や趣味の手伝いなどの活動  | 15.8% |
| 第3位 | 高齢者の交流を支援する活動     | 9.2%  | 災害時の救援活動          | 14.4% |
| 第4位 | 高齢者を訪問・見守る活動      | 7.5%  | 日常のちょっとした手伝いをする活動 | 12.7% |
| 第5位 | 日常のちょっとした手伝いをする活動 | 6.4%  | 子どもを対象とした活動       | 11.6% |

## (3)ボランティアの育成

有効だと考える支援は、いずれも「ボランティアをしたい人が登録できる制度の充実」が多くなっています。

〔ミドル・シニア〕では〔第1号〕と比べると、特に「入門講座などのきっかけづくり」「インターネットによる情報提供の充実」が高い割合となっています。

【図表】 2-37 ボランティア活動等に参加していくために有効な支援  
(複数回答・上位5位のみ)

|     | 第1号                     |       | ミドル・シニア                 |       |
|-----|-------------------------|-------|-------------------------|-------|
| 第1位 | 特にない                    | 34.1% | ボランティアをしたい人が登録できる制度の充実  | 51.3% |
| 第2位 | ボランティアをしたい人が登録できる制度の充実  | 33.4% | 入門講座や参加体験など活動参加のきっかけづくり | 30.3% |
| 第3位 | 講演やセミナーの開催              | 17.1% | インターネットによる情報提供の充実       | 24.5% |
| 第4位 | 入門講座や参加体験など活動参加のきっかけづくり | 14.9% | 活動のための場所の提供             | 22.0% |
| 第5位 | 活動のための場所の提供             | 14.9% | 講演やセミナーの開催              | 21.8% |



## (4)就業について

就労している割合は〔第1号〕が4割弱であるのに対し、〔ミドル・シニア〕では8割弱となっています。

【図表】2-38 現在の就労状況

|          | 第1号   | ミドル・シニア |
|----------|-------|---------|
| 就労している   | 37.7% | 77.0%   |
| 仕事はしていない | 51.8% | 19.7%   |
| 無回答      | 10.5% | 3.3%    |

今後の就労意向は、〔第1号〕が「仕事をしたい（し続けたい）又はする予定」が3割弱であるのに対し、〔ミドル・シニア〕では7割を超えています。

【図表】2-39 今後の就労意向

|                     | 第1号   | ミドル・シニア |
|---------------------|-------|---------|
| 仕事をしたい（し続けたい）又はする予定 | 28.5% | 74.6%   |
| 仕事をしたい（し続けたい）ができない  | 7.1%  | 4.9%    |
| 仕事はしない予定である         | 37.1% | 10.8%   |
| わからない               | 9.1%  | 7.5%    |
| 無回答                 | 18.3% | 2.2%    |

## ⑥認知症について

### (1)認知症について知っていること

いずれの対象者も「適切な対処により、進行を遅らせたり改善する可能性がある」が最も多く、次いで「種類により、薬で進行を遅らせることができる」となっています。全体的に〔第1号〕〔ミドル・シニア〕の方が〔利用者〕〔未利用者〕より知っている割合が高い傾向となっています。

【図表】2-40 認知症について知っていること（複数回答・上位5位のみ）

| 選択肢                        | 第1号 |       | ミドル・シニア |       | 利用者 |       | 未利用者 |       |
|----------------------------|-----|-------|---------|-------|-----|-------|------|-------|
|                            | 順位  | 割合    | 順位      | 割合    | 順位  | 割合    | 順位   | 割合    |
| 適切な対処により振興を遅らせたり改善する可能性がある | 1   | 63.4% | 1       | 68.4% | 1   | 43.7% | 1    | 45.9% |
| 種類により、薬で進行を遅らせることができる      | 2   | 47.7% | 2       | 53.7% | 2   | 37.3% | 2    | 35.1% |
| 接し方により症状が改善することがある         | 4   | 33.2% | 3       | 44.1% | 4   | 23.9% | 4    | 20.7% |
| 成年後見制度がある                  | 3   | 35.7% | 4       | 43.9% | 5   | 22.0% | 5    | 19.3% |
| 全く知らない                     | 5   | 19.9% | 5       | 18.2% | 3   | 26.2% | 3    | 22.8% |

## (2)家族に対して充実してほしいサービス

いずれの対象者も「認知症の方を預かるサービス」が最も多くなっており、特に〔ミドル・シニア〕は7割を超えています。次いで、〔第1号〕〔ミドル・シニア〕では「正しく理解するための講座」が、〔利用者〕〔未利用者〕では「専門家による訪問相談」が多くなっています

【図表】 2-41 認知症患者を抱える家族に対して充実してほしいサービス  
(複数回答・上位5位のみ)

|     | 第1号           |       | ミドル・シニア       |       | 利用者           |       | 未利用者          |       |
|-----|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|
|     | サービス          | 割合    | サービス          | 割合    | サービス          | 割合    | サービス          | 割合    |
| 第1位 | 認知症の方を預かるサービス | 54.1% | 認知症の方を預かるサービス | 72.3% | 認知症の方を預かるサービス | 46.5% | 認知症の方を預かるサービス | 44.0% |
| 第2位 | 正しく理解するための講座  | 35.5% | 正しく理解するための講座  | 43.2% | 専門家による訪問相談    | 23.9% | 専門家による訪問相談    | 23.9% |
| 第3位 | 専門家による訪問相談    | 30.9% | 専門家による訪問相談    | 40.5% | 正しく理解するための講座  | 20.5% | 正しく理解するための講座  | 22.0% |
| 第4位 | 認知症に関する電話相談   | 18.3% | 通所サービス        | 31.9% | 通所サービス        | 18.4% | 認知症に関する電話相談   | 16.1% |
| 第5位 | 認知症カフェ        | 13.0% | グループホーム       | 26.0% | 認知症に関する電話相談   | 11.9% | 通所サービス        | 9.7%  |

## (3)認知症を疑った時の相談相手

いずれの対象者も「家族や親族」が最も多くなっています。次いで、〔第1号〕〔未利用者〕は「かかりつけ医又は認知症サポート医」、〔ミドル・シニア〕は「専門病院又は専門医」、〔利用者〕は「ケアマネジャー」が高くなっています。

【図表】2-42 認知症についての相談相手（複数回答・上位5位のみ）

|     | 第1号              |       | ミドル・シニア          |       | 利用者              |       | 未利用者             |       |
|-----|------------------|-------|------------------|-------|------------------|-------|------------------|-------|
| 第1位 | 家族や親族            | 54.0% | 家族や親族            | 54.1% | 家族や親族            | 47.9% | 家族や親族            | 53.6% |
| 第2位 | かかりつけ医又は認知症サポート医 | 38.6% | 専門病院又は専門医        | 46.4% | ケアマネジャー          | 34.5% | かかりつけ医又は認知症サポート医 | 35.1% |
| 第3位 | 専門病院又は専門医        | 24.6% | かかりつけ医又は認知症サポート医 | 39.2% | かかりつけ医又は認知症サポート医 | 34.4% | 専門病院又は専門医        | 19.8% |
| 第4位 | 友人・知人            | 14.9% | 友人・知人            | 23.0% | 専門病院又は専門医        | 17.0% | 高齢者あんしん相談センターの職員 | 11.6% |
| 第5位 | 特に何もしない          | 10.1% | ケアマネジャー          | 11.6% | 高齢者あんしん相談センターの職員 | 9.8%  | ケアマネジャー          | 10.3% |

## ⑦日常生活の不安と災害について

### (1)現在の生活上の不安

いずれの対象者も「自分や家族の健康」が最も多く、特に〔ミドル・シニア〕は6割を超えています。次いで「介護が必要になること」が多く、〔利用者〕〔未利用者〕では4割を超えています。3番目に多い「災害時の備えや対応方法」は、〔第1号〕を除いて4分の1程度があげています。

【図表】2-43 生活上の不安（複数回答・特にない・無回答を除く上位5位のみ）

|     | 第1号                 |       | ミドル・シニア       |       | 利用者                 |       | 未利用者         |       |
|-----|---------------------|-------|---------------|-------|---------------------|-------|--------------|-------|
| 第1位 | 自分や家族の健康            | 37.2% | 自分や家族の健康      | 62.0% | 自分や家族の健康            | 47.3% | 自分や家族の健康     | 50.3% |
| 第2位 | 介護が必要になること          | 25.9% | 介護が必要になること    | 36.1% | 介護が必要になること          | 43.4% | 介護が必要になること   | 44.0% |
| 第3位 | 災害時の備えや対応方法         | 14.4% | 災害時の備えや対応方法   | 24.0% | 災害時の備えや対応方法         | 26.6% | 災害時の備えや対応方法  | 25.2% |
| 第4位 | 介護をしてくれる人がいない       | 10.7% | 介護をしてくれる人がいない | 15.1% | 友人や地域との交流が無い        | 15.4% | 犯罪や悪徳商法      | 15.0% |
| 第5位 | 夜間や緊急時に対応してくれる人がいない | 10.5% | 財産の管理や相続に関する事 | 11.4% | 夜間や緊急時に対応してくれる人がいない | 15.2% | 友人や地域との交流が無い | 14.1% |

## (2)災害に対する不安

〔利用者〕は「一人で避難できない」が、他は「ライフラインが利用できなくなる」が最も多くなっています。

〔利用者〕〔未利用者〕は特に「一人で避難できない」「医療の確保」が他に比べて高い割合となっています。

【図表】 2-44 災害に関して不安に感じていること（複数回答・上位5位のみ）

|     | 第1号             |       | ミドル・シニア          |       | 利用者             |       | 未利用者            |       |
|-----|-----------------|-------|------------------|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|
|     | 内容              | 割合    | 内容               | 割合    | 内容              | 割合    | 内容              | 割合    |
| 第1位 | ライフラインが利用できなくなる | 50.3% | ライフラインが利用できなくなる  | 65.7% | 一人で避難できない       | 51.1% | ライフラインが利用できなくなる | 47.0% |
| 第2位 | 家屋が倒壊する         | 29.2% | 家屋が倒壊する          | 36.9% | ライフラインが利用できなくなる | 39.5% | 一人で避難できない       | 36.4% |
| 第3位 | 特になし            | 24.5% | 避難所での生活          | 30.9% | 医療の確保           | 35.5% | 家屋が倒壊する         | 35.0% |
| 第4位 | 避難所での生活         | 22.9% | 離れている家族等と連絡ができない | 30.3% | 家屋が倒壊する         | 30.1% | 医療の確保           | 31.0% |
| 第5位 | 医療の確保           | 21.0% | 医療の確保            | 15.1% | 避難所での生活         | 29.6% | 避難所での生活         | 28.6% |

### 3 主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築のために、以下の主要項目に沿って施策を進めていきます。

#### (1) 地域で支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各機関が協力して、高齢者の日常生活を支える穏やかな地域支援体制をつくります。このため、元気高齢者をはじめとする区民が、多様な活動を通じて地域の高齢者の日常生活をサポートしながら、活力ある高齢期を過ごすためのしくみづくりを進めます。

また、介護の専門職による公的なサービスに限ることなく、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスもあわせて展開できるよう、担い手の支援を行います。

さらに、高齢者の尊厳ある暮らしを確保するため、相談体制や情報提供を充実するとともに権利擁護を推進する関係機関との連携を図ります。

#### (2) 在宅サービスの充実

介護が必要になっても可能な限り住み慣れた自宅での生活が継続できるように、介護保険居宅サービスをはじめ地域密着型サービスなどの介護保険制度の基盤を整備するとともに、適切な介護サービスを提供するため、介護人材の確保とレベルアップを目指して介護サービス事業者を支援します。

今後、増加が見込まれる認知症高齢者や医療依存度の高い高齢者に対して、認知症支援策の充実や介護と医療の連携の推進に取り組みます。

また、在宅で介護を行っている家族に対して心身の負担を軽減する支援を充実していきます。

#### (3) 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても毎日に生きがいや、はりを持って自分らしくいきいきと生活できるよう支援を行います。特に、定年退職を迎えるまで生活の中心が職場にあり地域との繋がりが希薄となった団塊の世代や増加する一人暮らし高齢者が、地域コミュニティに参加しやすいしくみづくりを進めます。このため、高齢者が有する知識、豊かな経験や技術を地域社会に活かし、生涯現役であり続けるしくみに加えて、元気高齢者が介護の担い手として活躍していく取り組みを推進します。

また、加齢に伴う運動機能や記憶力の衰えを防ぐため、身近な地域で継続して参加できる運動機能向上等の介護予防の取り組みや、栄養改善・口腔機能の維持・向上を図る健康づくりを推進していきます。

## （４）高齢者の多様な住まい方の支援や取り組み

生活の基盤として必要な住まいの確保と高齢者本人の希望と経済力にかなった住まい方の支援に取り組みます。高齢者を対象とした住まいの確保に向けては、民間事業者の協力を得ながら既存ストックの活用等を進め、プライバシーと尊厳が十分に守られた高齢者の入居を拒まない住宅の普及促進に努めるとともに、介護が必要になったときでも、できる限り自立した在宅生活を継続できるように住宅改修等に助成します。

また、住宅困窮度が高い人に対してシルバーピアを優先的に供給するしくみについて検討するとともに、入居者に生活相談や指導などの新たな生活援助を開始し、在宅生活の継続を支援していきます。

あわせて、様々なサービスを利用しても在宅生活の継続が難しい高齢者のための施設整備を行います。

## （５）災害への対応

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の安否確認、避難誘導を適切に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との連携の強化をこれまで以上に図るとともに、災害ボランティア体制の整備を進め、より実効性のある援護体制を構築していきます。

また、避難所での生活が著しく困難な災害時要援護者が安心して避難できる福祉避難所の拡充とその運営体制の構築を推進するとともに、介護保険サービスを提供する事業所や施設が災害時に通所者や入所者の安全を確保できるよう、事業者への必要な支援を行います。

さらに、地震に強い高齢者の住まいづくりへの支援も推進していきます。

## 4 計画の体系

| 大項目                   | 小項目                    | 計画事業                        |         |
|-----------------------|------------------------|-----------------------------|---------|
| 1<br>地域で支え合うしくみの充実    | 1 高齢者への地域支援体制の充実       | 1 文京区地域包括ケア推進委員会の運営         |         |
|                       |                        | <b>2 地域ケア会議の構築・運営</b>       |         |
|                       |                        | <b>3 ハートフルネットワーク事業の充実</b>   |         |
|                       |                        | 4 小地域福祉活動の推進                | 地 1-1-1 |
|                       |                        | 5 民生委員・児童委員による相談援助活動        |         |
|                       |                        | 6 話し合い員との連携                 |         |
|                       |                        | 7 みまもり訪問事業                  | 地 1-1-5 |
|                       |                        | 8 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援      |         |
|                       | 2 地域活動の担い手への支援         | 1 ボランティア・市民活動への支援           | 地 1-1-2 |
|                       |                        | 2 ふれあいいきいきサロン               | 地 1-1-3 |
|                       |                        | 3 いきいきサービス事業の推進             | 地 1-1-6 |
|                       |                        | 4 シルバー人材センターの活動支援【再掲】       |         |
|                       |                        | 5 シルバーお助け隊事業への支援【再掲】        |         |
|                       |                        | 6 地域活動参加支援サイト               |         |
|                       |                        | 7 小地域福祉活動の推進【再掲】            |         |
|                       |                        | 8 生活支援コーディネーターの配置 ※         |         |
|                       | 9 介護予防指導者等養成事業の推進【再掲】※ |                             |         |
|                       | 3 相談体制・情報提供の充実         | <b>1 高齢者あんしん相談センターの機能強化</b> |         |
|                       |                        | 2 老人福祉法に基づく相談・措置            |         |
|                       |                        | 3 介護保険苦情相談体制の充実             |         |
|                       |                        | 4 高齢者向けサービスの情報提供の充実         |         |
|                       |                        | 5 地域ケア会議の構築・運営【再掲】          |         |
|                       |                        | 6 小地域福祉活動の推進【再掲】            |         |
|                       | 4 高齢者の権利擁護の推進          | 1 福祉サービス利用援助事業の促進           | 地 3-3-1 |
|                       |                        | 2 成年後見制度の利用促進               | 地 3-3-4 |
| 3 法人後見の受任             |                        |                             |         |
| 4 高齢者虐待防止への取組強化       |                        |                             |         |
| 5 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談 |                        |                             |         |

【凡例】・          は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。

・ **太字**…本計画において進行管理するものです。

・ 進行管理の対象とする事業のうち、他の分野別計画と重複掲載している事業については、事業名の後に進行管理を行う分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

地…地域福祉保健の推進計画 保…保健医療計画

・ ※…介護予防・日常生活支援総合事業に関連する事業です。

・ 【再掲】…重複掲載事業のうち、主要事業ではない場合に使用しています。

| 大項目            | 小項目              | 計画事業               |                              |
|----------------|------------------|--------------------|------------------------------|
| 2<br>在宅サービスの充実 | 1 介護保険居宅サービス等の充実 | 1                  | 居宅サービス ※                     |
|                |                  | 2                  | 地域密着型サービス                    |
|                | 2 介護保険サービス基盤の整備  | 1                  | <b>高齢者施設の整備（介護老人保健施設）</b>    |
|                |                  | 2                  | <b>地域密着型サービスの整備</b>          |
|                |                  | 3                  | 地域密着型サービス事業者の指定              |
|                | 3 認知症支援策の充実      | 1                  | <b>認知症に関する普及啓発</b>           |
|                |                  | 2                  | 認知症相談会の実施                    |
|                |                  | 3                  | <b>認知症ケアパスの作成</b>            |
|                |                  | 4                  | 認知症地域支援推進員の設置                |
|                |                  | 5                  | 認知症コーディネーターの設置               |
|                |                  | 6                  | 認知症サポート医・かかりつけ医との連携          |
|                |                  | 7                  | 認知症初期集中支援チームの設置              |
|                |                  | 8                  | <b>認知症サポーター養成講座</b>          |
|                |                  | 9                  | <b>認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ</b> |
|                |                  | 10                 | <b>認知症徘徊対策の充実</b>            |
|                |                  | 11                 | 生活環境維持事業                     |
|                |                  | 12                 | 地域密着型サービスの整備【再掲】             |
|                |                  | 13                 | 地域ケア会議の構築・運営【再掲】             |
|                | 4 介護と医療の連携推進     | 1                  | かかりつけ「医・歯科医・薬局」の確保           |
|                |                  | 2                  | 在宅介護における医療連携の推進              |
|                |                  | 3                  | 地域医療連携の充実                    |
|                | 5 ケアマネジメント機能の強化  | 1                  | ケアマネジャーへの個別相談・研修             |
|                |                  | 2                  | 介護サービス事業者連絡協議会を通じた研修の実施      |
|                |                  | 3                  | ケアプラン点検の実施                   |
|                |                  | 4                  | 主任ケアマネジャーの支援・活用              |
|                | 6 介護サービス事業者への支援  | 1                  | <b>介護サービス事業者連絡協議会</b>        |
|                |                  | 2                  | 介護人材確保の支援                    |
| 3              |                  | 福祉サービス第三者評価制度の利用促進 |                              |

保 2-2-1



| 大項目            | 小項目                | 計画事業 |                           |
|----------------|--------------------|------|---------------------------|
| 2<br>在宅サービスの充実 | 7 介護保険サービスの適正利用の促進 | 1    | 公平・公正な要介護認定の実施            |
|                |                    | 2    | ケアプラン点検の実施【再掲】            |
|                |                    | 3    | 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査    |
|                |                    | 4    | 生活保護受給高齢者支援事業             |
|                |                    | 5    | <b>事業者への実施指導・集団指導</b>     |
|                |                    | 6    | 給付費通知の送付                  |
|                |                    | 7    | 介護サービス情報の提供               |
|                |                    | 8    | 介護サービス適正利用の啓発             |
|                | 8 家族介護者への支援        | 1    | 緊急ショートステイ                 |
|                |                    | 2    | 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲】 |
|                |                    | 3    | <b>院内介助サービス</b>           |
|                |                    | 4    | 寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業         |
|                |                    | 5    | 仕事と生活の調和に向けた啓発            |
|                | 9 ひとり暮らし高齢者等への支援   | 1    | <b>高齢者緊急連絡カードの整備</b>      |
|                |                    | 2    | 高齢者自立生活支援事業               |
|                |                    | 3    | シルバーお助け隊事業への支援            |
|                |                    | 4    | いきいきサービス事業の推進【再掲】         |
|                |                    | 5    | 緊急通報システム                  |
|                |                    | 6    | みまもり訪問事業【再掲】              |
|                |                    | 7    | 話し合い員との連携【再掲】             |
|                |                    | 8    | ごみの訪問収集                   |
|                |                    | 9    | 介護予防・生活支援サービス事業【再掲】 ※     |
|                |                    | 10   | 災害時要援護者への支援【再掲】           |
|                | 10 寝たきり等高齢者への支援    | 1    | 寝たきり等高齢者理美容サービス           |
|                |                    | 2    | 寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業【再掲】     |
|                |                    | 3    | 緊急ショートステイ【再掲】             |
|                |                    | 4    | 高齢者日常生活支援用具の給付等事業         |
|                |                    | 5    | 話し合い員との連携【再掲】             |
|                |                    | 6    | 歯と口腔の健康                   |

| 大項目                  | 小項目             | 計画事業              |                         |
|----------------------|-----------------|-------------------|-------------------------|
| 3<br>健康で豊かな暮らしの実現    | 1 健康の維持・増進      | 1                 | 健康相談                    |
|                      |                 | <b>2</b>          | <b>健康診査・保健指導</b>        |
|                      |                 | 3                 | 歯と口腔の健康【再掲】             |
|                      | 2 健康づくりの支援      | 1                 | 体力アップフェア                |
|                      |                 | <b>2</b>          | <b>高齢者いきいき入浴事業</b>      |
|                      |                 | 3                 | 高齢者向けスポーツ教室             |
|                      |                 | 4                 | 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援   |
|                      | 3 介護予防の推進       | 1                 | 介護予防チェックリストの実施 ※        |
|                      |                 | 2                 | 介護予防ケアマネジメントの実施 ※       |
|                      |                 | <b>3</b>          | <b>プログラム事業の実施 ※</b>     |
|                      |                 | <b>4</b>          | <b>介護予防教室事業実施 ※</b>     |
|                      |                 | 5                 | 介護予防普及啓発事業の推進 ※         |
|                      |                 | 6                 | 介護予防指導者等養成事業の推進 ※       |
|                      | 4 生涯学習          | 1                 | アカデミー推進計画に基づく各種事業       |
|                      |                 | 2                 | 文京いきいきアカデミア(高齢者大学)      |
|                      |                 | 3                 | 生涯にわたる学習機会の提供           |
|                      | 5 高齢者の交流・社会参加   | <b>1</b>          | <b>高齢者クラブ活動の支援</b>      |
|                      |                 | 2                 | いきいきシニアの集い              |
|                      |                 | 3                 | シニアプラザ                  |
|                      |                 | 4                 | 福祉センターにおける高齢者参画交流事業（仮称） |
|                      |                 | 5                 | 寿教室                     |
|                      |                 | 6                 | 電子機器等利用に関する支援           |
|                      |                 | 7                 | ふれあいいきいきサロン【再掲】         |
|                      |                 | 8                 | シルバーセンター等活動場所の提供        |
|                      |                 | 9                 | 長寿お祝い事業                 |
|                      |                 | 10                | 公園再整備事業                 |
|                      | 6 高齢者の地域貢献・就業支援 | 1                 | 社会参加の促進事業               |
|                      |                 | 2                 | ボランティア・市民活動への支援【再掲】     |
|                      |                 | 3                 | いきいきサービス事業の推進【再掲】       |
|                      |                 | <b>4</b>          | <b>シルバー人材センターの活動支援</b>  |
|                      |                 | 5                 | シルバーお助け隊事業への支援【再掲】      |
|                      |                 | 6                 | 高齢者の経験や技術を活かす支援策についての検討 |
|                      |                 | 7                 | 小地域福祉活動の推進【再掲】          |
| 7 介護予防・日常生活支援総合事業の実施 | 1               | 介護予防・生活支援サービス事業 ※ |                         |
|                      | 2               | 一般介護予防事業 ※        |                         |

| 大項目                     | 小項目              | 計画事業                          |                          |         |
|-------------------------|------------------|-------------------------------|--------------------------|---------|
| 4<br>高齢者の多様な住まい方の支援や取組み | 1 高齢者の居住安定の確保    | 1                             | 居住支援の推進                  |         |
|                         | 2 生活環境の整備        | 1                             | 高齢者住宅設備等改造事業             |         |
|                         |                  | 2                             | 住宅改修支援事業                 |         |
|                         |                  | 3                             | 耐震改修促進事業                 | 地 3-4-5 |
|                         |                  | 4                             | 高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給    |         |
|                         |                  | 5                             | 家具転倒防止器具設置費用助成【再掲】       |         |
|                         |                  | 6                             | 文京区バリアフリー基本構想の策定         |         |
|                         |                  | 7                             | 道のバリアフリーの推進              | 地 2-1-3 |
|                         |                  | 8                             | 建築物等のバリアフリーの推進           |         |
|                         | 3 介護保険施設サービス等の充実 | 1                             | 施設サービス                   |         |
|                         |                  | 2                             | 地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム) |         |
|                         |                  | 3                             | 高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム)      |         |
| 4                       |                  | 地域密着型サービス施設の整備(認知症高齢者グループホーム) |                          |         |

| 大項目         | 小項目                    | 計画事業 |                                  |         |
|-------------|------------------------|------|----------------------------------|---------|
| 5<br>災害への対応 | 1 災害時要援護者への支援          | 1    | 災害時要援護者への支援                      |         |
|             |                        | 2    | 福祉避難所の拡充                         | 地 3-4-4 |
|             |                        | 3    | 災害ボランティア体制の整備                    | 地 3-4-3 |
|             | 2 介護サービス事業者の災害対応に関する支援 | 1    | 介護サービス事業者のBCP(事業継続計画)マニュアル等の作成支援 |         |
|             |                        | 2    | 災害に関する情報提供・研修会の実施                |         |
|             | 3 震災への住環境対策            | 1    | 耐震改修促進事業【再掲】                     |         |
|             |                        | 2    | 家具転倒防止器具設置費用助成                   | 地 3-4-6 |

## 5 計画事業

- ・  の事業は、進行管理対象事業です。

### (1) 地域で支え合うしくみの充実

#### 1-1 高齢者への地域支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携し、見守り、支え合う体制を強化します。このため、地域ケア会議の開催を推進し、個別の課題事例の検討を行うことを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発に取り組みます。

##### 1-1-1 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 高齢者の介護及び介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進する。また、地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し各種施策の実現につなげる。 |
|------|---|

##### 1-1-2 地域ケア会議の構築・運営

|         |  |
|---------|--|
| 事業概要    | 各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じて地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る。<br>また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていく。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより地域包括ケアシステムの実現を図る。 |
| 3年間の事業量 | 各高齢者あんしん相談センターで個別課題レベルの地域ケア会議を実施するとともに、地域課題の把握・解決に向けた日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施する。また、区においては、政策形成を視野においた区全域レベルの地域ケア会議を実施する。各会議体は既存会議を効果的に活用する。                             |

##### 1-1-3 ハートフルネットワーク事業の充実

|         |  |        |        |
|---------|--|--------|--------|
| 事業概要    | 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行う。 |        |        |
| 3年間の事業量 | 項目   | 25年度実績 | 29年度末  |
|         | ハートフルネットワーク協力機関数   | 572 団体 | 600 団体 |

**1-1-4 小地域福祉活動の推進**

|         |  |
|---------|--|
| 事業概要    | 地域福祉コーディネーターを配置して、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組みを地域の人とともに考え関係機関等と連携をすることで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。<br>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】 |
| 3年間の事業量 | 住民主体の小地域福祉活動をできるだけ早期に区内全域で推進するため、各圏域に「地域福祉コーディネーター」を配置する。  |

**1-1-5 民生委員・児童委員による相談援助活動**

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 地域と行政機関のパイプ役である民生委員・児童委員協議会への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。 |
|------|--|

**1-1-6 話し合い員との連携**

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯及び重度の身体障害者世帯の方を対象に、「話し合い員」が孤独感を和らげるため、ご自宅を定期的（平日の週1回1時間程度まで）に訪問し、話し相手になり、あわせて安否の確認を行う。 |
|------|---|

**1-1-7 みまもり訪問事業**

|         |   |        |      |      |      |
|---------|---|--------|------|------|------|
| 事業概要    | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】 |        |      |      |      |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|         | 利用者数  | 78人    | 80人  | 90人  | 100人 |
|         | みまもりサポーター数  | 45人    | 50人  | 55人  | 60人  |

**1-1-8 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援**

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 区内の各高齢者クラブの会員が、高齢者が相互に支え合う地域づくりを実践するために会員宅を訪問し、安否の確認等を行う。 |
|------|---|

**1-2 地域活動の担い手への支援**

今後、超高齢社会を迎えるにあたり、多くの区民が様々な機会を捉え、地域活動の担い手となる支援を行います。特に、高齢者自身が社会参加を通じて地域を支える担い手として活躍できるように地域貢献活動への参画の支援やボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりの検討を行います。

### 1-2-1 ボランティア・市民活動への支援

|         |  |        |      |       |       |
|---------|--|--------|------|-------|-------|
| 事業概要    | ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進するとともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】 |        |      |       |       |
| 3年間の事業量 | 項目   | 25年度実績 | 27年度 | 28年度  | 29年度  |
|         | ボランティア・市民活動まつり参加団体数  | 75団体   | 80団体 | 82団体  | 84団体  |
|         | ボランティア・市民活動センターへの利用登録団体数   | 79団体   | 85団体 | 108団体 | 116団体 |

### 1-2-2 ふれあいいきいきサロン

|         |  |        |      |      |      |
|---------|--|--------|------|------|------|
| 事業概要    | 外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】 |        |      |      |      |
| 3年間の事業量 | 項目   | 25年度実績 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|         | サロン設置数   | 90か所   | 91か所 | 92か所 | 95か所 |

### 1-2-3 いきいきサービス事業の推進

|         |   |        |      |      |      |
|---------|---|--------|------|------|------|
| 事業概要    | 区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】 |        |      |      |      |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|         | 利用会員  | 226人   | 240人 | 250人 | 260人 |
|         | 協力会員  | 87人    | 95人  | 100人 | 105人 |

### 1-2-4 シルバー人材センターの活動支援【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【3-6-4 参照】 |
|------|------------|

### 1-2-5 シルバーお助け隊事業への支援【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【2-9-3 参照】 |
|------|------------|

### 1-2-6 地域活動参加支援サイト

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会、社会教育団体など、区内の非営利の公益活動を紹介する情報サイトと facebook 等の SNS を一体的に活用し、地域活動への参加促進を図る。 |
|------|---|

## 1-2-7 小地域福祉活動の推進【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【1-1-4 参照】 |
|------|------------|

## 1-2-8 生活支援コーディネーターの配置

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援するため、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングの機能を持つ生活支援コーディネーターの配置を目指す。 |
|------|--|

## 1-2-9 介護予防指導者等養成事業の推進【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【3-3-6 参照】 |
|------|------------|

## 1-3 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など一人ひとりの様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。このため、関係機関と協力しつつ、地域における高齢者福祉の拠点としての役割を果たすため、高齢者あんしん相談センターの機能及び体制を強化し、各種相談窓口等と連携していきます。

## 1-3-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

|         |   |          |          |
|---------|---|----------|----------|
| 事業概要    | 高齢者あんしん相談センターは、今後さらに進行していく高齢化を見据え、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における高齢者福祉の拠点として必要な相談・支援等に的確に対応するための機能強化を図る。また、高齢者あんしん相談センターの周知活動を進め、地域での認知度の向上を図るとともに、地域活動を強化し、在宅介護を支える医療と介護の連携調整などにより、在宅生活の充実に支援する。 |          |          |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績   | 29年度末    |
|         | 高齢者あんしん相談センターの総相談数  | 29,465 件 | 46,255 件 |

## 1-3-2 老人福祉法に基づく相談・措置

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 高齢者に関する相談を受け、高齢者あんしん相談センター等との連携を図りながら支援を行う。また、養護老人ホームや介護保険サービス利用の措置、成年後見制度の区長申立て手続きを行う。 |
|------|---|

## 1-3-3 介護保険苦情相談体制の充実

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 区民や介護サービス事業者の介護保険に関する相談・苦情等に、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行うことで、早期解決を図る。 |
|------|---|

### 1-3-4 高齢者向けサービスの情報提供の充実

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた「高齢者のための福祉と保健のしおり」の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向け情報の提供を適宜行う。 |
|------|---|

### 1-3-5 地域ケア会議の構築・運営【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【1-1-2 参照】 |
|------|------------|

### 1-3-6 小地域福祉活動の推進【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【1-1-4 参照】 |
|------|------------|

## 1-4 高齢者の権利擁護の推進

福祉や介護などの支援が必要な高齢者が、適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を進めます。また、虐待防止や消費者トラブルなど様々な被害にあわないための対策を強化するとともに、成年後見制度の普及及び利用支援を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

### 1-4-1 福祉サービス利用援助事業の促進

|         |  |        |      |      |      |
|---------|--|--------|------|------|------|
| 事業概要    | 高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理、重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。 |        |      |      |      |
| 3年間の事業量 | 項目   | 25年度実績 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|         | 福祉サービス利用援助事業件数   | 30件    | 32件  | 33件  | 34件  |
|         | 財産保全管理サービス件数   | 29件    | 33件  | 34件  | 35件  |
|         | 法律相談件数   | 6件     | 12件  | 12件  | 12件  |

### 1-4-2 成年後見制度の利用促進

|         |   |        |      |      |      |
|---------|---|--------|------|------|------|
| 事業概要    | 成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。【社会福祉協議会実施事業】 |        |      |      |      |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|         | 成年後見学習会・講座開催数   | 8回     | 8回   | 8回   | 8回   |
|         | 専門相談件数  | 23件    | 36件  | 36件  | 36件  |



### 1-4-3 法人後見の受任

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、社会福祉協議会が成年後見人を受任する法人後見を実施する。<br>【社会福祉協議会実施事業】 |
|------|---|

### 1-4-4 高齢者虐待防止への取組強化

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 虐待を受けた高齢者を保護し、必要な措置を講じるとともに、高齢者の権利擁護のための広報啓発活動を進め、虐待防止や早期発見を図る。 |
|------|---|

### 1-4-5 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施している。また、消費者トラブルに関する消費者相談を行う。 |
|------|--|

## (2) 在宅サービスの充実

### 2-1 介護保険居宅サービス等の充実

要支援・要介護状態になっても安定した在宅生活を継続できるよう適切な居宅サービス及び地域密着型サービスの確保に努めます。

また、事業者や介護職員等に対する研修指導を強化し、サービスの質の向上を図ります。

#### 2-1-1 居宅サービス

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 要支援・要介護状態になっても可能な限り在宅でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供する。 |
|------|--|

#### 2-1-2 地域密着型サービス

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービスを提供する。 |
|------|--|

### 2-2 介護保険サービス基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるように、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスや介護老人保健施設の整備を計画的に進めていきます。

#### 2-2-1 高齢者施設の整備（介護老人保健施設）

|         |  |
|---------|--|
| 事業概要    | 要介護状態の高齢者が在宅生活に復帰することを支援するため、公有地の活用を図りながら、民間事業者に対する支援を行い、在宅復帰を目的としたリハビリテーション中心の介護サービスを提供する介護老人保健施設を整備する。 |
| 3年間の事業量 | 平成27年4月に移転を予定している文京福祉センターの跡地を活用し、平成29年4月までに、民間事業者による介護老人保健施設を整備する。                                       |

**2-2-2 地域密着型サービスの整備**

|         |  |        |       |
|---------|--|--------|-------|
| 事業概要    | 介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域に密着した介護サービスを所在地のバランスも勘案しながら、民間事業者による整備を促進していくとともに、区有地等の活用も検討する。 |        |       |
| 3年間の事業量 | 項目   | 25年度実績 | 29年度末 |
|         | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護   | 1か所    | 1か所   |
|         | 夜間対応型訪問介護  | 1か所    | 1か所   |
|         | 認知症対応型通所介護   | 8か所    | 9か所   |
|         | 小規模多機能型居宅介護施設<br>(複合型を含む)  | 3か所    | 6か所   |
|         | 認知症高齢者共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)  | 6か所    | 8か所   |
|         | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護   | 0か所    | 2か所   |

**2-2-3 地域密着型サービス事業者の指定**

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 事業概要 | 地域密着型事業所の指定及び指定内容変更手続きを行う。 |
|------|----------------------------|

**2-3 認知症支援策の充実**

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくりを促進し、地域における認知症支援策を充実します。

**2-3-1 認知症に関する普及啓発**

|         |   |        |      |      |      |
|---------|---|--------|------|------|------|
| 事業概要    | 講演会や事業者向け認知症支援研修の実施及びリーフレットの作成等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。 |        |      |      |      |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|         | 講演会・研修会   | 0回     | 8回   | 8回   | 8回   |

**2-3-2 認知症相談会の実施**

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 認知症の早期発見・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターにおける嘱託医によるもの忘れ医療相談等の認知症相談会を実施する。 |
|------|--|

**2-3-3 認知症ケアパスの作成**

|         |  |
|---------|--|
| 事業概要    | 認知症の人の生活機能障害の進行状況に応じた適切なサービス提供の流れを整理し、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか分かりやすく示すため、認知症ケアパスを作成する。          |
| 3年間の事業量 | 認知症の人と家族の現状、ニーズ及び社会資源等を調査し、地域包括ケア推進委員会に設置する専門部会において検討を行った上、認知症ケアパスを作成し、計画的な支援体制の整備に活かすとともに、区民への普及・啓発を行う。 |

### 2-3-4 認知症地域支援推進員の設置

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める認知症地域支援推進員研修を受けた者を認知症地域支援推進員として配置し、地域における支援体制の構築を図る。 |
|------|--|

### 2-3-5 認知症コーディネーターの設置

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 認知症コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期発見・早期対応を推進する。 |
|------|---|

### 2-3-6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進する。 |
|------|---|

### 2-3-7 認知症初期集中支援チームの設置

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。 |
|------|--|

### 2-3-8 認知症サポーター養成講座

|         |   |        |        |        |        |
|---------|---|--------|--------|--------|--------|
| 事業概要    | 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを地域に1人でも多く養成するとともに、一層の活動参加促進のため、事例検討を通じた対応方法の習得等を内容とする実践的な認知症サポーター講座を実施する。 |        |        |        |        |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績 | 27年度   | 28年度   | 29年度   |
|         | 年間サポーター養成数  | 1,691人 | 500人   | 500人   | 500人   |
|         | 文京区サポーター総数  | 5,969人 | 7,000人 | 7,500人 | 8,000人 |
|         | 実践講座  | 0回     | 1回     | 1回     | 1回     |

### 2-3-9 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

|         |  |        |      |      |      |
|---------|--|--------|------|------|------|
| 事業概要    | 認知症の人の家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、認知症介護者教室及び認知症カフェを推進する。 |        |      |      |      |
| 3年間の事業量 | 項目   | 25年度実績 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|         | 認知症家族交流会   | 13回    | 12回  | 12回  | 12回  |
|         | 介護者教室  | 9回     | 8回   | 8回   | 8回   |
|         | 認知症カフェ   | 1回     | 4回   | 4回   | 4回   |

**2-3-10 認知症徘徊対策の充実**

|         |  |
|---------|--|
| 事業概要    | 認知症による徘徊行動に伴う行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの構築等の認知症徘徊対策を充実する。                                      |
| 3年間の事業量 | 地域の協力者へのメール配信による行方不明者発見ネットワークの構築や地域における徘徊対応模擬訓練の実施等、地域における支援体制を整備する。また、発見時の速やかな身元確認に役立つステッカー等の配付や民間事業者が運営する徘徊探索サービスの利用助成を行う。 |

**2-3-11 生活環境維持事業**

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難なものに対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行う。 |
|------|---|

**2-3-12 地域密着型サービスの整備【再掲】**

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【2-2-2 参照】 |
|------|------------|

**2-3-13 地域ケア会議の構築・運営【再掲】**

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【1-1-2 参照】 |
|------|------------|

**2-4 介護と医療の連携推進**

高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるよう支援します。また、介護事業者に対して関係情報を提供し必要に応じて随時研修を開催します。

さらに、地域全体での連携を図るため、医療連携体制の構築を目指します。

**2-4-1 かかりつけ「医・歯科医・薬局」の確保**

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 日頃から健康や医療について相談をしたり、初期の医療を行うかかりつけの医療機関を持つことを区民に推奨していく。 |
|------|--|

**2-4-2 在宅介護における医療連携の推進**

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療・介護サービス等を包括的に提供するため、高齢者あんしん相談センターが連携窓口となり支援を行う。また、ケアマネジャー等から在宅介護を支える医療連携の個別相談に応じるとともに、スキルアップのための各種研修会を開催する。 |
|------|--|

### 2-4-3 地域医療連携の充実

|         |   |
|---------|---|
| 事業概要    | 区民に、より適切な医療を提供するため、区内の大学病院・都立病院・地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会の協議・検討を通じて、地域医療連携を図る。  |
| 3年間の事業量 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療連携推進協議会・検討部会において、課題の整理、解決策・対応策の協議・検討を進め、地域医療連携の更なる充実を図る。</li> <li>・「かかりつけ医・歯科医・薬局」を持つ区民の割合を増やすため、地域医療について区民の理解が深まるよう啓発していく。</li> <li>・在宅療養の推進のため、在宅療養後方支援病院を増やす。</li> </ul> |

## 2-5 ケアマネジメント機能の強化

介護保険居宅サービスの舵取り役である、ケアマネジャーの質の向上を図り、必要なサービスが適切に提供され、より良いケアマネジメントが行えるよう支援します。

### 2-5-1 ケアマネジャーへの個別相談・研修

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャー等からの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための各種研修会を開催する。 |
|------|--|

### 2-5-2 介護サービス事業者連絡協議会を通じた研修の実施

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 各部会において、ケアマネジャー、ヘルパー、介護職員の資質・実務能力の向上に資するための各種研修会を開催する。 |
|------|--|

### 2-5-3 ケアプラン点検の実施

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 居宅介護支援事業者が利用者の状態に応じたより良いケアプランの作成ができるよう、事業者毎に個別指導を行う。 |
|------|--|

### 2-5-4 主任ケアマネジャーの支援・活用

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーのネットワークの構築を支援し、意見交換や地域包括ケア促進に向けた研修等を実施するとともに、事例検討等のスーパーバイザーとして後進を育成する場を提供する。 |
|------|---|

## 2-6 介護サービス事業者への支援

介護保険事業の適切な運営を推進していくためには、介護サービス事業者の介護保険事業に対する理解や協力が不可欠です。このため、介護サービス事業者相互や区と事業者との連携を図るとともに、情報共有や研修等の必要な支援を行うことで、事業者が提供するサービスの質の向上を目指します。

### 2-6-1 介護サービス事業者連絡協議会

|         |  |                       |      |      |      |
|---------|--|-----------------------|------|------|------|
| 事業概要    | 介護サービス事業者相互間及び区との連携確保を図り、区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営する。また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資するため研修を実施する。 |                       |      |      |      |
| 3年間の事業量 | 項目   | 25年度実績                | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|         | 事業者連絡協議会   | 2回 延 205 事業所<br>248 人 | 2回   | 2回   | 2回   |
|         | 居宅介護支援事業者部会  | 6回 延 240 事業所<br>361 人 | 6回   | 6回   | 6回   |
|         | 訪問介護事業者部会  | 5回 延 85 事業所<br>102 人  | 5回   | 5回   | 5回   |
|         | 通所事業者部会  | 3回 延 68 事業所<br>129 人  | 3回   | 3回   | 3回   |

### 2-6-2 介護人材確保の支援

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 介護サービス事業所に向けて、人材の確保、育成、定着の促進に関する情報提供を行う。また、介護サービス事業所、関係機関と区が連携し、人材確保や従業員のレベルアップを図る施策を検討、実施する。 |
|------|---|

### 2-6-3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。 |
|------|---|

## 2-7 介護保険サービスの適正利用の促進

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護保険サービスを確保するため、積極的に介護保険制度運営の適正化に取り組んでいきます。

### 2-7-1 公平・公正な要介護認定の実施

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 介護保険サービスを必要とする申請者に対して、必要な介護及び支援の程度を認定調査員が作成した調査書と主治医意見書に基づき「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行う。 |
|------|--|

## 2-7-2 ケアプラン点検の実施【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【2-5-3 参照】 |
|------|------------|

## 2-7-3 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が適切に提供されているか、利用者宅へ訪問し調査する。 |
|------|--|

## 2-7-4 生活保護受給高齢者支援事業

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認する。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行う。 |
|------|--|

## 2-7-5 事業者への実施指導・集団指導

|                        |   |        |        |        |        |
|------------------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 事業概要                   | 指定居宅サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や実地指導及び監査、特別養護老人ホーム等の夜間人員体制の確認を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護給付費対象サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図る。 |        |        |        |        |
| 3年間の事業量                | 項目  | 25年度実績 | 27年度   | 28年度   | 29年度   |
|                        | 事業所実地指導及び監査   | 20か所/年 | 20か所/年 | 20か所/年 | 20か所/年 |
|                        | 指定居宅サービス事業所   | 3か所/年  | 3か所/年  | 3か所/年  | 3か所/年  |
|                        | 地域密着型サービス事業所<br>介護保険施設  | 1か所/年  | 1か所/年  | 1か所/年  | 1か所/年  |
| 集団指導                   | 介護サービス事業者連絡協議会及び各介護事業者部会での実施  | 1回/年   | 1回/年   | 1回/年   | 1回/年   |
| 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査 |   | 15件/年  | 12件/年  | 12件/年  | 12件/年  |

## 2-7-6 給付費通知の送付

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 適正な介護サービスが提供されているか、利用者及び利用者家族が確認できるよう給付費通知を送付し、不適正給付の発見につなげると共に事業者の不正請求を抑止する。 |
|------|---|

## 2-7-7 介護サービス情報の提供

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 居宅・通所・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行うことで、介護保険事業の適正・円滑な実施に資する。 |
|------|--|



### 2-7-8 介護サービス適正利用の啓発

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 利用者等が介護サービスの正しい利用法を知り、サービスを適切に利用できる一助として、啓発冊子を作成・配布する。 |
|------|--|

## 2-8 家族介護者への支援

居宅で介護を行っている家族の心身の負担を軽減するため、定期的な介護保険サービスの利用のほか、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図る事業を実施するとともに、認知症の方を介護する家族が、互いに交流する場や機会を提供します。また、介護の知識や仕事との両立について、情報提供や意識啓発を行います。

### 2-8-1 緊急ショートステイ

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 介護や見まもりの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供する。 |
|------|--|

### 2-8-2 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【2-3-9 参照】 |
|------|------------|

### 2-8-3 院内介助サービス

|         |  |        |       |
|---------|--|--------|-------|
| 事業概要    | 医療機関受診時に付添いが必要な、一定の要件を満たす高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院困難な高齢者の通院の機会を確保する。 |        |       |
| 3年間の事業量 | 項目   | 25年度実績 | 29年度末 |
|         | 利用者  | 234人   | 314人  |

### 2-8-4 寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 65歳以上で寝たきり又は認知症等の高齢者に対し紙おむつの支給、又はおむつ費用の一部を助成することにより精神的又は経済的負担の軽減を図る。 |
|------|--|

### 2-8-5 仕事と生活の調和に向けた啓発

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 多様な働き方の実現に向けた意識改革を推進するため、情報提供や広報・啓発活動を行う。 |
|------|---|

## 2-9 ひとり暮らし高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、安否の確認を行うとともに、日常生活のちょっとした困りごとを支援する事業等を実施していきます。また、緊急事態に備える事業を行うことで安全・安心対策を推進していきます。さらに、今後の介護予防・生活支援サービス事業の展開を見据え、より有効な支援体制となるよう事業の構築を進めてまいります。

### 2-9-1 高齢者緊急連絡カードの整備

|         |   |        |        |
|---------|---|--------|--------|
| 事業概要    | 65歳以上のひとり暮らしの方、または80歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、緊急時に適切な対処ができるよう、区と民生委員、話し合い員、高齢者あんしん相談センターが情報を共有し、緊急時に備える。 |        |        |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績 | 29年度末  |
|         | 設置人数  | 5,251人 | 5,955人 |

### 2-9-2 高齢者自立生活支援事業

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し支援する。 |
|------|--|

### 2-9-3 シルバーお助け隊事業への支援

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 高齢者等が日常生活で起こるちょっとした困りごとを援助するサービスを助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。 |
|------|---|

### 2-9-4 いきいきサービス事業の推進【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【1-2-3 参照】 |
|------|------------|

### 2-9-5 緊急通報システム

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 慢性疾患により常時注意を要するひとり暮らし等の高齢者が、家の中で発作等により緊急事態となった時に、ペンダントのボタンを押すことにより速やかな救助活動につなげる。 |
|------|--|

### 2-9-6 みまもり訪問事業【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【1-1-7 参照】 |
|------|------------|

### 2-9-7 話し合い員との連携【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【1-1-6 参照】 |
|------|------------|

## 2-9-8 ごみの訪問収集

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 満65歳以上のみの世帯、日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯等、その他区長が特に必要であると認めた世帯のいずれかに該当する者のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対して家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先またはドアの前から収集する。 |
|------|---|

## 2-9-9 介護予防・生活支援サービス事業【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【3-7-1 参照】 |
|------|------------|

## 2-9-10 災害時要援護者への支援【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【5-1-1 参照】 |
|------|------------|

## 2-10 寝たきり等高齢者への支援

寝たきり等の状態にある高齢者の日常生活の質の向上及び家族の介護負担の軽減を図るため、介護保険サービスのほか、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行います。

## 2-10-1 寝たきり等高齢者理美容サービス

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 在宅にいる65歳以上で理美容店までの外出が困難な寝たきりの状態又は重度の認知症状態の高齢者からの申請に基づき、訪問理美容券を発行し高齢者の理美容の機会を確保する。 |
|------|---|

## 2-10-2 寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【2-8-4 参照】 |
|------|------------|

## 2-10-3 緊急ショートステイ【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【2-8-1 参照】 |
|------|------------|

## 2-10-4 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 65歳以上で身体機能その他の理由により日常生活を営むうえで支障がある高齢者に対し、自立を支援するための用具の給付を行うことにより日常生活の利便を図る。 |
|------|---|

## 2-10-5 話し合い員との連携【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【1-1-6 参照】 |
|------|------------|

## 2-10-6 歯と口腔の健康

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 成人の口腔衛生の保持健康を図り、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供するため、歯周疾患検診を実施する。また在宅ねたきり高齢者等訪問健診・予防相談指導として、40歳以上の在宅でねたきり等通院が困難な方に対し、自宅に歯科医師又は歯科衛生士が訪問し、健診及び予防指導を行う。 |
|------|--|

## (3) 健康で豊かな暮らしの実現

### 3-1 健康の維持・増進

高齢者がいつまでも健康を維持し、安心して暮らせるよう、自らの健康状態を把握するための健康相談や健康診査を行います。また、健康診査の結果に基づく保健指導等も併せて行っていきます。

#### 3-1-1 健康相談

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 義務教育終了以上の区内在住の方を対象に相談日を定め、区民の健康相談を行う。健康相談では必要に応じ、X線検査、血圧測定、尿検査その他を行い、進学・就職等に要する健康診断書の発行も行う。 |
|------|---|

#### 3-1-2 健康診査・保健指導

|         |   |        |       |
|---------|---|--------|-------|
| 事業概要    | 40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査を実施し、生活習慣病などの疾病の早期発見・早期治療を行う。また、内臓脂肪に着目した特定健康診査・特定保健指導を継続実施する。 |        |       |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績 | 29年度末 |
|         | 特定健康診査受診率   | 41.5%  | 60%   |
|         | 特定保健指導実施率   | 16.8%  | 60%   |

#### 3-1-3 歯と口腔の健康【再掲】

|      |             |
|------|-------------|
| 事業概要 | 【2-10-6 参照】 |
|------|-------------|

### 3-2 健康づくりの支援

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるように、普及啓発事業や、会員同士が自主的な取組を行う高齢者クラブの活動を支援します。また、一部の銭湯を活用して軽体操等を行うミニデイ事業や体育施設における高齢者向けの各種スポーツ教室の実施などを通して、健康づくりを進めていきます。

#### 3-2-1 体カアップフェア

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 高齢者が継続的に自身の体力を把握し、その後の健康づくりに役立てられるように体力測定会を開催する。 |
|------|--|

### 3-2-2 高齢者いきいき入浴事業

|         |   |          |          |
|---------|---|----------|----------|
| 事業概要    | 閉じこもり予防や健康増進のため、高齢者の交流の場として区内公衆浴場を活用し、シニア入浴事業を実施する。また、営業前の時間を活用した「さわやか銭湯（ミニデイ事業）」を実施する。 |          |          |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績   | 29年度末    |
|         | シニア入浴事業<br>(延利用人数)  | 104,854人 | 105,000人 |
|         | ミニデイ(延利用人数)   | 795人     | 800人     |

### 3-2-3 高齢者向けスポーツ教室

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 60歳以上の区内在住者を対象とした、水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室、65歳以上を対象とした高齢者水泳・チェアエクササイズ教室を実施する。 |
|------|---|

### 3-2-4 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 区内の高齢者クラブが、会員の健康で生きがいのある生活の実現に向け、輪投げ等の軽スポーツ及び健康体操教室を開催することについて支援を行う。 |
|------|--|

## 3-3 介護予防の推進

要介護状態等となるおそれが高いと認められる高齢者を早期に発見し、速やかに適切な介護予防事業に結びつけ、高齢者が要介護状態等にならないよう予防する施策を行っていきます。

このため、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきとした暮らしができるよう介護予防教室事業や健康教育等を行っていきます。

また、介護予防事業は、地域支援事業の見直しにより、平成28年度からは介護予防・日常生活支援総合事業として再編された形で実施します。

### 3-3-1 介護予防チェックリストの実施

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に、「基本チェックリスト」を送付し、介護予防事業対象者の把握を行う。 |
|------|--|

### 3-3-2 介護予防ケアマネジメントの実施

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 介護予防事業対象者に対して、基本チェックリスト等に基づき、心身の状態や生活機能等を把握・分析し、個々の目標を設定して介護予防事業の参加につなげる。また、本人の状態に合わせて、適切な目標設定を行い、事業参加の効果が得られるように、介護予防事業従事者等に対し、必要に応じて調整や助言を行う。 |
|------|---|

**3-3-3 プログラム事業の実施**

|         |  |        |       |
|---------|--|--------|-------|
| 事業概要    | 要介護状態等となるおそれの高い高齢者に対して、生活機能の低下を抑制し、運動器等の機能向上を図るプログラム事業を実施する。 |        |       |
| 3年間の事業量 | 項目   | 25年度実績 | 29年度末 |
|         | 参加者数   | 447人   | 790人  |

**3-3-4 介護予防教室事業実施**

|         |   |        |        |
|---------|---|--------|--------|
| 事業概要    | 全ての高齢者が介護予防の重要性を理解し、身近な所で介護予防を継続して行うことができるよう環境づくりに努め、民間事業者等の活用を図る等多様な介護予防教室事業を展開する。 |        |        |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績 | 29年度末  |
|         | 参加者数  | 2,040人 | 2,100人 |

**3-3-5 介護予防普及啓発事業の推進**

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施し、介護予防の重要性の周知を図る。 |
|------|---|

**3-3-6 介護予防指導者等養成事業の推進**

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。また、高齢者団体やNPO等に働きかけて、介護予防指導者等の拡大に努める。 |
|------|---|

**3-4 生涯学習**

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者をはじめとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

**3-4-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業**

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 事業概要 | アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供する。 |
|------|---------------------------------------|

**3-4-2 文京いきいきアカデミア(高齢者大学)**

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 高齢者の方々が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、受講者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座(高齢者大学)を実施する。 |
|------|--|

### 3-4-3 生涯にわたる学習機会の提供

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、様々な区民のニーズにあった生涯学習の機会を提供する。 |
|------|---|

## 3-5 高齢者の交流・社会参加

地域社会においていきいきと暮らし続けられるよう、閉じこもりを予防する外出のきっかけづくりや仲間づくりを進めます。また、高齢者の自主的な活動を支援するとともに、地域活動に参加する意欲を持った高齢者に交流の場を提供し、社会に参加しやすい環境を整備します。

### 3-5-1 高齢者クラブ活動の支援

|         |   |         |         |
|---------|---|---------|---------|
| 事業概要    | 地域において高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進及び友愛訪問を含めた地域福祉活動等に貢献している高齢者クラブの活動に対して支援する。 |         |         |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績  | 29年度末   |
|         | 会員数   | 約4,100人 | 約4,100人 |

### 3-5-2 いきいきシニアの集い

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 高齢者の生きがい向上を促進するため、高齢者クラブが日頃の活動の中で作成した作品を展示するとともに、軽スポーツや手芸などの高齢者クラブの活動内容を紹介する。 |
|------|---|

### 3-5-3 シニアプラザ

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 地域の高齢者と区内の大学（跡見学園女子大学）との異世代交流を図りつつ、協働して高齢者の生きがいの創出等を目的とした様々な事業を実施する。 |
|------|--|

### 3-5-4 福祉センターにおける高齢者参画交流事業（仮称）

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 事業概要 | 高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的とした活動を行う。 |
|------|----------------------------------|

### 3-5-5 寿教室

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 高齢者の生きがい向上及び閉じこもり予防を図るため、健康音楽教室、カラオケ教室及び囲碁・将棋交流会等を実施する。 |
|------|---|

### 3-5-6 電子機器等利用に関する支援

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | ICT社会において高齢者が安心して地域生活を続けるため、様々な電子機器等の利用に関する講座を開催し、高齢者がICTを活用できるよう支援を行う。 |
|------|---|



**3-5-7 ふれあいいきいきサロン【再掲】**

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【1-2-2 参照】 |
|------|------------|

**3-5-8 シルバーセンター等活動場所の提供**

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンターを提供する。 |
|------|---|

**3-5-9 長寿お祝い事業**

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 長年にわたり社会に尽力してきた高齢者を敬愛し、長寿と健康を願って、お祝金品を贈呈する。なお、新たに100歳となる人には、お誕生日前後に訪問の上、贈呈を行う。 |
|------|--|

**3-5-10 公園再整備事業**

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 区立公園や児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園の再整備を行う。 |
|------|--|

**3-6 高齢者の地域貢献・就業支援**

高齢者が地域において様々な役割を担うことにより、充実した生活を送るため、高齢者が有する知識、豊かな経験や技術を活かせるよう、地域貢献に参画する機会の確保や、地域社会で就業する支援を行います。

**3-6-1 社会参加の促進事業**

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | ミドル・シニア（概ね50歳以上の方）の地域活動への参加及び生きがいの向上を図ることを目的とした講座等を実施する。 |
|------|--|

**3-6-2 ボランティア・市民活動への支援【再掲】**

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【1-2-1 参照】 |
|------|------------|

**3-6-3 いきいきサービス事業の推進【再掲】**

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【1-2-3 参照】 |
|------|------------|

### 3-6-4 シルバー人材センターの活動支援

|         |  |        |        |
|---------|--|--------|--------|
| 事業概要    | 元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に請け負い、提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。 |        |        |
| 3年間の事業量 | 項目   | 25年度実績 | 29年度末  |
|         | 会員数  | 1,086人 | 1,250人 |
|         | 就業実人員  | 870人   | 1,000人 |
|         | 就業率  | 80.1%  | 80%    |

### 3-6-5 シルバーお助け隊事業への支援【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【2-9-3 参照】 |
|------|------------|

### 3-6-6 高齢者の経験や技術を活かす支援策についての検討

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 高齢者の経験や技術を活かした地域貢献活動や就労等の社会参加について啓発するとともに、きっかけづくりについて検討する。 |
|------|--|

### 3-6-7 小地域福祉活動の推進【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【1-1-4 参照】 |
|------|------------|

## 3-7 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

介護保険法改正による地域支援事業の見直しに伴い、多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的に介護予防や生活支援のサービスを実施します。また、従来の介護予防事業については、一次予防と二次予防の区別をすることなく、一般介護予防事業と併せて実施します。

### 3-7-1 介護予防・生活支援サービス事業

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 介護予防給付として実施されていた、訪問介護、通所介護を地域支援事業へ移行し、多様な主体の参加による多様なサービスを提供する。 |
|------|--|

### 3-7-2 一般介護予防事業

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 介護予防事業として実施されていた一般高齢者に対する一次予防事業と二次予防事業について、一次、二次の区別をすることなく、一般介護予防事業として合わせて実施する。 |
|------|---|

## (4) 高齢者の多様な住まい方の支援や取組み

### 4-1 高齢者の居住安定の確保

生活の基盤として必要な住まいの確保と高齢者本人の希望と経済力にかなった住まい方の支援に取り組みます。

#### 4-1-1 居住支援の推進

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 特に住宅に困窮する高齢者の居住に供するためシルバーピアの管理運営を行うとともに、高齢者の入居を拒まないバリアフリー化された民間賃貸住宅の確保を進め、高齢者の円滑な入居を促進する。<br>シルバーピア等の入居者には、介護が必要になっても可能な限り在宅生活が継続できるよう生活支援を強化し、住宅の確保に配慮を要する高齢者には、継続的に安心して暮らせるよう関係機関と連携を図り支援する。 |
|------|--|

### 4-2 生活環境の整備

高齢者が住み慣れたまちや住宅で安全・安心に自立した在宅生活を送れるようにバリアフリー化や耐震化を進めるなど、生活環境の整備を行います。

#### 4-2-1 高齢者住宅設備等改造事業

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 65歳以上で身体機能の低下その他の理由により日常生活を営むうえで支障がある高齢者に対し、その者の居住する住宅の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図る。 |
|------|--|

#### 4-2-2 住宅改修支援事業

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | ケアマネジャーがついていない利用者が介護保険住宅改修費申請にあたり、申請に必要な理由書を作成権限のある福祉住環境コーディネーター等が作成した場合、作成費の補助を行う。 |
|------|---|

#### 4-2-3 耐震改修促進事業

|         |   |        |      |      |      |
|---------|---|--------|------|------|------|
| 事業概要    | 建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。 |        |      |      |      |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|         | 木造住宅耐震診断<br>(高齢者・障害者)   | 52件    | 100件 | 100件 | 100件 |
|         | 木造住宅耐震設計・改修<br>(高齢者・障害者)  | 25件    | 30件  | 30件  | 30件  |
|         | 木造住宅耐震改修シェルター設置(高齢者・障害者)  | 1件     | 2件   | 2件   | 2件   |

#### 4-2-4 高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 高齢者等を含む世帯が住宅として使用する部分の修繕工事等に係る資金の融資を金融機関にあっせんし、利子の一部を補給する。 |
|------|--|

#### 4-2-5 家具転倒防止器具設置費用助成【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【5-3-2 参照】 |
|------|------------|

#### 4-2-6 文京区バリアフリー基本構想の策定

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するために、バリアフリー基本構想を策定する。 |
|------|---|

#### 4-2-7 道のバリアフリーの推進

|         |   |        |      |      |      |
|---------|---|--------|------|------|------|
| 事業概要    | 高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、平成12年度の現況調査により抽出した3,969か所について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。 |        |      |      |      |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|         | 整備件数  | 175件   | 120件 | 120件 | 120件 |

#### 4-2-8 建築物等のバリアフリーの推進

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | すべての人が区内の公共的性格をもつ各種施設を円滑に利用できるようにするため、施設の整備等を行う際にはユニバーサルデザインの考えを取り入れることによって、福祉のまちづくりを推進する。 |
|------|--|

### 4-3 介護保険施設サービス等の充実

更なる高齢者人口の増加等に伴う介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等への入所が必要な高齢者の増加に対応するため、施設の整備を進めます。

また、認知症高齢者が、家庭的な環境の中で日常的な援助等を受けながら生活することで、認知症の進行を緩やかにし、安心した暮らしができる認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備を推進します。

#### 4-3-1 施設サービス

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 在宅での生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行う介護老人保健施設、急性期の治療を終え長期の療養を行う介護療養型医療施設があり、入所（入院）している要介護者に対して、それぞれの機能に応じたサービスを提供する。 |
|------|---|

#### 4-3-2 地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム)

|      |  |
|------|--|
| 事業概要 | 認知症高齢者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供し、安定した生活を支援する。 |
|------|--|

#### 4-3-3 高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）

|         |   |
|---------|---|
| 事業概要    | 施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、公有地の活用を図りながら、民間事業者に対する支援を行い、特別養護老人ホームを整備する。 |
| 3年間の事業量 | 平成27年4月に移転を予定している教育センターの跡地等を活用し、民間事業者による特別養護老人ホームを整備する。           |

#### 4-3-4 地域密着型サービス施設の整備(認知症高齢者グループホーム)

|         |  |        |       |
|---------|--|--------|-------|
| 事業概要    | 認知症高齢者が、家庭的な環境の中で日常的な援助等を受けながら生活することで、認知症の進行を緩やかにし、安心した暮らしができるよう、民間事業者による認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）を整備する。 |        |       |
| 3年間の事業量 | 項目   | 25年度実績 | 29年度末 |
|         | 全圏域  | 6か所    | 8か所   |

## (5) 災害への対応

### 5-1 災害時要援護者への支援

「避難行動要支援者」について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。また、災害時要援護者が避難できる場所について、特別養護老人ホームなどの施設を対象に整備を進めていきます。

#### 5-1-1 災害時要援護者への支援

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者に対し、災害発生時の安否確認、避難誘導等を適切に行うことができるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員等関係機関との連携をさらに強化するとともに、個別訪問を引き続き消防等防災関係機関と連携しながら行っていく。<br>なお、災害時要援護者の支援については、災害対策基本法の改正に基づき、名簿の作成方法、避難行動の支援方法について検討を行う。 |
|------|---|

#### 5-1-2 福祉避難所の拡充

|         |  |
|---------|--|
| 事業概要    | 避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。                   |
| 3年間の事業量 | 区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所設置箇所数の拡大を図る。<br>あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、福祉避難所の設置及び運営に関するマニュアルを作成する。 |

#### 5-1-3 災害ボランティア体制の整備

|         |   |        |      |      |      |
|---------|---|--------|------|------|------|
| 事業概要    | 災害時にボランティアの力と地域住民の支援ニーズをコーディネートすることで、高齢者、障害者、子育て中の親子等地域住民の力や行政だけでは取り組むことの出来ない部分の復旧復興支援を行う災害ボランティアセンターがいつでも設置できる体制を整える。【社会福祉協議会実施事業】 |        |      |      |      |
| 3年間の事業量 | 項目  | 25年度実績 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|         | 登録スタッフ数   | -      | 14人  | 20人  | 25人  |

### 5-2 介護サービス事業者の災害対応に関する支援

介護保険施設や事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害から守るとともに、発災後も事業に継続的に取り組んでいくことが必要です。そのため、BCP（事業継続計画）マニュアルの作成等を促進していくとともに、災害に関する研修会を実施して事業所の災害への対応力を高めていきます。また、区の災害に関する取り組みや必要な情報を提供していきます

### 5-2-1 介護サービス事業者のBCP（事業継続計画）マニュアル等の作成支援

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 介護保険施設や事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害から守るとともに、災害時に迅速かつ適切な対応が行えるように、BCP（事業継続計画）や災害対策マニュアルの作成・更新を支援する。 |
|------|---|

### 5-2-2 災害に関する情報提供・研修会の実施

|      |   |
|------|---|
| 事業概要 | 介護サービス事業者連絡協議会を通じて区の災害に関する取り組みや必要な情報の提供等を行う。また、部会において、災害に関する研修会を実施し、災害に対する啓発、取り組みを促進する。 |
|------|---|

## 5-3 震災への住環境対策

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、安全な住環境を守るための対策を実施します。地震発生時の家具の転倒等による事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具購入及び設置にかかる費用の助成などの支援を行います。

### 5-3-1 耐震改修促進事業【再掲】

|      |            |
|------|------------|
| 事業概要 | 【4-2-3 参照】 |
|------|------------|

### 5-3-2 家具転倒防止器具設置費用助成

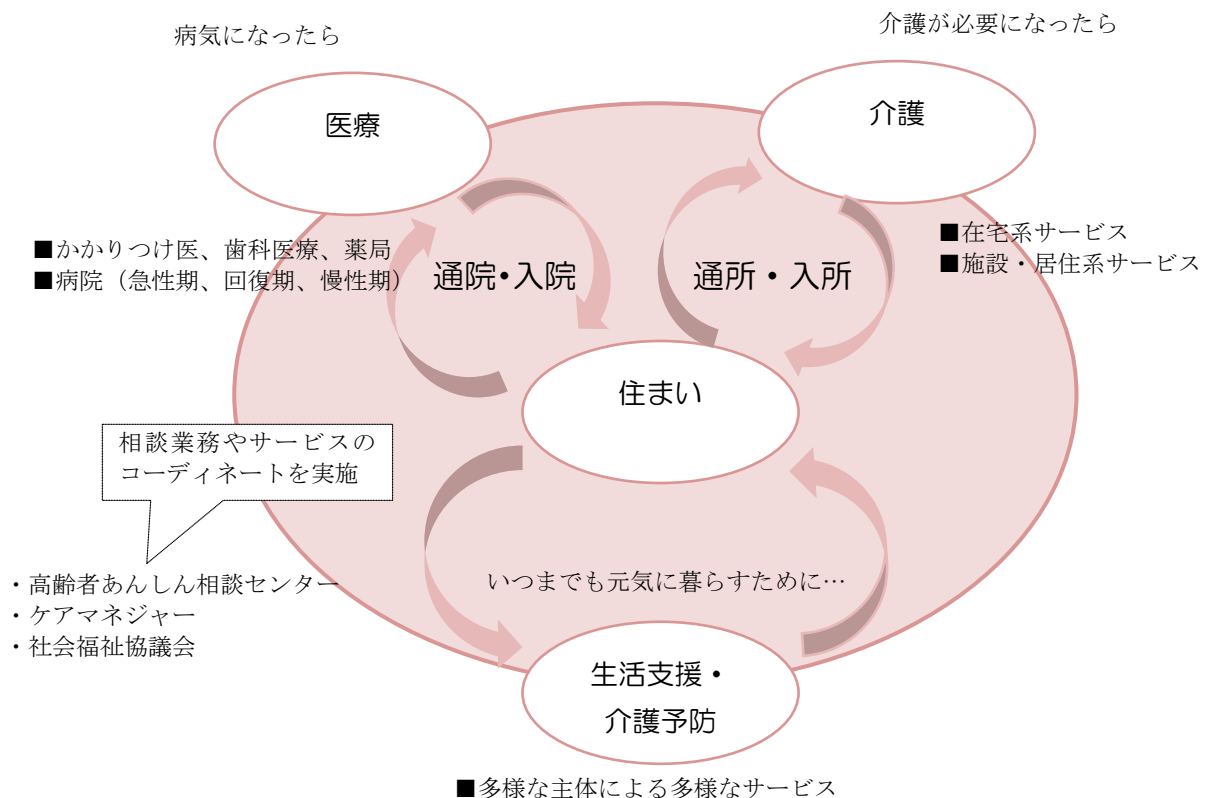
|         |  |        |       |       |       |
|---------|--|--------|-------|-------|-------|
| 事業概要    | 災害時において、負傷の原因、避難や救出・救護の障害となる、家具の転倒や落下を防止するため、家具の転倒防止器具設置と購入にかかる費用の一部助成を行い、自主的な防災への取組を促進する。 |        |       |       |       |
| 3年間の事業量 | 項目   | 25年度実績 | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
|         | 家具転倒防止器具購入・設置費用助成  | 26世帯   | 100世帯 | 100世帯 | 100世帯 |

## 6 地域包括ケアシステムの構築及び方向性

本計画では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、認知症高齢者、単身高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加が予想される中、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を目的としています。

この全国的な課題に対しては、介護保険法が改正されており、各自治体においては、地域特徴を活かした新しい地域支援事業が求められています。このうち、介護予防・日常生活支援総合事業においては、多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的なサービスが提供できるよう文京区の実情に応じ検討を進めてまいります。

【図表】6-1 地域包括ケアシステム





## (1) 重点的取組事項

介護保険法改正や地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の趣旨に基づき、文京区では以下の重点的取組事業について検討し、地域包括ケアシステムを構築していきます。

### ①在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、国及び都の支援を活用しながら、地域の医療関係者や介護サービス事業者等と連携しつつ、在宅医療・介護連携の推進に取り組んでいきます。

### ②認知症施策の推進

「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変えていきます。このため、文京区内で共有する「標準的なケアパス」（状態に応じた適切なサービス提供の流れ）を構築することを、基本目標とします。

また、個別の事業においては、相談体制の確立や周知・啓発を一層図るとともに、地域の見守り体制の強化を推進し、行方不明高齢者対策については、新たな取り組みを検討してまいります。

### ③介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものです。これまでの機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけでなく、これからの介護予防は、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番作りなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれた事業展開が重要であると考えます。

このような効果的なアプローチを実践するため、地域において自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる文京区を目指します。

### ④生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

生活支援サービスの充実、介護予防の推進等が図られるためには、利用可能な多様なサービスが提供できる取組が必要となります。

現行の本区の事業を踏まえて、文京区における生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置を検討していきます。

また、元気な高齢者が担い手として活躍する場を整えることで、社会参加・社会的役割を持つことによる生きがいつくりや介護予防に繋げていきます。

### ⑤ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者それぞれの生活のニーズに合った住まい方が提供され、その中で生活サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の中で、保健・医療・介護の専門サービスが提供されることが必要になります。

高齢者を対象とした住まいの確保に向けては、民間事業者の協力を得ながら既存ストックの活用等を進め、プライバシーと尊厳が十分に守られた高齢者の入居を拒まない住宅の普及促進に努めます。

また、引き続き高齢者住宅設備等改造事業や住宅改修支援事業などを実施し、できる限り在宅生活を継続できるよう、バリアフリー等に配慮した政策を展開してまいります。

## (2) 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

文京区地域包括ケア推進委員会は、区における高齢者等の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進することを目的として、平成 17 年 11 月に設置しました。

委員構成は、地域福祉推進分野の学識経験者、地域医療関係団体の代表、介護支援専門員及び介護（予防）サービス事業者の代表、地域の高齢者に関する団体等の代表並びに公募区民となっています。

本委員会は、高齢者あんしん相談センターの設置及び運営に関すること、介護保険制度における地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定に関すること、地域における公的介護施設等の整備に関する計画の策定及び計画の目標達成状況の評価に関すること、認知症高齢者とその家族に対するきめ細やかな対応と継続的な支援を行うためのネットワーク構築に関することなどについて協議等を行っているほか、高齢者・介護保険事業計画の策定又は改定に関する事項について検討を行っています。

また、本委員会は、ほかに介護保険法施行規則第 140 条の 66 に規定する地域包括支援センター運営協議会としての役割も担っているため、高齢者あんしん相談センターの運営状況を報告しています。

このように本委員会は、文京区の高齢者福祉と介護保険制度に深く関わっており、専門家、関係機関、団体、区民が一堂に会する場となっていることから、今後の地域包括ケアシステムを構築するための協議も行っていきます。

さらに、本委員会は、平成 27 年度より実施される各地域ケア会議のうち、区全域レベルの地域ケア会議としての役割を担い、区全体の資源開発、地域づくり及び政策形成についての議論を行い、高齢者・介護保険計画等の施策への反映につなげます。

### (3) 文京区の地域包括ケアシステム体制

高齢者あんしん相談センターの機能強化を一層図りながら、新たに地域支援事業として位置づけられた、地域ケア会議の創設、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援サービスの基盤整備を進めます。

#### ① 高齢者あんしん相談センターの業務

高齢者あんしん相談センターは、地域における高齢者福祉の拠点として、次の①総合相談支援、②権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントの4つの基本機能を担うとともに、日常生活圏域レベルの地域ケア会議、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進、一般介護予防事業に取り組んでいきます。

#### ア 高齢者の総合相談支援に関する業務

##### (ア) 高齢者の総合相談

高齢者や介護する家族からの様々な相談に対応し、必要な支援を実施しています。また、地域における様々な関係者とのネットワークの構築に取り組み、ネットワークを通じた地域の高齢者の実態把握を行います。

##### (イ) 文京区ハートフルネットワークの拡充

地域における高齢者の緊急事態等にいち早く気づき、速やかに対応できるよう、文京区ハートフルネットワーク事業を実施しています。高齢者あんしん相談センターは、声かけ等の見守りを行う協力機関からの連絡に迅速に対応し、高齢者の生活を支援しています。また、高齢者あんしん相談センターは、ハートフルネットワークの団体協力機関を中心に安心ネット連絡会を開催し、地域課題の共有や検討を行い、連携強化と地域での顔の見える関係づくりに努めています。今後も協力機関の拡充と連携の強化に努め、安心して生活できる地域づくりをめざします。

【図表】 6-2 文京区ハートフルネットワークシンボルマーク



【図表】6-3 文京区ハートフルネットワーク概念図



(ウ) 相談機関としての周知

地域において身近で信頼できる相談機関となるためには、気軽に相談できる窓口として認識されることが必要です。高齢者あんしん相談センターの区民全体への認知度を深めていくために、出張講座や自主講座の開催のほか、地域の関係機関へのパンフレットやポスターの配布等、周知活動をより積極的に行っていきます。

イ 権利擁護に関する相談支援の充実

判断力が低下し、本人の生活を一緒に考えてくれる家族がいない場合、自分に必要なサービスを自ら決定することも難しくなります。

窓口寄せられる相談で、高齢者虐待、成年後見等の権利擁護に関する相談が増加しています。そこで、社会福祉協議会の成年後見制度利用支援サービスなどを活用し、高齢者の尊厳ある生活を守るために、必要な支援を実施します。

また、高齢者虐待の背景には、認知症を始め様々な要因が重なっていることが多く、高齢者あんしん相談センターだけで問題を解決することが難しい場合もあります。このため、関係各機関と相互の連携強化、情報共有及び事例検討等によるスキル向上にも努めていきます。

## ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する業務

### (ア) 地域のネットワークの構築

高齢者が地域で暮らし続けるためには、高齢者の状況変化に対応する的確な支援が必要です。そのためには、区、社会福祉協議会、医療機関、介護施設、介護サービス事業者及び近隣の支え合いやボランティア等の連携が不可欠です。高齢者あんしん相談センターは、地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）や様々なサービス事業者とのネットワークを構築し、地域の連携を進めます。

### (イ) ケアマネジメント支援

高齢者あんしん相談センターは、ケアマネジャーとの情報交換会や事例検討会を適宜開催し、ケアマネジメントのスキル向上やネットワーク形成に努めています。また、区と協働しケアマネジメント支援事業として、その時々テーマを決めケアマネジメント従事者研修も実施しています。

今後も、文京区のケアマネジメントの向上のために、区内にある介護保険サービス事業者の主任ケアマネジャーと連携を図りながら、ケアマネジメント支援事業の一層の充実を図ります。

## エ 介護予防ケアマネジメントに関する業務

高齢者あんしん相談センターは、要介護状態等になるおそれがあると認められた高齢者に対して、専門的見地から本人の状況を把握し、本人と一緒に目標を決め、必要な介護予防サービス・事業につなげることで自立した日常生活が送れるように支援します。なお、介護予防ケアマネジメントの流れについては、図表 7-3 (P.240) を参照してください。

## ②地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくために開催する、医療、介護等の多職種協働による会議です。具体的には、個別事例の検討を行うことを通じて、高齢者個人の生活課題に対して、単に既存のサービスを提供するだけでなく、その課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけることによって自立支援に資するケアマネジメント支援を行います。

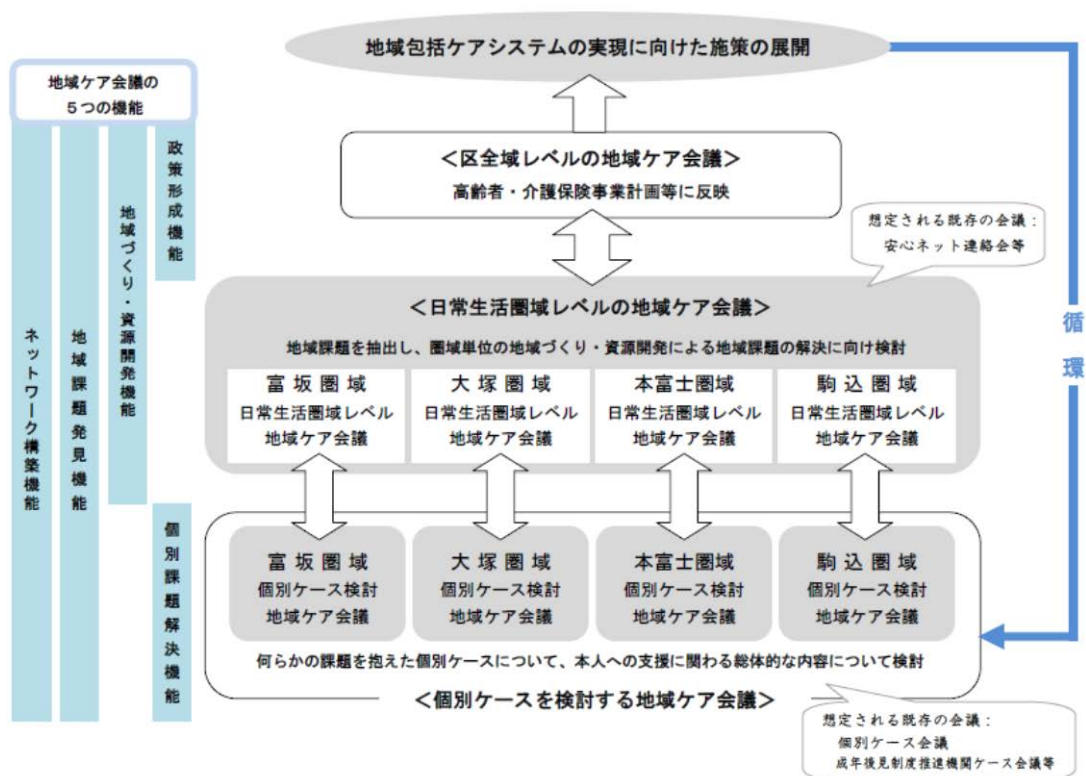
また、課題分析や支援の積み重ねを通じて、地域に共通する課題や有効な支援策を明らかにし、課題の発生予防や重度化予防に取り組むとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や資源開発に取り組めます。

文京区では、高齢者あんしん相談センター主催による試行的な地域ケア会議を平成 26 年度に開始しました。今後、個別レベル及び日常生活圏域レベルで取り組む地域ケア会議の階層を整理するとともに、そこでの議論を区全体の資源開発、地域づくり及び政策形成

につなげるために、区全域レベルの地域ケア会議の開催を推進し、高齢者・介護保険事業計画等の施策への反映に取り組んでいきます。

また、各階層の地域ケア会議については、既存の会議体を活用するなど、参加者の負担軽減を図り、効率的な運営を目指します。

【図表】6-4 文京区における地域ケア会議の全体構成イメージ



### ③在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護の連携について、区では、これまでさまざまな取組みを進めてきました。まず、地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療・介護連携の課題と抽出及び対応の協議については、地区医師会のかかりつけ医事業内の委員会において地域の実情を踏まえた検討が進められるとともに、区としても、地域医療連携推進協議会を設置し、検討・対応についての協議に取り組んでいます。

また、地区医師会が在宅療養支援相談窓口を平成25年度末より開設し、在宅医療・介護連携に関する相談、在宅医療・介護関係者の研修等についても取組みを始めています。

これらの取組みを踏まえ、在宅医療・介護連携推進事業の事業項目にある、在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援、24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築、地域住民への普及啓発、二次医療圏等・関係区との連携については、今後、関係機関等との調整・協議を進める中で、実施に向けた検討をしていきます。

一方、介護の現場では、高齢者あんしん相談センターに医療連携推進員を配置し、平成23年10月から平成26年3月まで医療連携推進員配置事業を実施し、今後の医療連携の基盤づくりを進めてきました。平成26年4月からは、高齢者あんしん相談センターに医療連携相談業務を委託し、業務を続けています。

区では、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくため、在宅医療と介護サービスを一体的に受けられるよう在宅療養に取り組む医療関係者と生活を支える介護サービス事業者などの関係者の連携を一層推進します。

#### ④ 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、出来る限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るためには、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援が包括的・継続的に実施される体制の構築を進める必要があります。

早期からの適切な診断や対応には、医療と介護が連携した支援体制が必要です。このため、認知症地域支援推進員を区に、認知症コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに設置するとともに、地域の認知症サポート医や順天堂大学医学部附属順天堂医院（東京都認知症疾患医療センター指定病院）と連携し、平成26年7月に高齢者あんしん相談センターを相談窓口とする認知症の早期発見・早期対応体制を構築しました。

今後、本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う複数の専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、支援体制の強化を図っていきます。

【図表】6-5 認知症高齢者数の見込み

| 区分                    | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成37年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 日常生活自立度Ⅱaランク以上の認知症高齢者 | 4,857人 | 5,025人 | 5,199人 | 6,825人 |

(各年4月1日現在)

#### ⑤ 生活支援サービスの体制整備

高齢者の在宅生活を支えるためには、民間企業、NPO、社会福祉法人、地域団体、ボランティア、社会福祉協議会等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援する必要があります。

このため、区では資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングの3つの機能を持つ生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置することとし、平成29年度には日常生活圏域ごとに1人の計4人を配置することを目指します。

生活支援コーディネーターの活動を支えるために、必要に応じて、地域ケア会議等の既存の会議体の活用を図ります。

## (4) 新しい地域支援事業の考え方と方向性

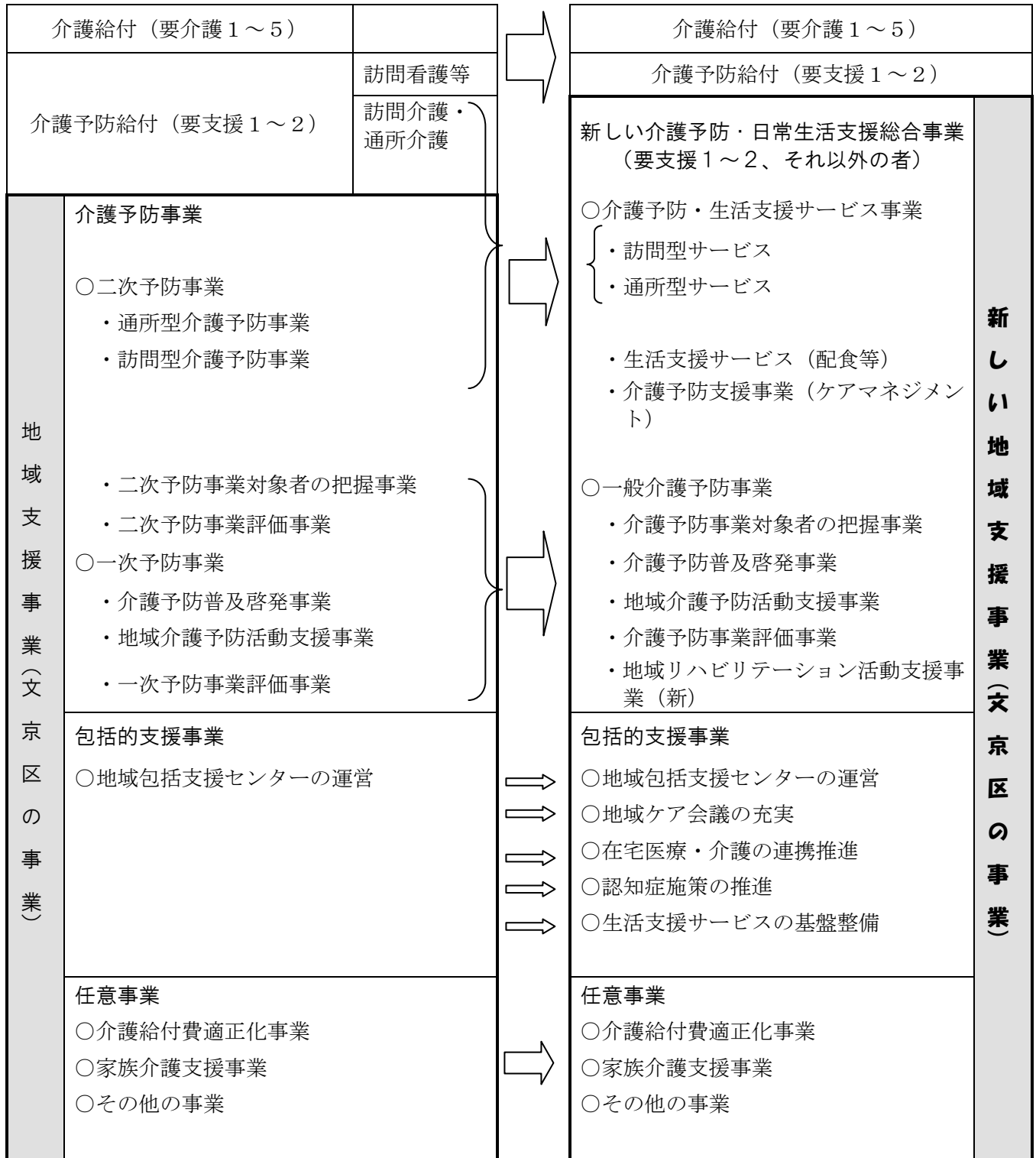
介護保険制度における地域支援事業は、法改正により大幅な内容変更がされました。これに伴い、以下のような考え方と方向性に基づき、文京区における新しい地域支援事業を構築していきます。

### ①改正の主な内容

- これまで要支援1・2と認定された方に対し介護予防給付として実施されていた、訪問介護、通所介護が新しい地域支援事業へ移行し、介護予防・生活支援サービス事業として実施します。また、これまでの事業者主体のサービスに加えて、住民主体の多様なサービスの充実を図ります。
- これまで、介護予防事業として実施されていた一般高齢者に対する一次予防事業と要介護状態となるおそれの高い状態にあると認められた高齢者に対する二次予防事業は、一次、二次の区別をすることなく、一般介護予防事業として合わせて実施します。
- 地域支援事業のうち、包括的支援事業については、これまでの高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の運営に加え、地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進を図り、さらに生活支援サービスの基盤整備に取り組んでいきます。



【図表】6-6 新しい地域支援事業の全体像について



新しい地域支援事業（文京区の事業）

## ②介護予防・日常生活支援総合事業

新しい地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、以下の2つに分類されます。

- ① 介護予防・生活支援サービス事業
- ② 一般介護予防事業

事業実施にあたっては、今後、新規事業と既存事業の再構築を図っていきます。

### ア 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は次のとおり分類されます。

#### (ア) 訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

#### (イ) 通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

#### (ウ) 生活支援サービス

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。

#### (エ) 介護予防支援事業（ケアマネジメント）

要支援者等に対し介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

従来の介護予防事業から（ア）～（エ）までのサービスに移行するにあたり、基本的な考え方は以下のとおりです。

#### 【方向性】

- 住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス支援を充実し、在宅生活の安心確保を図ります。
- 住民主体のサービス利用の拡充により、多様な単価のサービス・支援の充実・利用普及を目指します。
- 高齢者の社会参加の促進や要支援状態となることを予防する事業の充実により、要介護または要介護認定を必要としない高齢者の増加を図るとともに、効果的な予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開により、要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進をします。

【移行年度】

○総合事業の施行期日は、平成27年4月1日とされていますが、区市町村による実施は平成29年4月まで猶予できることとされています。

○区では、新たな担い手やサービス全体の仕組み作りにおいて、事業者や関係団体との協議を重ねるとともに、事業を円滑に移行できるよう、利用者に配慮した周知期間を確保するため、平成28年10月を目標に事業を実施します。

【図表】6-7 介護予防・生活支援サービス事業の移行年度

| ○訪問型サービス   | 平成27年度 | 平成28年度     | 平成29年度 |
|--|--------|------------|--------|
| 訪問介護事業者による訪問介護<br>(訪問介護員による身体介護、生活援助)                      | 検討・準備  | ○10月～      |        |
| 緩和した基準によるサービス<br>(主に雇用労働者による生活援助等)                         |        | △(準備が整い次第) |        |
| 住民主体による支援<br>(ボランティア等の住民主体の自主活動として行う生活援助等)                 |        |            |        |
| 短期集中予防サービス<br>(保健師等による居宅での相談指導等)                           |        |            |        |
| ○通所型サービス   | 平成27年度 | 平成28年度     | 平成29年度 |
| 通所介護事業者によるサービス<br>(通所介護事業者の従事者による通所介護サービス)                 | 検討・準備  | ○10月～      |        |
| 緩和した基準によるサービス<br>(主に雇用労働者やボランティアによる、ミニデイサービス、運動、レクリエーション等) |        | △(準備が整い次第) |        |
| 住民主体による支援<br>(ボランティア主体による、体操、運動等の活動などの自主的な通いの場)            |        |            |        |
| 短期集中予防サービス<br>(保健師等による、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム)   |        |            |        |
| ○生活支援サービス  | 平成27年度 | 平成28年度     | 平成29年度 |
| (栄養改善を目的とした配食、ボランティア等による見守り等)                              | 検討・準備  | △(準備が整い次第) |        |

## イ 一般介護予防事業

新しい一般介護予防事業は、次のように分類されます。

### (ア) 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

### (イ) 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行います。

### (ウ) 地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

### (エ) 一般介護予防事業評価事業

高齢者・介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

### (オ) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

従来の介護予防事業から（ア）～（オ）までの事業を実施するにあたり、基本的な考え方は以下のとおりです。

#### 【方向性】

- 一般介護予防事業では、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、事業が発展していくよう地域づくりを推進します。
- また、リハビリテーション専門職等の活用も検討しつつ、地域において、自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。
- 現在実施している、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、の3つの事業については、これまでの事業の検証を十分に行った上、介護予防・生活支援サービス事業との整合性を図りながら事業内容について検討してまいります。

○新規事業である地域リハビリテーション活動支援事業については、事業の趣旨を踏まえ、平成29年度までに本区の現状に合った事業展開を目指します。

**【移行年度】**

○上記(ア)～(ウ)の3つの事業については、平成28年4月から事業を開始します。

○一般介護予防事業評価事業については、上記の3つの事業の開始後の運用状況を踏まえて展開していきます。

## 7 地域支援事業の推進

介護保険法における地域支援事業は3つに分類され、文京区においては、以下のようなスケジュールで取り組んでまいります。

### ①介護予防・日常生活支援総合事業

| 事業名   | 平成27年度               | 平成28年度                                 | 平成29年度 |
|---|----------------------|--|--------|
| (1)介護予防・生活支援サービス事業<br>①訪問型サービス<br>②通所型サービス<br>③生活支援サービス（配食等）<br>④介護予防支援事業（ケアマネジメント） | 従来の介護予防を継続実施（移行準備期間） | 事業開始<br>※指定事業者分は10月から。多様なサービスは準備が整い次第。 |        |
| (2)一般介護予防事業<br>①介護予防事業対象者の把握事業<br>②介護予防普及啓発事業<br>③地域介護予防活動支援事業<br>④介護予防事業評価事業       |                      | 一般介護予防事業として事業開始                        |        |
| ⑤地域リハビリテーション活動支援事業  | 平成29年度までに事業開始        |  |        |

### ②包括的支援事業

| 事業名  | 平成27年度                        | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--|-------------------------------|--------|--------|
| (1)地域包括支援センターの運営<br>(2)地域ケア会議<br>(3)在宅医療・介護の連携<br>(4)認知症施策 | 継続実施<br>※地域ケア会議については、試行から本格実施 |        |        |
| (5)生活支援サービスの基盤整備   | 平成29年度までに整備                   |        |        |

### ③任意事業

| 事業名                                       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---|--------|--------|--------|
| (1)介護給付費適正化事業<br>(2)家族介護支援事業<br>(3)その他の事業 | 継続実施   |        |        |

## (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防は、高齢者の日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援して、生活の質の向上を目指すものです。

本事業は、高齢者が要介護状態等になることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として、身近な地域で継続して参加できるように推進していきます。

なお、対象者は、要介護状態等になるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の人で、事業の実施に際しては、介護予防ケアマネジメント業務等により、個々の対象者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者の自己選択に基づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施していきます。

### ○事業対象者及び事業参加者の見込み

第5期計画は、65歳以上の介護認定を受けていない高齢者に基本チェックリストを送付して、判定結果により、要介護状態等になるおそれのある二次予防事業対象者を把握し、個々の状況に沿った効果的な二次予防事業の提供を実施しました。

第6期計画では、介護保険法の一部改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するまでの期間、第5期計画と同様の介護予防事業を実施します。

なお、移行にあたっては、これまでの高齢者へのさまざまな施策・事業を含めて、総合的に検討を行い、住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう介護予防事業を実施していきます。

【図表】7-1 対象者把握事業実績

| 区 分           | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  |
|---------------|---------|---------|---------|
| 高齢者人口         | 38,218人 | 39,835人 | 40,821人 |
| 調査回答者数 *1・2・3 | 22,333人 | 5,517人  | 3,503人  |
| 二次予防事業対象者数 *4 | 6,239人  | 1,199人  | 703人    |
| 二次予防事業参加者数 *5 | 380人    | 447人    | 413人    |

\*1 平成24年度は全数調査の回答者数

\*2 平成25年度は、平成25年4月1日現在満65歳の高齢者、平成24年4月2日以降に転入した高齢者及び前年調査の未回答者

\*3 平成26年度は、平成26年4月1日現在満65歳の高齢者、平成25年4月2日以降に転入した高齢者及び前年調査の未回答者

\*4 平成26年度は、平成26年6月16日現在の有効回答者数より判定された人数

\*5 平成26年度参加者数は見込み

平成 27 年度は、平成 24 年度の調査結果に基づき、要介護状態等になるおそれのある高齢者（介護予防事業対象者）を高齢者人口の 16.6%程度として見込み、平成 28 年度以降は、要支援 1・2 の高齢者が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行することを踏まえて、対象者数を見込みました。介護予防事業への参加者については、高齢者人口の概ね 2%程度の参加率を目指すこととして、事業を実施していきます。

【図表】 7-2 介護予防事業高齢者数及び介護予防事業対象者数見込み

| 区 分                        | 平成 27 年度           | 平成 28 年度           | 平成 29 年度           |
|----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 高齢者人口                      | 42,526 人           | 42,771 人           | 42,951 人           |
| 介護予防事業対象者数<br>(介護予防事業対象者率) | 7,060 人<br>(16.6%) | 8,149 人<br>(19.1%) | 8,296 人<br>(19.3%) |
| 介護予防事業参加見込数<br>(介護予防事業参加率) | 790 人<br>(1.86%)   | 790 人<br>(1.85%)   | 790 人<br>(1.84%)   |

## ①基本チェックリストの活用

### ア 介護予防事業対象者の把握

日常生活で必要となる心身機能の確認を基本チェックリストで行い、介護予防事業の対象者を把握します。

基本チェックリストは、高齢者の生活機能を評価し、要介護状態となるリスクを予想することを目的とした質問票です。原則として介護認定を受けていない 65 歳以上の方に対して実施します。基本チェックリストの回答者に対し、チェックした項目の内容や数により、運動機能の低下、低栄養状態、口腔機能の低下、閉じこもり、認知機能の低下、うつ病の可能性等の判定を行い、個人にあった適切なプログラムや介護予防事業をご案内します。

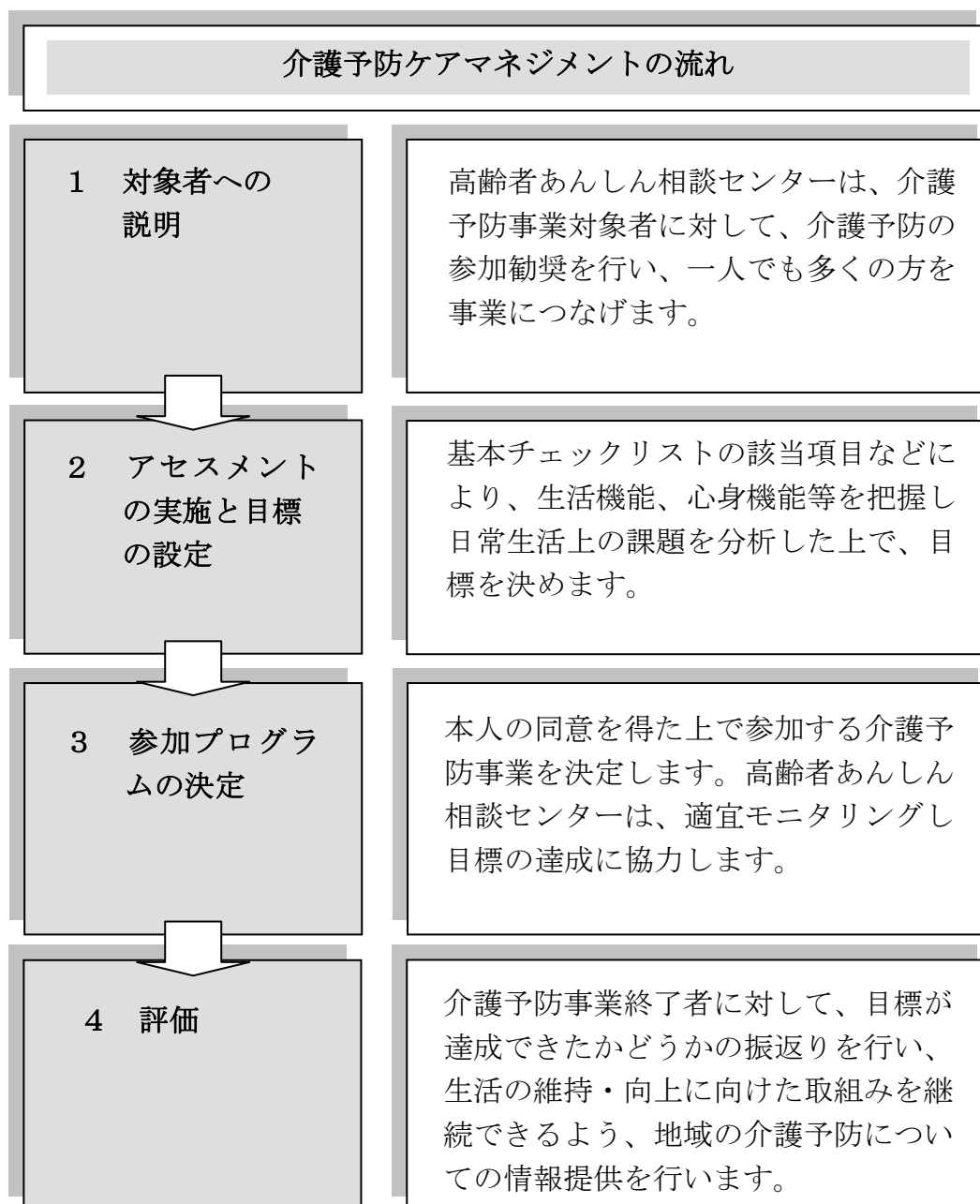
また、閉じこもりがちな高齢者等を把握し、介護予防事業に結びつけるため、保健師等の訪問活動や地域の関係機関（高齢者あんしん相談センター、医療機関、民生委員・児童委員、町会・自治団体、話し合い員、社会福祉協議会など）から情報提供を受け対象者を把握していきます。



## イ 介護予防ケアマネジメントの実施

高齢者あんしん相談センターは、区が判定した事業対象者及び総合相談等で把握した介護予防事業対象者に対し、基本チェックリストや本人の意向を踏まえながら目標を定め、参加する介護予防事業を決定します。

【図表】 7-3 介護予防ケアマネジメントの流れ



## ②介護予防事業の充実

※ 以下の事業説明は、介護予防・日常生活支援総合事業に移行することを見据えて分類しています。

### ア 通所型サービス

基本チェックリスト等で把握された介護予防事業対象者に対して、様々なプログラム（機能訓練、健康教育等）を実施して、自立した生活の確立と生活の質の向上を目指し支援を行います。事業は、基本チェックリストで該当する項目のほか、対象者の希望で該当プログラム以外も選択することができます。

#### （ア）運動器の機能向上プログラム

基本チェックリストで運動機能の低下が懸念される方は、将来要介護状態等になる可能性が高いことから、運動器の機能向上プログラムの参加を促していきます。

このプログラムでは、高齢者在宅サービスセンターや介護予防拠点などにおいて、筋肉を使う運動やバランストレーニングなどを取り入れた教室とマシンを活用したトレーニング教室を実施します。

#### ○筋力向上トレーニング事業

転倒予防や筋力の向上を目的に、ストレッチ運動や足腰の筋力を高める運動を行います。

#### ○筋力向上マシントレーニング事業

転倒予防や筋力の向上を目的に、高齢者用のトレーニングマシンを使い、足腰の筋力を高める運動を行います。

#### （イ）栄養改善複合型プログラム事業

基本チェックリストで低栄養の状態が懸念される方は、栄養改善を積極的に行う必要があります。

このプログラムでは、低栄養改善のために個別の栄養相談や集団栄養教育を実施し、併せて摂食嚥下機能の低下による低栄養を防ぐための口腔機能向上プログラムや転ばない体づくりのための運動器の機能向上トレーニングなどを行う教室を実施します。

(ウ) 口腔機能向上プログラム事業

基本チェックリストで口腔機能の低下が懸念される方は、口腔機能を高める必要があります。

このプログラムでは歯科医師や歯科衛生士の指導の下、健康センターや高齢者在宅サービスセンター等において、口腔清掃指導、摂食・嚥下機能の向上に関する指導等を行う教室を実施します。

イ 訪問型サービス

基本チェックリストでうつ・閉じこもり・認知症が懸念される方は、その予防や支援にも考慮する必要があります。

このプログラムでは保健師等の専門職が訪問し生活機能に関する問題の相談や指導を行うほか、通所型事業に馴染まない方に運動プログラムを実施します。

【図表】 7-4 介護予防事業実績

| 区 分             | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 筋力向上トレーニング事業    | 211 人    | 244 人    | 236 人    |
| 筋力向上マシントレーニング事業 | 85 人     | 109 人    | 79 人     |
| 口腔機能向上プログラム事業   | 77 人     | 67 人     | 58 人     |
| 栄養改善複合型プログラム事業  | 5 人      | 26 人     | 38 人     |
| 訪問指導プログラム事業     | 2 人      | 1 人      | 2 人      |
| 合 計             | 380 人    | 447 人    | 413 人    |

\* 平成 26 年度参加者数は見込み

【図表】 7-5 介護予防サービス事業実施見込み

| 区分      | 平成 27 年度        |       | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------|-----------------|-------|----------|----------|
| 通所型サービス | 筋力向上トレーニング事業    | 420 人 | 782 人    | 782 人    |
|         | 筋力向上マシントレーニング事業 | 174 人 |          |          |
|         | 口腔機能向上プログラム事業   | 120 人 |          |          |
|         | 栄養改善複合型プログラム事業  | 68 人  |          |          |
| 訪問型サービス | 訪問指導プログラム事業     | 8 人   | 8 人      | 8 人      |
| 合 計     |                 | 790 人 | 790 人    | 790 人    |

### ③介護予防事業評価事業の実施

介護予防事業について、定期的に介護予防の取組状況等の評価を実施します。手法等については、今後検討してまいります。

### ④介護予防普及啓発事業の充実

すべての高齢者が介護予防を正しく理解し、住み慣れた地域で介護予防を実践するための様々な事業を実施します。

教室事業は民間事業者の活力を導入しながら、高齢者が楽しく継続的に介護予防に取り組めるように展開しています。

教室事業のほか、介護予防展の開催や講演会、出前講座の実施等により介護予防の普及啓発を促進します。

【図表】 7-6 介護予防事業実績

| 区 分                        |                  | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------------------|------------------|----------|----------|----------|
| 介護<br>予<br>防<br>教<br>室     | 文の京介護予防体操教室      | 30 人     | 26 人     | 26 人     |
|                            | 文の京介護予防体操地域会場    | 381 人    | 431 人    | 450 人    |
|                            | 認知症予防教室          | 376 人    | 388 人    | 369 人    |
|                            | 膝痛・腰痛予防教室        | 302 人    | 310 人    | 310 人    |
|                            | 転倒骨折予防教室         | 223 人    | 279 人    | 279 人    |
|                            | 複合型（運動・口腔・栄養等）教室 | 73 人     | 142 人    | 142 人    |
|                            | その他介護予防教室（体操等）   | 435 人    | 464 人    | 378 人    |
| 普<br>及<br>啓<br>発<br>事<br>業 | 介護予防展            | 実施せず     | 1,048 人  | 1,050 人  |
|                            | 介護予防講演会          | 201 人    | 198 人    | 270 人    |
|                            | 介護予防出前講座         | 441 人    | 303 人    | 200 人    |
| 合 計                        |                  | 2,462 人  | 3,589 人  | 3,474 人  |

\* 平成 26 年度参加者数は見込み

【図表】 7-7 介護予防事業実施見込み

| 区分                          | 平成 27 年度             |         | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------------------|----------------------|---------|----------|----------|
| 介護<br>予<br>防<br>教<br>室      | 文の京介護予防体操教室          | 30 人    | 2,000 人  | 2,100 人  |
|                             | 文の京介護予防体操地域会場        | 500 人   |          |          |
|                             | 認知症予防教室              | 330 人   |          |          |
|                             | 膝痛・腰痛予防教室            | 240 人   |          |          |
|                             | 転倒骨折予防教室             | 290 人   |          |          |
|                             | 複合型（運動・口腔・栄養等）<br>教室 | 140 人   |          |          |
|                             | その他介護予防教室（体操等）       | 320 人   |          |          |
| 普及<br>及<br>啓<br>発<br>事<br>業 | 介護予防展                | 1,050 人 | 1,550 人  | 1,550 人  |
|                             | 介護予防講演会              | 300 人   |          |          |
|                             | 介護予防出前講座             | 200 人   |          |          |
|                             | 合 計                  | 3,400 人 | 3,550 人  | 3,650 人  |

## ○ 文の京介護予防体操による介護予防の推進

平成 19 年度に区、区民、区内介護サービス事業所の理学療法士及び大学が協働で開発した「文の京介護予防体操」を介護予防普及啓発の柱として位置づけ、区と区民が一体となって介護予防体操の普及を図ってきました。

平成 22 年 7 月からは、文の京介護予防体操を住み慣れた地域で実施できるよう会場を確保し地域展開に取り組んできました。この地域会場の運営は、文の京介護予防体操推進リーダーとして養成された地域の高齢者の方々が行っています。

本事業は、高齢者が住み慣れた地域でいつでも気軽に介護予防に取り組めるように毎週同じ時間帯に同じ場所で実施しています。すべての高齢者が継続的に運動する機会を持つとともに、地域で介護予防事業を実施することによる閉じこもりの予防、仲間づくり等、高齢者一人ひとりがいつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう地域全体で支える取組みです。

介護予防は自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めることが重要です。引き続き、地域活動センターなど、身近な地域で体操を継続的に実施できるよう会場の確保に努めるとともに、高齢者団体や地域活動組織等に働きかけて、文の京介護予防体操実践者の拡大に努めていきます。

【図表】 7-8 文の京介護予防体操地域会場での参加実績 (H25.4~H26.3)

| 地域会場名・開催曜日 |   | 参加者    | 推進リーダー | 合計      |
|------------|---|--------|--------|---------|
| 汐見地域活動センター | 月 | 978人   | 552人   | 1,530人  |
| アカデミー音羽    | 火 | 1,511人 | 332人   | 1,843人  |
| 湯島地域活動センター | 水 | 1,129人 | 468人   | 1,597人  |
| シルバーホール    | 木 | 1,806人 | 636人   | 2,442人  |
| アカデミー向丘    | 木 | 459人   | 340人   | 799人    |
| アカデミー茗台    | 金 | 1,582人 | 365人   | 1,947人  |
| 駒込地域活動センター | 金 | 1,771人 | 719人   | 2,490人  |
| 合計         |   | 9,236人 | 3,412人 | 12,648人 |

【図表】 7-9 文の京介護予防体操地域会場数見込み

| 区分  | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 会場数 | 10会場   | 11会場   | 12会場   |

さらに、介護予防に関する知識を深め、介護予防の重要性を理解していただくため、介護予防展の開催や講演会の実施、介護予防に関するパンフレットの配布等の普及啓発事業を実施します。

## ⑤地域介護予防活動支援事業の充実

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や、介護予防ボランティアを活用した介護予防教室等地域活動の育成・支援のための事業の充実を図ります。

### ア 介護予防ボランティアの育成

今後も文の京介護予防体操推進リーダー及び転倒骨折予防教室ボランティア指導員等を、地域での介護予防の担い手として、引き続き積極的に育成していきます。

ボランティア養成講習では、介護予防に関する基礎的な知識のほか、高齢期の健康維持に有効である基本的な運動の指導技術を習得するとともに、介護予防全般にわたる講義や消防署による応急救護訓練等を行います。

文の京介護予防推進リーダーは、行政との協働の担い手として、文の京介護予防体操地域会場の運営事業のほか、介護予防出前講座や各種イベントでの体操講師、介護予防教室事業での指導者補助業務、介護予防展等の運営補助等を行います。

転倒骨折予防教室ボランティア指導員は、転倒骨折予防教室での指導者補助業務、教室修了者による自主グループの活動支援を行います。

【図表】 7-10 介護予防ボランティア登録者数実績

| 区 分               | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|
| 文の京介護予防体操推進リーダー   | 74 人     | 72 人     | 83 人     |
| 転倒骨折予防教室ボランティア指導員 | 13 人     | 11 人     | 14 人     |
| 脳の健康教室サポーター       | 38 人     | 37 人     | 28 人     |

【図表】 7-11 介護予防ボランティア養成講座等新規養成者数実施見込み

| 区 分                   | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----------------------|----------|----------|----------|
| 文の京介護予防体操推進リーダー養成講習   | 20 人     | 20 人     | 20 人     |
| 転倒骨折予防教室ボランティア指導員養成講習 | 9 人      | 9 人      | 9 人      |
| 脳の健康教室サポーター養成講習       | 一人       | 一人       | 一人       |

\* 脳の健康教室サポーター養成は、欠員が生じた場合のみ実施

## イ 地域活動組織の育成・支援

介護予防ボランティア等を中心に元気な高齢者の地域社会等での活動を支援するなど、高齢者の健康づくりと生きがいづくりを推進します。

文の京介護予防体操の地域会場で実施する体操活動等を通じて参加者同士の交流を図るとともに、それぞれの体操会場の参加者の状態に応じたレクリエーションを、文の京介護予防体操推進リーダーや参加者の提案により自主的に行えるよう支援します。

また、介護予防のために自主的な活動を実施している団体や介護予防に興味があるグループ等に介護予防ボランティア等の講師を派遣するなど、元気な高齢者の知識や経験を活かした地域活動組織の育成・支援を行うことで介護予防の一層の推進に取り組みます。

さらに、全ての高齢者が、住み慣れた地域で介護予防を実践できるよう、地域で行われている介護予防教室や講座などを紹介した「介護予防地域情報ガイドマップ」を作成し、情報提供を積極的に行います。

## ⑥新しい介護予防・日常生活支援総合事業の構築

### ア 介護予防・生活支援サービス事業

これら上記2～5の事業に加え、従来の介護予防給付（要支援1・2）の訪問介護及び通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。今後、多様なサービス主体と連携しながら、事業の再構築を図ります。

【図表】 7-12 従来の介護予防給付移行分の実施見込み

| 区 分                      | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------------------|----------|----------|
| 従来の介護予防訪問介護移行分<br>延べ利用人数 | 2,436 人  | 5,070 人  |
| 従来の介護予防通所介護移行分<br>延べ利用人数 | 1,488 人  | 3,235 人  |

### イ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域において、自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。このため、介護予防の取組の機能強化に向け、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

## （2）包括的支援事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、地域包括支援センターにおいて、総合相談、権利擁護、包括的・継続的なマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント等を行っています。

詳しくは、「5 地域包括ケアシステムの構築及び方向性」の「(3) 文京区の地域包括ケアシステム体制」の中で述べています。(P.226～228 参照)

また、地域包括ケアシステムの構築に向け、「地域ケア会議の充実」「在宅医療・介護の連携」「認知症施策」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業を行います。

### ①高齢者あんしん相談センターの運営

高齢者あんしん相談センターとは、介護保険法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センターのことです。文京区では、愛称を募集し、平成 24 年度から高齢者あんしん相談センターの名称を用いています。



(ア) 設置

高齢者あんしん相談センターは、区内4つの日常生活圏域ごとに設置しており、平成24年度に富坂、平成25年度に大塚・本富士・駒込に分室を開設したことにより、区内8か所（1圏域2室体制）で運営しています。

今後は分室の周知に努め、より地域に密着した業務を展開することで、地域包括ケアシステムの構築に向け中核的役割が果たせるよう、機能の充実を図ります。

【図表】 7-13 高齢者あんしん相談センターの所在地（平成26年度末現在）



| 日常生活圏域 | 名称                 | 所在地          |
|--------|--------------------|--------------|
| 富坂     | 高齢者あんしん相談センター富坂    | 白山五丁目16番3号   |
|        | 高齢者あんしん相談センター富坂分室  | 小石川二丁目18番18号 |
| 大塚     | 高齢者あんしん相談センター大塚    | 大塚四丁目50番1号   |
|        | 高齢者あんしん相談センター大塚分室  | 音羽一丁目15番12号  |
| 本富士    | 高齢者あんしん相談センター本富士   | 湯島四丁目9番8号    |
|        | 高齢者あんしん相談センター本富士分室 | 本郷二丁目21番3号   |
| 駒込     | 高齢者あんしん相談センター駒込    | 千駄木五丁目19番2号  |
|        | 高齢者あんしん相談センター駒込分室  | 本駒込二丁目28番10号 |

(イ) 人員配置

高齢者あんしん相談センターには、①保健師（又は経験のある看護師）、②社会福祉士、③主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の専門資格を持った職員（＝専門3職種）

が配置されています。それぞれの専門知識を活かし、相互に連携・協働するチームアプローチにより業務を行います。

また、それぞれの圏域で高齢者あんしん相談センター及び高齢者あんしん相談センター分室の連携を確保し効率的に運営するために専任の高齢者あんしん相談センター長(1人)を配置します。

高齢者あんしん相談センターの機能強化のために、今後も必要な職員の増員や資質の向上を図っていきます。

### (ウ) 運営状況等

平成 25 年度は、高齢者あんしん相談センター全体で、高齢者人口の約 25%にあたる 10,254 人に対し、延べ 29,465 件の相談・支援を行っています。

今後、周知活動を積極的に行うことで、平成 29 年度までに高齢者人口の約 30%の方を利用してもらうことを目指します。

【図表】 7-14 高齢者あんしん相談センター総合相談業務の実績及び見込み

| 区分    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 高齢者人口 | 38,218 人 | 39,835 人 | 40,821 人 | 42,951 人 |
| 相談実人数 | 9,410 人  | 10,254 人 | 11,430 人 | 12,885 人 |
| 相談総件数 | 29,138 人 | 29,465 人 | 36,224 人 | 46,255 人 |
| 電話    | 13,631 人 | 12,709 人 | 16,285 人 | 20,794 人 |
| 訪問    | 7,947 人  | 8,443 人  | 10,130 人 | 12,935 人 |
| 来所    | 5,802 人  | 5,976 人  | 7,280 人  | 9,296 人  |
| その他   | 1,758 人  | 2,337 人  | 2,529 人  | 3,230 人  |

\*平成 26 年度の相談実人数は見込み、相談総件数は文京区基本構想実施計画(平成 26 年度～平成 28 年度)の目標値

また、高齢者あんしん相談センターの運営状況については、適切、公正かつ中立な運営の確保のため、介護保険法施行規則第 140 条の 66 に規定する地域包括支援センター運営協議会の機能を所握する地域包括ケア推進委員会(P.225 参照)に報告します。

なお、個人情報の取り扱いについては、介護保険法により高齢者あんしん相談センターの設置者・職員に対し、守秘義務が課せられています。また「文京区個人情報の保護に関する条例」を遵守するよう区条例で規定しています。

※ 以下②～⑤については、P.228 からP.230 をご参照してください。

- ②地域ケア会議の充実
- ③在宅医療・介護の連携
- ④認知症施策
- ⑤生活支援サービスの基盤整備

### (3) 任意事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、区独自の任意事業を展開します。

#### ①介護給付費等費用適正化事業の実施

介護サービス利用者全員に、受けたサービス内容や費用等の内訳を記載した「給付費通知」を送付し、利用者自らが内容等を確認することにより、事業者の不正請求を防ぎ、利用者に対しても介護給付費の適正化に向けて理解を求めています。

介護保険サービス事業所に対しては、介護給付解釈に関する研修会を開催し理解を深めるとともに、法令基準の遵守や適正な介護報酬の請求、適切なケアプランの作成等について、事業所を訪問しながら適正に行われているか検査し、指導等を行っていきます。

また、ケアマネジャーが作成するケアプランが利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されてきているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等の点検を行い、より良いケアプランが作成されるよう支援しています。

詳しくは、「9 介護保険制度運営の取組み」の「(2) 適正で安定的な介護保険制度運営のための取組み」の中で述べています。(P.298～301 参照)

【図表】 7-15 介護給付等費用適正化事業実施見込み

| 区 分     | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 給付費通知発送 | 2 回      | 2 回      | 2 回      |
| 事業者指導事業 | 24 回     | 24 回     | 24 回     |

## ②家族介護支援事業の実施

### ア 認知症家族交流会及び認知症介護者教室の実施

認知症介護者の情報交換やストレス軽減のための場として認知症家族交流会を実施するとともに、認知症に対する正しい理解や介護方法の習得を通じて、認知症の適切なケアの普及及び介護者の支援を目的とした認知症介護者教室を実施します。

【図表】 7-16 認知症家族交流会及び認知症介護者教室実施見込み

| 区 分                    | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------------------------|----------|----------|----------|
| 認知症家族交流会<br>及び認知症介護者教室 | 20 回     | 20 回     | 20 回     |

### イ 認知症高齢者等見守り事業の実施

認知症高齢者等の徘徊行動に伴う行方不明者の発生を防止し、発生した場合は早期に発見・保護がされる体制を構築することにより、認知症高齢者等の外出の権利を守るとともに、介護家族の負担軽減を図ります。

具体的には、認知症状による行方不明のリスクがある人の情報を、申請に基づき登録し、保護された際の迅速な身元判明につながる事前登録事業、および行方不明が発生した際に、行方不明時の状況や服装等早期発見につながる情報を地域の協力者に一斉にメール送信することにより発見の協力を呼びかける行方不明認知症高齢者発見ネットワーク事業を実施します。

また、地域の対応力向上による見守り機能強化のため、行方不明発生時の声かけ・発見・保護を地域で模擬的に体験する徘徊対応模擬訓練を推進します。

なお、区では、厚生労働省が平成 17 年度に開始した認知症サポーター100万人キャラバンを受けて、認知症サポーター養成講座を開催し、平成 26 年度までに 6,000 人を超える認知症サポーターを養成してきました。今後も引き続き新たな認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症サポーターのさらなる活動促進のため、より実践的な講座の開催を行っていきます。また、認知症サポーターの活動の場として、行方不明認知症高齢者発見ネットワーク事業や徘徊対応模擬訓練への協力を呼びかけていきます。

さらに、民間事業者が運営するGPS通信網を使用した探索システムの申込費用の助成などの様々な施策を推進し、認知症高齢者等を包括的に見守る体制を構築します。

## ③その他事業の実施

### ア 成年後見制度利用支援事業の充実

成年後見制度利用が必要にもかかわらず、申し立てを行う親族がない等の場合には、老人福祉法第 32 条の規定に基づき、区長が代わって後見などの審判の申し立てを行います。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行います。

## イ 住宅改修支援事業の実施

要支援や要介護の認定を受けている高齢者が、手すりの取り付けなど、介護に必要な小規模な住宅改修を行うにあたり、ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーター等が、住宅改修に関する相談に応じます。ケアマネジャーがいない利用者が住宅改修の支給申請を行う場合、理由書を福祉住環境コーディネーター等が作成した際の費用の助成を行います。

【図表】 7-17 住宅改修支援事業実施見込み

| 区 分      | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 住宅改修支援事業 | 140 件    | 140 件    | 140 件    |

**(4) 地域支援事業に要する費用の見込み**

改正前の地域支援事業では、地域支援事業に要する費用は、介護給付費見込額の3%を上限としていました。

新しい地域支援事業においては、介護予防・日常生活支援総合事業の上限と包括的支援事業・任意事業の上限の2つの区分でそれぞれ管理を行うこととなります。

なお、介護予防給付の訪問介護や通所介護が移行した後においても移行分をまかなえるよう、新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、従前の費用実績を基本とし、これに75歳以上の高齢者数の伸びを勘案した金額が上限となります。

第6期計画期間における地域支援事業に要する費用額は次のとおりです。

【図表】 7-18 地域支援事業に要する費用額の見込み

| 区 分             | 単位：千円    |          |          |
|-----------------|----------|----------|----------|
|                 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | 133,516  | 360,121  | 560,715  |
| 包括的支援事業         | 260,088  | 279,658  | 310,571  |
| 任意事業            | 11,215   | 11,635   | 12,552   |
| 合 計             | 404,819  | 651,414  | 883,838  |

## 8 介護保険事業の現状と今後の見込

### (1) 介護保険被保険者数の実績及び推計

介護保険サービスを利用できる被保険者数は、増加傾向にあります。第1号被保険者のうち、前期高齢者（65歳～74歳）は、平成28年度以降微減の傾向となっています。一方後期高齢者（75歳以上）は、増加傾向にあります。

【図表】8-1 介護保険被保険者数の実績及び推計

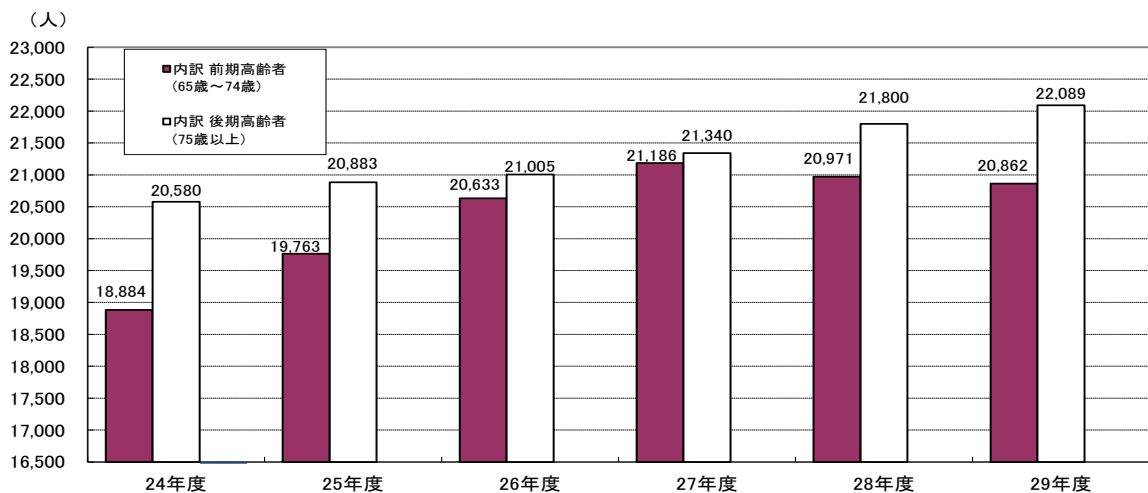
単位：人

|                      | 24年度               | 25年度    | 26年度    | 27年度    | 28年度    | 29年度    |        |
|----------------------|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 第1号被保険者<br>(65歳以上)   | 39,464             | 40,646  | 41,638  | 42,526  | 42,771  | 42,951  |        |
| 内訳                   | 前期高齢者<br>(65歳～74歳) | 18,884  | 19,763  | 20,633  | 21,186  | 20,971  | 20,862 |
|                      | 後期高齢者<br>(75歳以上)   | 20,580  | 20,883  | 21,005  | 21,340  | 21,800  | 22,089 |
| 第2号被保険者<br>(40歳～64歳) | 68,051             | 68,879  | 69,847  | 71,232  | 72,589  | 74,126  |        |
| 計                    | 107,515            | 109,525 | 111,485 | 113,758 | 115,360 | 117,077 |        |

※住所地特例者を含む。

※各年10月1日現在（平成24～26年度は実績値。平成27年度以降は推計）

【図表】8-2 第1号被保険者数の実績及び推計



#### ※介護保険における被保険者

第1号被保険者：区内に住所を有する65歳以上の者

第2号被保険者：区内に住所を有する40歳～64歳の医療保険加入者

#### ※住所地特例

文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度

## (2) 要支援・要介護認定者数の実績及び推計

第5期の実績では、全体的には増加しています。

また、第6期については、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者ともに要介護3など一部の段階を除いて増加すると推計しています。介護度ごとの認定者数の伸び率については、大きな片寄りは想定せずに、全体的な増加傾向として見込みました。

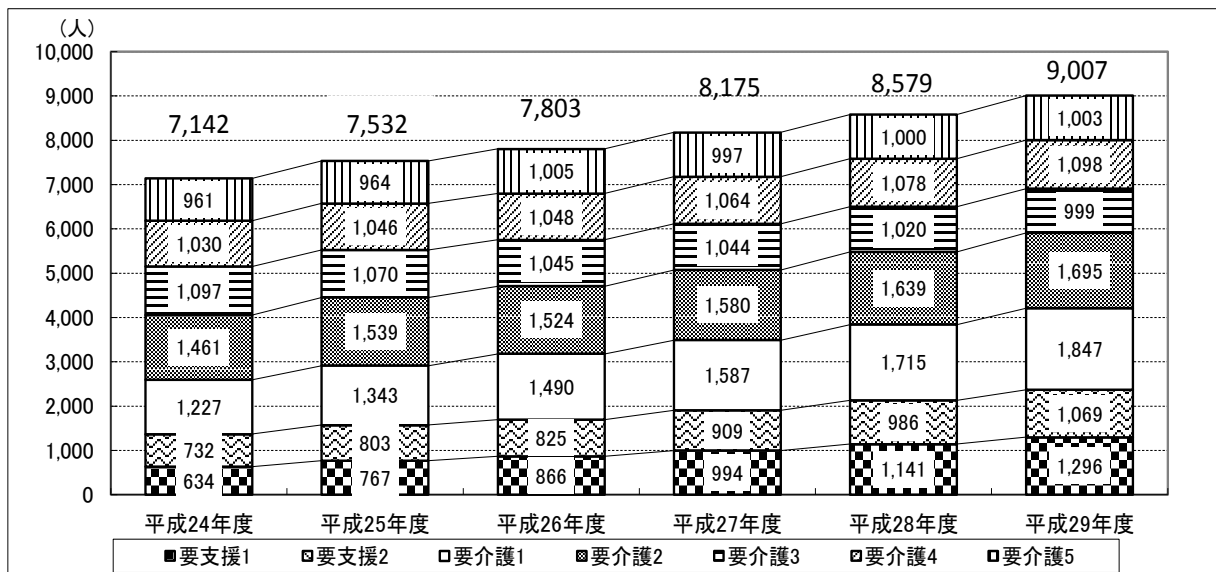
【図表】8-3 要支援・要介護認定者数の実績及び推計

単位:人

|      |                    | 被保険者           | 認定者計         | 要支援1         | 要支援2         | 要介護1         | 要介護2         | 要介護3         | 要介護4         | 要介護5         |
|------|--------------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 24年度 | 40歳～64歳            | 68,051         | 160          | 6            | 15           | 21           | 47           | 30           | 15           | 26           |
|      | 65歳～74歳<br>(前期高齢者) | 18,884         | 720          | 56           | 93           | 121          | 168          | 101          | 101          | 80           |
|      | 75歳以上<br>(後期高齢者)   | 20,580         | 6,262        | 572          | 624          | 1,085        | 1,246        | 966          | 914          | 855          |
|      | <b>計</b>           | <b>107,515</b> | <b>7,142</b> | <b>634</b>   | <b>732</b>   | <b>1,227</b> | <b>1,461</b> | <b>1,097</b> | <b>1,030</b> | <b>961</b>   |
| 25年度 | 40歳～64歳            | 68,879         | 157          | 9            | 15           | 26           | 46           | 20           | 16           | 25           |
|      | 65歳～74歳<br>(前期高齢者) | 19,763         | 768          | 79           | 98           | 138          | 175          | 106          | 92           | 80           |
|      | 75歳以上<br>(後期高齢者)   | 20,883         | 6,607        | 679          | 690          | 1,179        | 1,318        | 944          | 938          | 859          |
|      | <b>計</b>           | <b>109,525</b> | <b>7,532</b> | <b>767</b>   | <b>803</b>   | <b>1,343</b> | <b>1,539</b> | <b>1,070</b> | <b>1,046</b> | <b>964</b>   |
| 26年度 | 40歳～64歳            | 69,847         | 163          | 9            | 15           | 28           | 48           | 19           | 17           | 27           |
|      | 65歳～74歳<br>(前期高齢者) | 20,633         | 801          | 98           | 99           | 151          | 167          | 107          | 96           | 83           |
|      | 75歳以上<br>(後期高齢者)   | 21,005         | 6,839        | 759          | 711          | 1,311        | 1,309        | 919          | 935          | 895          |
|      | <b>計</b>           | <b>111,485</b> | <b>7,803</b> | <b>866</b>   | <b>825</b>   | <b>1,490</b> | <b>1,524</b> | <b>1,045</b> | <b>1,048</b> | <b>1,005</b> |
| 27年度 | 40歳～64歳            | 71,232         | 164          | 11           | 15           | 33           | 44           | 15           | 21           | 25           |
|      | 65歳～74歳<br>(前期高齢者) | 21,186         | 785          | 106          | 98           | 163          | 161          | 114          | 76           | 67           |
|      | 75歳以上<br>(後期高齢者)   | 21,340         | 7,226        | 877          | 796          | 1,391        | 1,375        | 915          | 967          | 905          |
|      | <b>計</b>           | <b>113,758</b> | <b>8,175</b> | <b>994</b>   | <b>909</b>   | <b>1,587</b> | <b>1,580</b> | <b>1,044</b> | <b>1,064</b> | <b>997</b>   |
| 28年度 | 40歳～64歳            | 72,589         | 168          | 14           | 15           | 39           | 43           | 11           | 22           | 24           |
|      | 65歳～74歳<br>(前期高齢者) | 20,971         | 802          | 125          | 98           | 175          | 160          | 113          | 61           | 70           |
|      | 75歳以上<br>(後期高齢者)   | 21,800         | 7,609        | 1,002        | 873          | 1,501        | 1,436        | 896          | 995          | 906          |
|      | <b>計</b>           | <b>115,360</b> | <b>8,579</b> | <b>1,141</b> | <b>986</b>   | <b>1,715</b> | <b>1,639</b> | <b>1,020</b> | <b>1,078</b> | <b>1,000</b> |
| 29年度 | 40歳～64歳            | 74,126         | 176          | 18           | 15           | 45           | 42           | 9            | 24           | 23           |
|      | 65歳～74歳<br>(前期高齢者) | 20,862         | 846          | 149          | 104          | 191          | 159          | 118          | 52           | 73           |
|      | 75歳以上<br>(後期高齢者)   | 22,089         | 7,985        | 1,129        | 950          | 1,611        | 1,494        | 872          | 1,022        | 907          |
|      | <b>計</b>           | <b>117,077</b> | <b>9,007</b> | <b>1,296</b> | <b>1,069</b> | <b>1,847</b> | <b>1,695</b> | <b>999</b>   | <b>1,098</b> | <b>1,003</b> |

\* 24～26年度は9月30日(年度中間値)時点での実数。

【図表】 8-4 要支援・要介護認定者数の推移



\* 24～26年度は9月30日(年度中間値)時点での実数。

### (3) 介護保険事業の概要

介護保険が対象とする事業は、要支援者に対する予防給付、要介護者に対する介護給付と区が独自に実施する地域支援事業があり、以下のように分類されます。

#### ①居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス・介護予防居宅サービスは、要支援1・2、要介護1～5の方を対象とし、ホームヘルパーが食事や入浴、日常生活等の手助けを行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い、必要な日常生活の世話や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の世話や機能訓練を受ける短期入所生活介護(ショートステイ)などの宿泊系サービスがあります。それらをバランス良く利用することにより、心身機能の維持向上を図り、在宅生活を継続するための援助を行います。

なお、特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等を居宅として、サービス利用をするため、居宅サービス・介護予防居宅サービスに含まれます。

#### ②施設サービス

施設サービスには、要介護1～5の方を対象とし、在宅生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、在宅復帰へ向けてリハビリを中心にサービスを提供する介護老人保健施設、医療的なケアが必要な方が入所する介護療養型医療施設があります。



### ③地域密着型サービス

地域密着型サービスは、要支援1・2（利用できないサービスもあります）、要介護1～5の方が介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう原則として区民を対象に提供されるサービスで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などがあり、日常生活圏域ごとに施設整備計画を策定して地域に密着した介護サービスを提供しています。

### ④地域支援事業

地域支援事業は、介護保険制度の改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」の3つに分類されることになります。

介護予防・日常生活支援総合事業については、要支援1・2の方に対し介護予防給付として実施されていた訪問介護及び通所介護が移行するほか、介護予防事業が再編されます。

また、包括的支援事業については、地域ケア会議、在宅医療・介護連携及び認知症施策の推進や生活支援サービスの基盤整備が新たに位置付けられます。

なお、制度改正後の新たな地域支援事業への移行時期や制度の詳細については、「7 地域支援事業の推進」をご参照ください。

## （4）第5期（平成24年度～26年度）計画の計画値と実績値の比較

\* 給付費については、百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

### ○居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス・介護予防居宅サービスについては、計画値は下回っているものの高齢者人口及び認定者の増加に伴い利用者、給付額ともに増加傾向となりました。平成26年度の給付見込額の計画比を見ると居宅サービス・介護予防居宅サービスにおいては、「短期入所生活介護」119.3%、「訪問リハビリテーション」112.2%、「通所介護」（デイサービス）111.0%となっており、他のサービスよりも大幅な伸びとなっています。介護予防居宅サービスは全体的に計画値よりも伸びており、平成26年度の給付見込額の計画比を見ると、約115%の増加となっています。

「短期入所生活介護」については、近隣区に短期入所専用施設が開設したことや、家族介護者の負担を軽減するための利用が増加したことが考えられます。「訪問リハビリテーション」については、リハビリニーズの増加や事業所の増加によるものと考えられます。「通所介護」（デイサービス）については、閉じこもり予防などのニーズの増加や事業所の増加が考えられます。

第Ⅱ部 第3章 高齢者・介護保険事業計画

【図表】 8-5 居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

|             | 平成24年度    |           |        | 平成25年度    |           |        | 平成26年度(見込) |           |        |
|-------------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|------------|-----------|--------|
|             | 実績        | 計画値       | 計画比    | 実績        | 計画値       | 計画比    | 実績         | 計画値       | 計画比    |
| 訪問介護        | 316,512 回 | 328,992 回 | 96.2%  | 314,305 回 | 336,744 回 | 93.3%  | 324,348 回  | 347,237 回 | 93.4%  |
|             | 24,362 人  | 25,080 人  | 97.1%  | 24,029 人  | 25,680 人  | 93.6%  | 24,449 人   | 26,472 人  | 92.4%  |
| 訪問入浴介護      | 12,301 回  | 12,164 回  | 101.1% | 11,668 回  | 12,333 回  | 94.6%  | 10,716 回   | 12,630 回  | 84.8%  |
|             | 2,695 人   | 2,676 人   | 100.7% | 2,494 人   | 2,712 人   | 92.0%  | 2,355 人    | 2,772 人   | 85.0%  |
| 訪問看護        | 42,353 回  | 42,777 回  | 99.0%  | 44,317 回  | 44,399 回  | 99.8%  | 50,834 回   | 46,535 回  | 109.2% |
|             | 8,106 人   | 8,436 人   | 96.1%  | 8,322 人   | 8,760 人   | 95.0%  | 9,169 人    | 9,180 人   | 99.9%  |
| 訪問リハビリテーション | 9,200 回   | 9,101 回   | 101.1% | 11,165 回  | 9,907 回   | 112.7% | 10,974 回   | 10,886 回  | 100.8% |
|             | 1,934 人   | 1,896 人   | 102.0% | 2,172 人   | 2,064 人   | 105.2% | 2,129 人    | 2,268 人   | 93.9%  |
| 居宅療養管理指導    | 26,738 人  | 27,300 人  | 97.9%  | 29,861 人  | 29,892 人  | 99.9%  | 33,688 人   | 32,796 人  | 102.7% |
| 通所介護        | 176,280 回 | 171,683 回 | 102.7% | 186,059 回 | 179,051 回 | 103.9% | 203,482 回  | 188,612 回 | 107.9% |
|             | 22,713 人  | 22,404 人  | 101.4% | 23,814 人  | 23,364 人  | 101.9% | 25,195 人   | 24,612 人  | 102.4% |
| 通所リハビリテーション | 20,263 回  | 21,360 回  | 94.9%  | 20,558 回  | 21,518 回  | 95.5%  | 21,412 回   | 21,768 回  | 98.4%  |
|             | 3,028 人   | 3,120 人   | 97.1%  | 3,110 人   | 3,144 人   | 98.9%  | 3,234 人    | 3,180 人   | 101.7% |
| 短期入所生活介護    | 28,630 日  | 28,826 日  | 99.3%  | 33,972 日  | 29,280 日  | 116.0% | 36,184 日   | 29,953 日  | 120.8% |
|             | 3,150 人   | 3,156 人   | 99.8%  | 3,763 人   | 3,204 人   | 117.4% | 4,075 人    | 3,276 人   | 124.4% |
| 短期入所療養介護    | 11,613 日  | 13,273 日  | 87.5%  | 11,242 日  | 13,095 日  | 85.8%  | 10,606 日   | 13,095 日  | 81.0%  |
|             | 1,407 人   | 1,608 人   | 87.5%  | 1,294 人   | 1,584 人   | 81.7%  | 1,266 人    | 1,584 人   | 79.9%  |
| 特定施設入居者生活介護 | 9,270 人   | 9,648 人   | 96.1%  | 9,373 人   | 10,404 人  | 90.1%  | 9,980 人    | 11,316 人  | 88.2%  |
| 福祉用具貸与      | 25,357 人  | 26,064 人  | 97.3%  | 25,825 人  | 27,552 人  | 93.7%  | 26,614 人   | 29,268 人  | 90.9%  |
| 特定福祉用具販売    | 718 人     | 840 人     | 85.5%  | 703 人     | 900 人     | 78.1%  | 650 人      | 972 人     | 66.9%  |
| 住宅改修        | 489 人     | 660 人     | 74.1%  | 473 人     | 756 人     | 62.6%  | 476 人      | 864 人     | 55.1%  |
| 居宅介護支援      | 38,953 人  | 38,724 人  | 100.6% | 39,893 人  | 39,840 人  | 100.1% | 41,114 人   | 41,184 人  | 99.8%  |

【図表】 8-6 居宅サービス給付費

単位:千円

|             | 平成24年度    |           |        | 平成25年度    |           |        | 平成26年度(見込) |           |        |
|-------------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|------------|-----------|--------|
|             | 実績        | 計画値       | 計画比    | 実績        | 計画値       | 計画比    | 実績         | 計画値       | 計画比    |
| 訪問介護        | 1,618,035 | 1,644,803 | 98.4%  | 1,589,902 | 1,683,566 | 94.4%  | 1,650,784  | 1,735,985 | 95.1%  |
| 訪問入浴介護      | 156,616   | 150,929   | 103.8% | 149,657   | 153,033   | 97.8%  | 139,522    | 156,737   | 89.0%  |
| 訪問看護        | 355,808   | 358,898   | 99.1%  | 371,655   | 372,490   | 99.8%  | 426,116    | 390,407   | 109.1% |
| 訪問リハビリテーション | 60,240    | 55,258    | 109.0% | 73,108    | 60,156    | 121.5% | 73,257     | 66,107    | 110.8% |
| 居宅療養管理指導    | 194,701   | 202,357   | 96.2%  | 214,265   | 221,570   | 96.7%  | 240,322    | 243,103   | 98.9%  |
| 通所介護        | 1,418,174 | 1,348,526 | 105.2% | 1,480,169 | 1,406,604 | 105.2% | 1,636,062  | 1,481,635 | 110.4% |
| 通所リハビリテーション | 184,125   | 201,927   | 91.2%  | 187,021   | 203,952   | 91.7%  | 192,941    | 205,920   | 93.7%  |
| 短期入所生活介護    | 243,813   | 245,103   | 99.5%  | 291,385   | 249,102   | 117.0% | 305,125    | 255,395   | 119.5% |
| 短期入所療養介護    | 128,801   | 133,845   | 96.2%  | 125,486   | 132,146   | 95.0%  | 121,590    | 132,146   | 92.0%  |
| 特定施設入居者生活介護 | 1,856,008 | 1,976,959 | 93.9%  | 1,910,076 | 2,131,732 | 89.6%  | 2,034,003  | 2,318,022 | 87.7%  |
| 福祉用具貸与      | 371,459   | 380,503   | 97.6%  | 382,381   | 402,124   | 95.1%  | 395,759    | 427,346   | 92.6%  |
| 特定福祉用具販売    | 19,772    | 25,272    | 78.2%  | 19,358    | 27,071    | 71.5%  | 20,717     | 29,244    | 70.8%  |
| 住宅改修        | 47,488    | 66,305    | 71.6%  | 44,210    | 75,906    | 58.2%  | 44,132     | 87,000    | 50.7%  |
| 居宅介護支援      | 557,264   | 546,013   | 102.1% | 569,828   | 561,781   | 101.4% | 592,165    | 580,781   | 102.0% |
| 合計          | 7,212,304 | 7,336,699 | 98.3%  | 7,408,501 | 7,681,232 | 96.4%  | 7,872,495  | 8,109,829 | 97.1%  |

【図表】 8-7 介護予防居宅サービス利用量

(年間の延べ数)

|                 | 平成24年度  |         |        | 平成25年度  |         |        | 平成26年度(見込) |          |        |
|-----------------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|------------|----------|--------|
|                 | 実績      | 計画値     | 計画比    | 実績      | 計画値     | 計画比    | 実績         | 計画値      | 計画比    |
| 介護予防訪問介護        | 3,441 人 | 3,732 人 | 92.2%  | 3,728 人 | 4,008 人 | 93.0%  | 4,047 人    | 4,404 人  | 91.9%  |
| 介護予防訪問入浴介護      | 0 回     | 0 回     | 0.0%   | 43 回    | 0 回     | 皆増     | 52 回       | 0 回      | 皆増     |
|                 | 0 人     | 0 人     | 0.0%   | 10 人    | 0 人     | 皆増     | 12 人       | 0 人      | 皆増     |
| 介護予防訪問看護        | 507 回   | 436 回   | 116.3% | 745 回   | 436 回   | 170.9% | 856 回      | 436 回    | 196.3% |
|                 | 125 人   | 108 人   | 115.7% | 178 人   | 108 人   | 164.8% | 208 人      | 108 人    | 192.6% |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 171 回   | 228 回   | 75.0%  | 508 回   | 324 回   | 156.8% | 620 回      | 408 回    | 152.0% |
|                 | 32 人    | 60 人    | 53.3%  | 94 人    | 84 人    | 111.9% | 104 人      | 108 人    | 96.3%  |
| 介護予防居宅療養管理指導    | 690 人   | 684 人   | 100.9% | 1,132 人 | 708 人   | 159.9% | 1,452 人    | 744 人    | 195.2% |
| 介護予防通所介護        | 5,119 人 | 5,268 人 | 97.2%  | 5,898 人 | 5,604 人 | 105.2% | 6,630 人    | 6,060 人  | 109.4% |
| 介護予防通所リハビリテーション | 340 人   | 324 人   | 104.9% | 444 人   | 348 人   | 127.6% | 449 人      | 384 人    | 116.9% |
| 介護予防短期入所生活介護    | 124 日   | 80 日    | 155.0% | 165 日   | 91 日    | 181.3% | 50 日       | 91 日     | 54.9%  |
|                 | 17 人    | 21 人    | 81.0%  | 26 人    | 24 人    | 108.3% | 12 人       | 24 人     | 50.0%  |
| 介護予防短期入所療養介護    | 14 日    | 0 日     | 皆増     | 30 日    | 0 日     | 皆増     | 34 日       | 0 日      | 皆増     |
|                 | 4 人     | 0 人     | 皆増     | 5 人     | 0 人     | 皆増     | 10 人       | 0 人      | 皆増     |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 495 人   | 426 人   | 116.2% | 750 人   | 468 人   | 160.3% | 905 人      | 528 人    | 171.4% |
| 介護予防福祉用具貸与      | 1,852 人 | 1,860 人 | 99.6%  | 2,517 人 | 2,148 人 | 117.2% | 2,796 人    | 2,544 人  | 109.9% |
| 介護予防特定福祉用具販売    | 123 人   | 180 人   | 68.3%  | 135 人   | 204 人   | 66.2%  | 128 人      | 228 人    | 56.1%  |
| 介護予防住宅改修        | 189 人   | 216 人   | 87.5%  | 205 人   | 240 人   | 85.4%  | 186 人      | 264 人    | 70.5%  |
| 介護予防支援          | 8,620 人 | 8,724 人 | 98.8%  | 9,666 人 | 9,396 人 | 102.9% | 10,635 人   | 10,308 人 | 103.2% |

【図表】 8-8 介護予防居宅サービス給付費

単位:千円

|                 | 平成24年度  |         |        | 平成25年度  |         |        | 平成26年度(見込) |         |        |
|-----------------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|------------|---------|--------|
|                 | 実績      | 計画値     | 計画比    | 実績      | 計画値     | 計画比    | 実績         | 計画値     | 計画比    |
| 介護予防訪問介護        | 57,099  | 63,022  | 90.6%  | 61,640  | 67,682  | 91.1%  | 68,178     | 74,323  | 91.7%  |
| 介護予防訪問入浴介護      | 0       | 0       | 0.0%   | 379     | 0       | 皆増     | 483        | 0       | 皆増     |
| 介護予防訪問看護        | 4,110   | 3,817   | 107.7% | 5,844   | 3,817   | 153.1% | 6,545      | 3,817   | 171.5% |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 1,050   | 1,554   | 67.6%  | 3,134   | 2,210   | 141.8% | 4,005      | 2,780   | 144.1% |
| 介護予防居宅療養管理指導    | 4,701   | 4,908   | 95.8%  | 7,954   | 5,080   | 156.6% | 9,845      | 5,344   | 184.2% |
| 介護予防通所介護        | 186,701 | 181,051 | 103.1% | 211,258 | 192,592 | 109.7% | 239,612    | 208,239 | 115.1% |
| 介護予防通所リハビリテーション | 15,674  | 13,898  | 112.8% | 17,404  | 15,093  | 115.3% | 19,544     | 16,607  | 117.7% |
| 介護予防短期入所生活介護    | 759     | 505     | 150.3% | 1,015   | 577     | 175.9% | 334        | 577     | 57.9%  |
| 介護予防短期入所療養介護    | 128     | 0       | 皆増     | 228     | 0       | 皆増     | 396        | 0       | 皆増     |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 45,994  | 36,442  | 126.2% | 66,484  | 40,677  | 163.4% | 84,558     | 45,961  | 184.0% |
| 介護予防福祉用具貸与      | 7,041   | 7,661   | 91.9%  | 10,437  | 8,857   | 117.8% | 12,490     | 10,478  | 119.2% |
| 介護予防特定福祉用具販売    | 2,862   | 4,363   | 65.6%  | 3,298   | 4,960   | 66.5%  | 3,654      | 5,557   | 65.8%  |
| 介護予防住宅改修        | 18,822  | 23,162  | 81.3%  | 19,793  | 25,599  | 77.3%  | 17,782     | 28,343  | 62.7%  |
| 介護予防支援          | 41,247  | 41,598  | 99.2%  | 46,215  | 44,802  | 103.2% | 51,196     | 49,151  | 104.2% |
| 合 計             | 386,188 | 381,980 | 101.1% | 455,083 | 411,945 | 110.5% | 518,622    | 451,174 | 114.9% |

単位:千円

|                         | 平成24年度    |           |       | 平成25年度    |           |       | 平成26年度(見込) |           |       |
|-------------------------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-------|------------|-----------|-------|
| 居宅サービス費合計<br>(介護+予防)(A) | 7,598,492 | 7,718,679 | 98.4% | 7,863,584 | 8,093,178 | 97.2% | 8,391,117  | 8,561,004 | 98.0% |

## ○施設サービス

介護老人福祉施設については、新たな施設が整備されていないため利用者数、給付費とも横ばい傾向にあり、計画値を下回っています。介護老人保健施設についても同様の傾向が見られますが、近隣区に新たな施設が開設されているため、給付費は計画値をやや上回っています。介護療養型医療施設については、新規事業所の開設が国の方針により認められず、また平成 29 年度末にサービスの終了が予定され、介護老人保健施設あるいは医療型の施設への転換が必要とされたことから、利用者数、給付費とも下降傾向にあり、計画値を下回りました。

【図表】 8-9 施設サービス利用量

(年間の延べ数)

|           | 平成24年度  |         |        | 平成25年度  |         |        | 平成26年度(見込) |         |       |
|-----------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|------------|---------|-------|
|           | 実績      | 計画値     | 計画比    | 実績      | 計画値     | 計画比    | 実績         | 計画値     | 計画比   |
| 介護老人福祉施設  | 7,123 人 | 7,140 人 | 99.8%  | 7,683 人 | 7,212 人 | 106.5% | 6,888 人    | 7,296 人 | 94.4% |
| 介護老人保健施設  | 2,987 人 | 3,216 人 | 92.9%  | 3,292 人 | 3,336 人 | 98.7%  | 3,439 人    | 3,480 人 | 98.8% |
| 介護療養型医療施設 | 1,106 人 | 1,104 人 | 100.2% | 1,036 人 | 1,068 人 | 97.0%  | 983 人      | 1,032 人 | 95.3% |

【図表】 8-10 施設サービス給付費

単位:千円

|           | 平成24年度    |           |        | 平成25年度    |           |        | 平成26年度(見込) |           |        |
|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|--------|------------|-----------|--------|
|           | 実績        | 計画値       | 計画比    | 実績        | 計画値       | 計画比    | 実績         | 計画値       | 計画比    |
| 介護老人福祉施設  | 1,801,209 | 1,831,770 | 98.3%  | 1,786,301 | 1,849,563 | 96.6%  | 1,780,508  | 1,871,840 | 95.1%  |
| 介護老人保健施設  | 778,150   | 836,821   | 93.0%  | 879,689   | 867,728   | 101.4% | 933,607    | 905,318   | 103.1% |
| 介護療養型医療施設 | 401,612   | 395,379   | 101.6% | 360,421   | 382,362   | 94.3%  | 355,396    | 370,249   | 96.0%  |
| 合計        | 2,980,971 | 3,063,970 | 97.3%  | 3,026,411 | 3,099,652 | 97.6%  | 3,069,511  | 3,147,408 | 97.5%  |

## ○地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、平成 26 年 2 月に 1 か所開設し、利用者数は徐々に増えています。夜間対応型訪問介護については、利用者数は計画並み給付費は計画値を上回りました。これは、随時対応の訪問回数が伸びているためと考えられます。認知症対応型通所介護については、利用者数、給付費とも下降傾向が続いており、計画値を下回りました。これは、認知症対応型通所介護より利用料が低く設定されている通常の通所介護の利用に流れているためと推測されます。小規模多機能型居宅介護については、計画に予定した施設整備が進まなかったことから、利用者数、給付費ともあまり伸びず、計画値を下回りました。認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、第 5 期期間中に 3 か所整備見込みで、給付費も徐々に伸びていますが、計画通りに整備が進まなかったことから計画値を下回っています。

【図表】 8-11 地域密着型サービス利用量

(年間の延べ数)

|                      | 平成24年度  |         |       | 平成25年度  |         |       | 平成26年度(見込) |         |       |
|----------------------|---------|---------|-------|---------|---------|-------|------------|---------|-------|
|                      | 実績      | 計画値     | 計画比   | 実績      | 計画値     | 計画比   | 実績         | 計画値     | 計画比   |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0人      | 0人      | 0.0%  | 3人      | 300人    | 1.0%  | 98人        | 360人    | 27.2% |
| 夜間対応型訪問介護            | 559人    | 624人    | 89.6% | 583人    | 624人    | 93.4% | 689人       | 696人    | 99.0% |
| 認知症対応型通所介護           | 18,149回 | 20,659回 | 87.9% | 17,618回 | 22,171回 | 79.5% | 17,788回    | 23,179回 | 76.7% |
|                      | 2,113人  | 2,472人  | 85.5% | 2,044人  | 2,652人  | 77.1% | 2,094人     | 2,772人  | 75.5% |
| 小規模多機能型居宅介護          | 795人    | 864人    | 92.0% | 732人    | 1,344人  | 54.5% | 767人       | 1,584人  | 48.4% |
| 認知症対応型共同生活介護         | 1,076人  | 1,488人  | 72.3% | 1,332人  | 1,716人  | 77.6% | 1,417人     | 1,824人  | 77.7% |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0人      | 0人      | 0.0%  | 0人      | 0人      | 0.0%  | 0人         | 0人      | 0.0%  |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0人      | 0人      | 0.0%  | 0人      | 0人      | 0.0%  | 48人        | 0人      | 皆増    |
| 介護予防認知症対応型通所介護       | 27回     | 0回      | 皆増    | 0回      | 0回      | 0.0%  | 0回         | 0回      | 0.0%  |
|                      | 6人      | 0人      | 0.0%  | 0人      | 0人      | 0.0%  | 0人         | 0人      | 0.0%  |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護      | 0人      | 0人      | 0.0%  | 0人      | 0人      | 0.0%  | 11人        | 0人      | 皆増    |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護     | 0人      | 0人      | 0.0%  | 0人      | 0人      | 0.0%  | 0人         | 0人      | 0.0%  |

【図表】 8-12 地域密着型サービス給付費

単位:千円

|                      | 平成24年度  |         |       | 平成25年度  |           |       | 平成26年度(見込) |           |        |
|----------------------|---------|---------|-------|---------|-----------|-------|------------|-----------|--------|
|                      | 実績      | 計画値     | 計画比   | 実績      | 計画値       | 計画比   | 実績         | 計画値       | 計画比    |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0       | 0       | 0.0%  | 377     | 68,809    | 0.5%  | 16,933     | 83,135    | 20.4%  |
| 夜間対応型訪問介護            | 20,721  | 27,264  | 76.0% | 23,531  | 27,264    | 86.3% | 33,701     | 30,097    | 112.0% |
| 認知症対応型通所介護           | 197,621 | 217,806 | 90.7% | 196,423 | 233,821   | 84.0% | 201,799    | 244,512   | 82.5%  |
| 小規模多機能型居宅介護          | 182,128 | 184,345 | 98.8% | 166,115 | 285,487   | 58.2% | 172,310    | 336,896   | 51.1%  |
| 認知症対応型共同生活介護         | 279,920 | 376,731 | 74.3% | 347,327 | 434,462   | 79.9% | 374,536    | 461,841   | 81.1%  |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0       | 0       | 0.0%  | 0       | 0         | 0.0%  | 0          | 0         | 0.0%   |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0       | 0       | 0.0%  | 0       | 0         | 0.0%  | 12,410     | 0         | 皆増     |
| 介護予防認知症対応型通所介護       | 220     | 0       | 皆増    | 9       | 0         | 皆増    | 0          | 0         | 0.0%   |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護      | 0       | 0       | 0.0%  | 0       | 0         | 0.0%  | 531        | 0         | 皆増     |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護     | 0       | 0       | 0.0%  | 0       | 0         | 0.0%  | 0          | 0         | 0.0%   |
| 合計                   | 680,610 | 806,145 | 84.4% | 733,782 | 1,049,842 | 69.9% | 812,220    | 1,156,481 | 70.2%  |

## ○地域支援事業

介護予防事業では、平成24年度に介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に二次予防事業対象者把握事業を実施し、要介護状態等となるおそれの高い高齢者に対して、二次予防事業への参加勧奨に努めました。参加者のニーズを踏まえ、通所型介護予防事業の展開を図ってきたことで、参加者は増加してきたものの、第5期の二次予防事業計画数値を大きく下回っています。

一方、一次予防事業は、身近な会場での事業展開を図ったことから、計画数値を上回っています。介護予防の普及啓発は、隔年であった介護予防展を毎年実施する等の充実を図り、周知に取り組んでいます。

包括的支援事業については、高齢者あんしん相談センター分室を4カ所（各圏域に1つずつ）新たに開設したこと等により経費が増加したものの、計画値内の実績となりました。

任意事業では、第5期の計画外でありましたが、国及び都の補助制度の活用により、認知症地域支援推進員や認知症コーディネーターを配置し新たな認知症の相談体制を整えました。

地域支援事業全体の計画比は平成24年度87.7%、平成25年度89.2%、平成26年度96.4%となっており、ほぼ順調に推移しています。

【図表】 8-13 地域支援事業費

単位：千円

| 区 分  | 24年度    |         |       | 25年度    |         |        | 26年度    |         |        |
|--|---------|---------|-------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|
|  | 実績      | 計画値     | 計画比   | 実績      | 計画値     | 計画比    | 予算額     | 計画値     | 計画比    |
| 介護予防事業   | 98,192  | 132,432 | 74.1% | 101,943 | 129,803 | 78.5%  | 115,063 | 134,176 | 85.8%  |
| 二次予防事業   | 65,885  | 94,468  | 69.7% | 65,415  | 87,669  | 74.6%  | 68,842  | 86,375  | 79.7%  |
| 二次予防事業の対象者把握事業                                     | 13,825  | 39,940  | 34.6% | 6,585   | 13,152  | 50.1%  | 6,814   | 7,702   | 88.5%  |
| 通所型介護予防事業  | 50,491  | 51,751  | 97.6% | 57,328  | 71,782  | 79.9%  | 59,547  | 75,938  | 78.4%  |
| 訪問型介護予防事業  | 274     | 1,358   | 20.2% | 211     | 1,358   | 15.5%  | 1,016   | 1,358   | 74.8%  |
| 二次予防事業評価事業   | 1,295   | 1,419   | 91.3% | 1,291   | 1,377   | 93.8%  | 1,465   | 1,377   | 106.4% |
| 一次予防事業   | 32,307  | 37,964  | 85.1% | 36,528  | 42,134  | 86.7%  | 46,221  | 47,801  | 96.7%  |
| 介護予防普及啓発事業   | 31,660  | 36,970  | 85.6% | 35,653  | 40,792  | 87.4%  | 45,282  | 46,459  | 97.5%  |
| 地域介護予防活動支援事業                                       | 647     | 994     | 65.1% | 875     | 1,342   | 65.2%  | 939     | 1,342   | 70.0%  |
| 一次予防事業評価事業   | 0       | 0       | -     | 0       | 0       | -      | 0       | 0       | -      |
| 包括的支援事業及び任意事業                                      | 203,981 | 212,090 | 96.2% | 239,832 | 253,495 | 94.6%  | 272,937 | 268,322 | 101.7% |
| 包括的支援事業  | 200,760 | 207,483 | 96.8% | 235,311 | 247,623 | 95.0%  | 262,516 | 262,450 | 100.0% |
| 介護予防ケアマネジメント事業<br>総合相談・権利擁護事業<br>包括的・継続的ケアマネジメント事業 | 200,760 | 207,483 | 96.8% | 235,311 | 247,623 | 95.0%  | 262,516 | 262,450 | 100.0% |
| 任意事業   | 3,221   | 4,607   | 69.9% | 4,521   | 5,872   | 77.0%  | 10,421  | 5,872   | 177.5% |
| 介護給付等費用適正化事業                                       | 1,894   | 1,932   | 98.0% | 2,577   | 1,932   | 133.4% | 2,079   | 1,932   | 107.6% |
| 給付費通知発送  | 920     | 930     | 98.9% | 1,591   | 930     | 171.1% | 1,077   | 930     | 115.8% |
| 介護保険事業者指導事業  | 974     | 1,002   | 97.2% | 986     | 1,002   | 98.4%  | 1,002   | 1,002   | 100.0% |
| 家族介護支援事業   | 611     | 824     | 74.2% | 642     | 824     | 77.9%  | 792     | 824     | 96.1%  |
| 家族介護教室   | 611     | 750     | 81.5% | 642     | 750     | 85.6%  | 754     | 750     | 100.5% |
| 認知症高齢者見守り事業  | 0       | 74      | 0.0%  | 0       | 74      | 0.0%   | 38      | 74      | 51.4%  |
| その他事業  | 716     | 1,851   | 38.7% | 1,302   | 3,116   | 41.8%  | 1,950   | 3,116   | 62.6%  |
| 成年後見制度利用支援事業                                       | 508     | 1,531   | 33.2% | 1,098   | 2,796   | 39.3%  | 1,670   | 2,796   | 59.7%  |
| 福祉用具・住宅改修支援事業                                      | 208     | 320     | 65.0% | 204     | 320     | 63.8%  | 280     | 320     | 87.5%  |
| 認知症地域支援推進員等設置事業                                    | -       | -       | -     | -       | -       | -      | 5,600   | -       | -      |
| 合 計  | 302,173 | 344,522 | 87.7% | 341,775 | 383,298 | 89.2%  | 388,000 | 402,498 | 96.4%  |

## (5) 第6期(27～29年度)計画における介護

### サービス利用見込み

#### ①第6期の介護サービスの見込み

##### ○居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス・介護予防居宅サービスの見込みは、第6期計画期間中の要支援・要介護認定者数の見込み及びサービス利用の動向などを勘案し、推計しています。

居宅サービス・介護予防居宅サービスの利用量は、施設サービスや地域密着型サービスと比べて大きく伸びており、第6期計画期間中も引続き、要支援・要介護認定者数の増加に伴って、増加すると見込みました。また、特定施設入居者生活介護（介護専用型以外）については、今後とも区内、区外で施設整備が進むと想定されることから、平成27年度以降も利用者数が増加するものとして見込みました。

##### ○施設サービス

施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、第6期計画期間中に区内に特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設の整備を予定しています。そのため施設の開設に伴い、利用者数が増加するものとして見込みました。

なお、平成29年度末で廃止される予定の介護療養型医療施設は、厚生労働省の社会保障審議会において、今後とも医療ニーズの高い利用者の増加を踏まえ、機能確保について検討されていることから、引き続き平成27年度以降の利用者数を推計しました。

##### ○地域密着型サービス

地域密着型サービスの見込みは、第6期計画期間中の要支援・要介護認定者数の見込み、サービス利用量の動向、さらに今後の施設整備計画等を勘案し推計しています。

今後、要介護認定者の増加に伴って、地域で暮らす重度の要介護者や認知症高齢者が増加すると見込まれることなどから、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、小規模多機能型居宅介護（複合型サービスを含む）等については施設整備計画に基づいて順次整備を進めていきます。

##### ○地域支援事業

平成28年度より居宅サービス・介護予防居宅サービスにおける第1号被保険者の介護予防訪問介護、介護予防通所介護、これらに伴う介護予防支援が新しい地域支援事業へ移行するため、移行分の増加が見込まれます。

包括的支援事業においては、高齢者あんしん相談センターの機能強化を一層図りながら、新たに地域支援事業として位置づけられた地域ケア会議の創設、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援サービスの基盤整備を進めていきます。

任意事業については平成27年度以降も同程度で推移すると見込んでいます。

## ②平成37年度（2025年度）のサービス見込量等

現状の要介護認定者数やサービス量の伸びから、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度（2025年度）のサービス見込量等を推計しました。

平成37年度の高齢者人口は47,419人となり、平成26年度と比べると約15%程度増加することが予想されます。そのうち、要介護認定者数は9,922人、認定率は21.7%となる見込みです。

介護保険事業費は、後期高齢者や認知症高齢者の増加、介護サービス利用量の増加などにより平成26年度に比べておよそ5割程度増加し、約203億7千万円となる見込みです。

保険料（基準額）は、国の試算では8,200円とされていますが、高齢者人口で割った1人当たりの保険料（基準額）は月額で9,300円となり、第5期（24～26年度）に比べておよそ4,000円上昇する見込みです。

平成37年度を迎えるにあたり、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能にしていく必要があります。そのため、第6期のサービス量等は、ほぼ現状の伸びに沿って見込みましたが、同時に、地域包括ケアシステムの構築のために必要な施策に取り組むことにより、要介護状態になることの予防や状態の軽減、悪化の防止を目指していきます。



## (6) サービス別の利用推計

### ① 居宅サービス・介護予防居宅サービス

#### ア 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯などの日常生活の援助を行います。（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます。）

#### 【実績と計画】

第1号被保険者の介護予防訪問介護は、平成28年以降新しい地域支援事業へ移行し、介護予防・生活支援サービス事業として実施します。

| 訪問介護        | 第5期実績値    |           |              | 第6期推計値    |           |           | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|-------------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|-----------|----------------------|
|             | 24年度      | 25年度      | 26年度<br>(見込) | 27年度      | 28年度      | 29年度      |                      |
| 延べ利用回数      | 316,512   | 314,305   | 324,348      | 338,340   | 351,200   | 364,546   | 404,422              |
| 延べ利用人数      | 24,362    | 24,029    | 24,449       | 25,344    | 25,476    | 25,598    | 25,596               |
| 給付費<br>(千円) | 1,618,035 | 1,589,902 | 1,650,784    | 1,711,338 | 1,776,369 | 1,843,871 | 2,045,566            |

| 介護予防<br>訪問介護 | 第5期実績値 |        |              | 第6期推計値 |        |       | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|--------------|--------|--------|--------------|--------|--------|-------|----------------------|
|              | 24年度   | 25年度   | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度  |                      |
| 延べ利用人数       | 3,441  | 3,728  | 4,047        | 4,632  | 2,436  | 60    | 0                    |
| 給付費<br>(千円)  | 57,099 | 61,640 | 68,178       | 78,076 | 42,239 | 1,704 | 0                    |

## イ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が移動入浴車で利用者の居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます。)

### 【実績と計画】

| 訪問入浴介護      | 第5期実績値  |         |              | 第6期推計値  |         |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|-------------|---------|---------|--------------|---------|---------|---------|----------------------|
|             | 24年度    | 25年度    | 26年度<br>(見込) | 27年度    | 28年度    | 29年度    |                      |
| 延べ利用回数      | 12,301  | 11,668  | 10,716       | 11,280  | 11,593  | 11,917  | 14,863               |
| 延べ利用人数      | 2,695   | 2,494   | 2,355        | 2,436   | 2,436   | 2,436   | 2,436                |
| 給付費<br>(千円) | 156,616 | 149,657 | 139,522      | 144,640 | 148,689 | 152,853 | 190,642              |

| 介護予防<br>訪問入浴介護 | 第5期実績値 |      |              | 第6期推計値 |      |      | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|----------------|--------|------|--------------|--------|------|------|----------------------|
|                | 24年度   | 25年度 | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度 | 29年度 |                      |
| 延べ利用回数         | 0      | 43   | 52           | 59     | 61   | 64   | 144                  |
| 延べ利用人数         | 0      | 10   | 12           | 12     | 12   | 12   | 48                   |
| 給付費<br>(千円)    | 0      | 379  | 483          | 519    | 539  | 561  | 1,269                |

## ウ 訪問看護・介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます。)

### 【実績と計画】

| 訪問看護        | 第5期実績値  |         |              | 第6期推計値  |         |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|-------------|---------|---------|--------------|---------|---------|---------|----------------------|
|             | 24年度    | 25年度    | 26年度<br>(見込) | 27年度    | 28年度    | 29年度    |                      |
| 延べ利用回数      | 42,353  | 44,317  | 50,834       | 52,680  | 57,840  | 63,508  | 84,068               |
| 延べ利用人数      | 8,106   | 8,322   | 9,169        | 9,504   | 9,984   | 10,500  | 12,192               |
| 給付費<br>(千円) | 355,808 | 371,655 | 426,116      | 441,747 | 485,038 | 532,572 | 704,993              |

| 介護予防<br>訪問看護 | 第5期実績値 |       |              | 第6期推計値 |       |        | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|--------------|--------|-------|--------------|--------|-------|--------|----------------------|
|              | 24年度   | 25年度  | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度  | 29年度   |                      |
| 延べ利用回数       | 507    | 745   | 856          | 912    | 1,194 | 1,546  | 3,648                |
| 延べ利用人数       | 125    | 178   | 208          | 228    | 300   | 408    | 960                  |
| 給付費<br>(千円)  | 4,110  | 5,844 | 6,545        | 7,239  | 9,367 | 12,121 | 28,619               |

## エ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

居宅での日常生活の自立度を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問リハビリテーションを行います。(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます。)

### 【実績と計画】

| 訪問リハビリテ<br>ーション | 第5期実績値 |        |              | 第6期推計値 |        |        | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|-----------------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|----------------------|
|                 | 24年度   | 25年度   | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度   |                      |
| 延べ利用回数          | 9,200  | 11,165 | 10,974       | 11,604 | 13,268 | 15,179 | 22,726               |
| 延べ利用人数          | 1,934  | 2,172  | 2,129        | 2,208  | 2,376  | 2,544  | 3,155                |
| 給付費(千円)         | 60,240 | 73,108 | 73,257       | 75,944 | 86,880 | 99,391 | 148,808              |

| 介護予防<br>訪問リハビリテ<br>ーション | 第5期実績値 |       |              | 第6期推計値 |       |       | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|-------------------------|--------|-------|--------------|--------|-------|-------|----------------------|
|                         | 24年度   | 25年度  | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度  | 29年度  |                      |
| 延べ利用回数                  | 171    | 508   | 620          | 718    | 918   | 1,172 | 1,920                |
| 延べ利用人数                  | 32     | 94    | 104          | 120    | 152   | 193   | 480                  |
| 給付費(千円)                 | 1,050  | 3,134 | 4,005        | 4,430  | 5,662 | 7,236 | 11,846               |

## オ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます。）

### 【実績と計画】

| 居宅療養<br>管理指導 | 第5期実績値  |         |              | 第6期推計値  |         |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|--------------|---------|---------|--------------|---------|---------|---------|----------------------|
|              | 24年度    | 25年度    | 26年度<br>(見込) | 27年度    | 28年度    | 29年度    |                      |
| 延べ利用人数       | 26,738  | 29,861  | 33,688       | 34,920  | 38,688  | 42,876  | 58,320               |
| 給付費(千円)      | 194,701 | 214,265 | 240,322      | 249,138 | 273,055 | 299,268 | 393,996              |

| 介護予防<br>居宅療養<br>管理指導 | 第5期実績値 |       |              | 第6期推計値 |        |        | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|----------------------|--------|-------|--------------|--------|--------|--------|----------------------|
|                      | 24年度   | 25年度  | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度   |                      |
| 延べ利用人数               | 690    | 1,132 | 1,452        | 1,608  | 2,148  | 2,856  | 4,932                |
| 給付費(千円)              | 4,701  | 7,954 | 9,845        | 10,890 | 14,462 | 19,205 | 34,652               |

## カ 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りでいきます。（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます。）

### 【実績と計画】

第1号被保険者の介護予防通所介護は、新しい地域支援事業へ移行し、介護予防・生活支援サービス事業として実施します。

また、小規模の通所介護事業所（定員18人以下）については、平成28年度から、区が指定・監督する地域密着型サービスに移行します。整備については、利用状況等必要に応じて検討します。

| 通所介護    | 第5期実績値    |           |              | 第6期推計値    |         |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|---------|-----------|-----------|--------------|-----------|---------|---------|----------------------|
|         | 24年度      | 25年度      | 26年度<br>(見込) | 27年度      | 28年度    | 29年度    |                      |
| 延べ利用回数  | 176,280   | 186,059   | 203,482      | 213,204   | 87,229  | 95,167  | 163,514              |
| 延べ利用人数  | 22,713    | 23,814    | 25,195       | 26,124    | 10,236  | 10,704  | 15,216               |
| 給付費(千円) | 1,418,174 | 1,480,169 | 1,636,062    | 1,696,076 | 693,907 | 757,052 | 983,106              |

| 介護予防<br>通所介護 | 第5期実績値  |         |              | 第6期推計値  |        |       | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|--------------|---------|---------|--------------|---------|--------|-------|----------------------|
|              | 24年度    | 25年度    | 26年度<br>(見込) | 27年度    | 28年度   | 29年度  |                      |
| 延べ利用人数       | 5,119   | 5,898   | 6,630        | 7,176   | 1,488  | 48    | 0                    |
| 給付費(千円)      | 186,701 | 211,258 | 239,612      | 259,427 | 55,112 | 1,545 | 0                    |

## キ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます。）

### 【実績と計画】

第6期計画期間中に介護老人保健施設の整備を予定しているため、1か所（定員20人）の増を見込んでいます。

| 通所リハビリテ<br>ーション | 第5期実績値  |         |              | 第6期推計値  |         |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|-----------------|---------|---------|--------------|---------|---------|---------|----------------------|
|                 | 24年度    | 25年度    | 26年度<br>(見込) | 27年度    | 28年度    | 29年度    |                      |
| 延べ利用回数          | 20,263  | 20,558  | 21,412       | 21,984  | 22,691  | 23,417  | 24,288               |
| 延べ利用人数          | 3,028   | 3,110   | 3,234        | 3,348   | 3,396   | 3,444   | 4,116                |
| 給付費(千円)         | 184,125 | 187,021 | 192,941      | 200,019 | 206,420 | 213,025 | 220,945              |

| 介護予防<br>通所リハビリテ<br>ーション | 第5期実績値 |        |              | 第6期推計値 |        |        | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|-------------------------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|----------------------|
|                         | 24年度   | 25年度   | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度   |                      |
| 延べ利用人数                  | 340    | 444    | 449          | 492    | 576    | 672    | 1,068                |
| 給付費(千円)                 | 15,674 | 17,404 | 19,544       | 21,618 | 25,120 | 29,189 | 41,865               |

## ク 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます。）

### 【実績と計画】

第5期末までにショートステイ施設1か所（定員24人）が整備されます。また、第6期計画期間中に整備される介護老人福祉施設の定員の1割分の定員増が見込まれます。

| 短期入所生活<br>介護 | 第5期実績値  |         |              | 第6期推計値  |         |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|--------------|---------|---------|--------------|---------|---------|---------|----------------------|
|              | 24年度    | 25年度    | 26年度<br>(見込) | 27年度    | 28年度    | 29年度    |                      |
| 延べ利用日数       | 28,630  | 33,972  | 36,184       | 36,876  | 40,604  | 44,706  | 96,529               |
| 延べ利用人数       | 3,150   | 3,763   | 4,075        | 4,224   | 4,656   | 5,136   | 11,256               |
| 給付費(千円)      | 243,813 | 291,385 | 305,125      | 316,317 | 348,265 | 383,440 | 827,935              |

| 介護予防<br>短期入所生活<br>介護 | 第5期実績値 |       |              | 第6期推計値 |      |      | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|----------------------|--------|-------|--------------|--------|------|------|----------------------|
|                      | 24年度   | 25年度  | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度 | 29年度 |                      |
| 延べ利用回数               | 124    | 165   | 50           | 60     | 80   | 107  | 458                  |
| 延べ利用人数               | 17     | 26    | 12           | 12     | 12   | 24   | 84                   |
| 給付費(千円)              | 759    | 1,015 | 334          | 370    | 493  | 656  | 2,821                |



## ケ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

老人保健施設に短期間入所して、看護や医学的管理の下に介護や機能訓練その他必要な医療などが受けられます。（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます。）

### 【実績と計画】

第6期計画期間中に、介護老人保健施設1か所の整備を予定しているため、利用者の増が見込まれます。

| 短期入所療養<br>介護 | 第5期実績値  |         |              | 第6期推計値  |         |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|--------------|---------|---------|--------------|---------|---------|---------|----------------------|
|              | 24年度    | 25年度    | 26年度<br>(見込) | 27年度    | 28年度    | 29年度    |                      |
| 延べ利用日数       | 11,613  | 11,242  | 10,606       | 11,292  | 11,417  | 11,543  | 12,599               |
| 延べ利用人数       | 1,407   | 1,294   | 1,266        | 1,308   | 1,308   | 1,320   | 1,356                |
| 給付費(千円)      | 128,801 | 125,486 | 121,590      | 126,050 | 127,437 | 128,839 | 140,623              |

| 介護予防<br>短期入所療養<br>介護 | 第5期実績値 |      |              | 第6期推計値 |      |       | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|----------------------|--------|------|--------------|--------|------|-------|----------------------|
|                      | 24年度   | 25年度 | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度 | 29年度  |                      |
| 延べ利用回数               | 14     | 30   | 34           | 59     | 101  | 178   | 504                  |
| 延べ利用人数               | 4      | 5    | 10           | 12     | 12   | 24    | 84                   |
| 給付費(千円)              | 128    | 228  | 396          | 438    | 769  | 1,351 | 5,809                |

## コ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。  
(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます。)

### 【実績と計画】

第5期計画期間中に新たに有料老人ホーム（定員 56 人）が整備されました。第6期計画期間中においても、60 人程度の整備を見込んでいます。

※整備については、P.286 介護基盤整備の考え方 を参照

| 特定施設入居者生活介護 | 第5期実績値    |           |              | 第6期推計値    |           |           | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|-------------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|-----------|----------------------|
|             | 24年度      | 25年度      | 26年度<br>(見込) | 27年度      | 28年度      | 29年度      |                      |
| 延べ利用人数      | 9,270     | 9,373     | 9,980        | 10,236    | 10,824    | 11,508    | 13,428               |
| 給付費(千円)     | 1,856,008 | 1,910,076 | 2,034,003    | 2,070,868 | 2,162,731 | 2,269,909 | 2,632,790            |

| 介護予防<br>特定施設入居者生活介護 | 第5期実績値 |        |              | 第6期推計値 |         |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|---------------------|--------|--------|--------------|--------|---------|---------|----------------------|
|                     | 24年度   | 25年度   | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度    | 29年度    |                      |
| 延べ利用人数              | 495    | 750    | 905          | 1,008  | 1,188   | 1,404   | 1,776                |
| 給付費(千円)             | 45,994 | 66,484 | 84,558       | 94,140 | 111,892 | 131,740 | 166,716              |

## サ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具（車いす・特殊寝台・歩行補助つえ等）を貸与します。（要支援1・2の人は、介護予防を目的として福祉用具を貸与するサービスです。）

### 【実績と計画】

| 福祉用具貸与  | 第5期実績値  |         |              | 第6期推計値  |         |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|---------|---------|---------|--------------|---------|---------|---------|----------------------|
|         | 24年度    | 25年度    | 26年度<br>(見込) | 27年度    | 28年度    | 29年度    |                      |
| 延べ利用人数  | 25,357  | 25,825  | 26,614       | 27,588  | 28,272  | 28,980  | 35,316               |
| 給付費(千円) | 371,459 | 382,381 | 395,759      | 410,276 | 423,815 | 437,801 | 567,648              |

| 介護予防<br>福祉用具貸与 | 第5期実績値 |        |              | 第6期推計値 |        |        | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|----------------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|----------------------|
|                | 24年度   | 25年度   | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度   |                      |
| 延べ利用人数         | 1,852  | 2,517  | 2,796        | 3,096  | 3,792  | 4,656  | 6,456                |
| 給付費(千円)        | 7,041  | 10,437 | 12,490       | 13,815 | 17,642 | 22,529 | 32,280               |

## シ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します。（要支援1・2の人は、介護予防を目的として福祉用具を販売するサービスで、その購入費を支給しません。）

### 【実績と計画】

| 特定福祉用具<br>販売 | 第5期実績値 |        |              | 第6期推計値 |        |        | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|--------------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|----------------------|
|              | 24年度   | 25年度   | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度   |                      |
| 延べ利用人数       | 718    | 703    | 650          | 648    | 660    | 660    | 720                  |
| 給付費(千円)      | 19,772 | 19,358 | 20,717       | 21,720 | 22,002 | 22,288 | 24,715               |

| 介護予防<br>特定福祉用具<br>販売 | 第5期実績値 |       |              | 第6期推計値 |       |       | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|----------------------|--------|-------|--------------|--------|-------|-------|----------------------|
|                      | 24年度   | 25年度  | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度  | 29年度  |                      |
| 延べ利用人数               | 123    | 135   | 128          | 132    | 144   | 156   | 216                  |
| 給付費(千円)              | 2,862  | 3,298 | 3,654        | 3,840  | 4,005 | 4,177 | 5,850                |

## ス 住宅改修・介護予防住宅改修

身体機能の状態に合わせて、居宅での手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修の費用を支給します。(要支援1・2の人は、介護予防を目的として行う住宅改修にかかる費用を支給します。)

### 【実績と計画】

| 住宅改修    | 第5期実績値 |        |              | 第6期推計値 |        |        | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|---------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|----------------------|
|         | 24年度   | 25年度   | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度   |                      |
| 延べ利用人数  | 489    | 473    | 476          | 492    | 552    | 612    | 588                  |
| 給付費(千円) | 47,488 | 44,210 | 44,132       | 46,320 | 51,276 | 56,763 | 49,666               |

| 介護予防<br>住宅改修 | 第5期実績値 |        |              | 第6期推計値 |        |        | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|--------------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|----------------------|
|              | 24年度   | 25年度   | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度   |                      |
| 延べ利用人数       | 189    | 205    | 186          | 204    | 228    | 252    | 504                  |
| 給付費(千円)      | 18,822 | 19,793 | 17,782       | 18,720 | 20,779 | 23,065 | 53,154               |

## セ 居宅介護支援・介護予防支援

介護保険サービスを利用する方が、一人ひとりの心身の状況や生活環境等に合わせた介護サービスが利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が相談を受けながらケアプラン[居宅（介護予防）サービス計画]を作成します。また、そのサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整などを行います。（要支援者に対する介護予防支援は、地域包括支援センターが行います。）

### 【実績と計画】

第1号被保険者の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の移行にともない、介護予防支援については、減少すると見込んでいます。

| 居宅介護<br>支援 | 第5期実績値  |         |              | 第6期推計値  |         |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|------------|---------|---------|--------------|---------|---------|---------|----------------------|
|            | 24年度    | 25年度    | 26年度<br>(見込) | 27年度    | 28年度    | 29年度    |                      |
| 延べ利用人数     | 38,953  | 39,893  | 41,114       | 42,624  | 43,776  | 44,952  | 72,612               |
| 給付費(千円)    | 557,264 | 569,828 | 592,165      | 613,887 | 639,670 | 666,536 | 1,397,792            |

| 介護予防<br>支援 | 第5期実績値 |        |              | 第6期推計値 |        |        | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|------------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|----------------------|
|            | 24年度   | 25年度   | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度   |                      |
| 延べ利用人数     | 8,620  | 9,666  | 10,635       | 11,760 | 6,456  | 4,716  | 9,972                |
| 給付費(千円)    | 41,247 | 46,215 | 51,196       | 56,628 | 31,086 | 22,708 | 48,015               |

## ②施設サービス

### ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排せつなどの介護が常時必要で、自宅での生活が困難な要介護者が入所し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護、機能訓練、健康管理などが受けられる施設です。

#### 【実績と計画】

平成 26 年 9 月末現在、区内の特別養護老人ホームは 5 施設（定員 419 人）となっています。今後は、都長期ビジョンの整備方針を踏まえて、入所が必要な高齢者の増に対応した整備を目指していきます。第 6 期計画期間中には 1 施設（定員 60 人）が廃止される予定ですが、新たに 2 施設（定員 199 人）の開設を見込んでいます。

※施設整備については、P.286 介護基盤整備の考え方 を参照

| 介護老人<br>福祉施設 | 第 5 期実績値  |           |               | 第 6 期推計値  |           |           | 37 年度<br>(第 9 期)<br>推計値 |
|--------------|-----------|-----------|---------------|-----------|-----------|-----------|-------------------------|
|              | 24 年度     | 25 年度     | 26 年度<br>(見込) | 27 年度     | 28 年度     | 29 年度     |                         |
| 延べ利用人数       | 7,123     | 7,683     | 6,888         | 7,272     | 7,272     | 7,740     | 9,432                   |
| 給付費(千円)      | 1,801,209 | 1,786,301 | 1,780,508     | 1,818,000 | 1,818,000 | 1,935,000 | 2,495,237               |

### イ 介護老人保健施設(老人保健施設)

治療が終わって病状が安定し、在宅復帰のためのケアが必要な要介護者が入所し、医療管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられる施設です。

#### 【実績と計画】

平成 26 年 9 月末現在、区内の老人保健施設は 2 施設（定員 189 人）となっています。今後も需要が見込まれることから、第 6 期計画期間中に 1 施設（定員 100 人）の増設を見込んでいます。

※施設整備については、P.286 介護基盤整備の考え方 を参照

| 介護老人<br>保健施設 | 第 5 期実績値 |         |               | 第 6 期推計値 |         |           | 37 年度<br>(第 9 期)<br>推計値 |
|--------------|----------|---------|---------------|----------|---------|-----------|-------------------------|
|              | 24 年度    | 25 年度   | 26 年度<br>(見込) | 27 年度    | 28 年度   | 29 年度     |                         |
| 延べ利用人数       | 2,987    | 3,292   | 3,439         | 3,540    | 3,540   | 4,740     | 5,016                   |
| 給付費(千円)      | 778,150  | 879,689 | 933,607       | 953,695  | 953,695 | 1,277,198 | 1,350,437               |

## ウ 介護療養型医療施設（療養病床等）

病状が安定期にあり、長期の療養を必要とする要介護者のための療養病床等を有する診療所又は病院で、医療、療養上の管理、看護などが受けられる施設です。

### 【実績と計画】

平成 26 年 9 月末現在、区内には 1 施設（定員 27 人）となっています。介護療養型医療施設は、平成 29 年度末の廃止が予定されておりますが、厚生労働省の社会保障審議会において、今後の医療ニーズの高い中重度の増加を踏まえ、機能の確保について検討されていることから、引き続いて平成 37 年度まで推計しています。

| 介護療養型<br>医療施設 | 第 5 期実績値 |         |               | 第 6 期推計値 |         |         | 37 年度<br>(第 9 期)<br>推計値 |
|---------------|----------|---------|---------------|----------|---------|---------|-------------------------|
|               | 24 年度    | 25 年度   | 26 年度<br>(見込) | 27 年度    | 28 年度   | 29 年度   |                         |
| 延べ利用人数        | 1,106    | 1,036   | 983           | 948      | 948     | 948     | 948                     |
| 給付費(千円)       | 401,612  | 360,421 | 355,396       | 347,306  | 347,306 | 347,306 | 347,306                 |

### ③地域密着型サービス

#### ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(定期巡回・随時対応サービス)

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

##### 【実績と計画】

第5期計画期間中に新たに1か所(定員45人)整備しましたが、現状では利用者数の伸びが少ないことから、第6期計画期間中に新たな整備は予定せず、今後も引き続き利用者や居宅介護支援事業者に対し、事業の周知に努めます。新たな整備については、利用者数の増に応じて検討していきます。

※整備については、P.286 介護基盤整備の考え方 を参照

| 定期巡回・<br>随時対応型<br>訪問介護看護 | 第5期実績値 |      |              | 第6期推計値 |        |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|--------------------------|--------|------|--------------|--------|--------|---------|----------------------|
|                          | 24年度   | 25年度 | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度    |                      |
| 延べ利用人数                   | 0      | 3    | 98           | 300    | 420    | 540     | 1,080                |
| 給付費(千円)                  | 0      | 377  | 16,933       | 58,289 | 81,604 | 104,910 | 209,840              |

#### イ 夜間対応型訪問介護

定期巡回や通報システムによる随時訪問により、夜間専用の訪問介護を提供するサービスです。

##### 【実績と計画】

利用者数は増加しているものの、定員300人に対し2割程度(平成26年9月末現在)の利用状況となっており、想定したほど利用が伸びていないことから、計画期間中に新たな整備は予定しません。

今後も引き続き利用者や居宅介護支援事業者に対し、事業の周知に努めます。

※整備については、P.286 介護基盤整備の考え方 を参照

| 夜間対応型<br>訪問介護 | 第5期実績値 |        |              | 第6期推計値 |        |        | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|---------------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------|----------------------|
|               | 24年度   | 25年度   | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度   |                      |
| 延べ利用人数        | 559    | 583    | 689          | 780    | 840    | 912    | 1,392                |
| 給付費(千円)       | 20,721 | 23,531 | 33,701       | 38,152 | 45,172 | 53,484 | 107,184              |



## ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

通所施設で認知症の高齢者を対象に、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを提供します。(要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます。)

### 【実績と計画】

第5期計画期間中に1か所(定員15人)を整備し、平成26年9月末現在、区内には8か所(定員98人)の事業所が整備されており、ほぼ定員を満たす利用状況となっています。今後も認知症高齢者の増が予測され、第5期の整備目標のうち1か所(定員12人)分が未整備であることから、引き続き第6期の整備目標としています。

※整備については、P.286 介護基盤整備の考え方 を参照

| 認知症対応型<br>通所介護 | 第5期実績値  |         |              | 第6期推計値  |         |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|----------------|---------|---------|--------------|---------|---------|---------|----------------------|
|                | 24年度    | 25年度    | 26年度<br>(見込) | 27年度    | 28年度    | 29年度    |                      |
| 延べ利用回数         | 18,149  | 17,618  | 17,788       | 18,876  | 19,313  | 19,757  | 23,699               |
| 延べ利用人数         | 2,113   | 2,044   | 2,094        | 2,184   | 2,244   | 2,460   | 2,580                |
| 給付費(千円)        | 197,621 | 196,423 | 201,799      | 210,473 | 215,313 | 220,266 | 246,212              |

| 介護予防<br>認知症対応型<br>通所介護 | 第5期実績値 |      |              | 第6期推計値 |      |      | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|------------------------|--------|------|--------------|--------|------|------|----------------------|
|                        | 24年度   | 25年度 | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度 | 29年度 |                      |
| 延べ利用回数                 | 27     | 0    | 0            | 0      | 0    | 0    | 0                    |
| 延べ利用人数                 | 6      | 0    | 0            | 0      | 0    | 0    | 0                    |
| 給付費(千円)                | 220    | 9    | 0            | 0      | 0    | 0    | 0                    |

## 工 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、訪問や泊りのサービスを組み合わせた介護サービスを提供します。（要支援1・2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されます。）

### 【実績と計画】

平成26年9月末現在、区内には3か所（定員75人）の事業所が整備されており、平均利用率は8割以上と高くなっています。

整備については、平成37年度までに、1圏域あたり2施設（複合型施設、サテライト型事業所も含めて検討）を目標とし、第6期では未整備地域（本富士圏域、駒込圏域）を中心に、2か所（定員50人）の整備を予定としています。

※整備については、P.286 介護基盤整備の考え方 を参照

| 小規模多機能<br>型居宅介護 | 第5期実績値  |         |              | 第6期推計値  |         |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|-----------------|---------|---------|--------------|---------|---------|---------|----------------------|
|                 | 24年度    | 25年度    | 26年度<br>(見込) | 27年度    | 28年度    | 29年度    |                      |
| 延べ利用人数          | 795     | 732     | 767          | 888     | 900     | 1,308   | 1,860                |
| 給付費(千円)         | 182,128 | 166,115 | 172,310      | 198,578 | 202,670 | 295,436 | 407,625              |

| 介護予防<br>小規模多機能<br>型居宅介護 | 第5期実績値 |      |              | 第6期推計値 |       |       | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|-------------------------|--------|------|--------------|--------|-------|-------|----------------------|
|                         | 24年度   | 25年度 | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度  | 29年度  |                      |
| 延べ利用人数                  | 0      | 0    | 11           | 12     | 24    | 24    | 24                   |
| 給付費(千円)                 | 0      | 0    | 531          | 612    | 1,224 | 1,224 | 1,224                |

## オ 複合型サービス

医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を一体的に提供するサービスです。

### 【実績と計画】

第6期計画期間中に、富坂圏域に1か所（定員 25 人）の整備を行います。その後の整備については、小規模多機能型居宅介護と併せて検討します。

※整備については、P.286 介護基盤整備の考え方 を参照

| 複合型サービス | 第5期実績値 |      |              | 第6期推計値 |        |        | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|---------|--------|------|--------------|--------|--------|--------|----------------------|
|         | 24年度   | 25年度 | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度   |                      |
| 延べ利用人数  | 0      | 0    | 0            | 0      | 300    | 300    | 300                  |
| 給付費(千円) | 0      | 0    | 0            | 0      | 74,187 | 74,187 | 74,187               |

## カ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

### (認知症高齢者グループホーム)

認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などの介護保険サービスを提供します。(要支援2の人は、介護予防を目的としてサービスが提供されません。)

### 【実績と計画】

平成26年10月末現在、区内には6か所（定員 104 人）の事業所が整備されていますが、平成26年度末にさらに1か所（定員 18 人）増える予定です。東京都では平成37年の認知症高齢者数を、平成25年の1.6倍と見込んでいることから、それを目途に整備を進めることとし、第6期計画期間中には1か所（定員 18 人）を整備します。

介護予防については、第5期の実績がなかったことから、第6期においてもサービス量を見込みません。

※施設整備については、P.286 介護基盤整備の考え方 を参照

| 認知症対応型共同生活介護 | 第5期実績値  |         |              | 第6期推計値  |         |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|--------------|---------|---------|--------------|---------|---------|---------|----------------------|
|              | 24年度    | 25年度    | 26年度<br>(見込) | 27年度    | 28年度    | 29年度    |                      |
| 延べ利用人数       | 1,076   | 1,332   | 1,417        | 1,740   | 1,740   | 1,836   | 2,472                |
| 給付費(千円)      | 279,920 | 347,327 | 374,536      | 459,161 | 460,204 | 486,324 | 654,619              |

## キ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホームやケアハウス等で、日常生活上の世話や機能訓練等の介護サービスを提供します。

### 【実績と計画】

平成 26 年9月末現在、区内にサービス事業所はありません。第5期に実績がなかったため、第6期においても整備計画は見送ることとし、サービス量は見込みません。

## ク 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### (地域密着型特別養護老人ホーム)

定員 29 人以下の特別養護老人ホームで日常生活上の世話や機能訓練、健康管理と療養上の世話等の介護保険サービスを提供します。

### 【実績と計画】

平成 26 年9月末現在、区内にサービス事業所はありませんが、第6期計画期間中に2か所（定員 46 人）の整備を目指します。

※施設整備については、P.286 介護基盤整備の考え方 を参照

| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 第5期実績値 |      |              | 第6期推計値 |        |         | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|----------------------|--------|------|--------------|--------|--------|---------|----------------------|
|                      | 24年度   | 25年度 | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度    |                      |
| 延べ利用人数               | 0      | 0    | 48           | 120    | 240    | 672     | 744                  |
| 給付費(千円)              | 0      | 0    | 12,410       | 29,474 | 58,949 | 165,057 | 182,741              |

## ケ 地域密着型通所介護（仮称）

第6期計画期間中に、小規模の通所介護事業所（定員 18 人以下）について、居宅サービス・介護予防居宅サービスの通所介護より区が指定・監督する地域密着型サービスに移行する予定です。

※整備については、P.286 介護基盤整備の考え方 を参照

### 【実績と計画】

| 地域密着型通所介護(仮称) | 第5期実績値 |      |              | 第6期推計値 |           |           | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|---------------|--------|------|--------------|--------|-----------|-----------|----------------------|
|               | 24年度   | 25年度 | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度      | 29年度      |                      |
| 延べ利用回数        | —      | —    | —            | —      | 145,381   | 158,611   | 272,524              |
| 延べ利用人数        | —      | —    | —            | —      | 17,064    | 17,832    | 20,356               |
| 給付費(千円)       | —      | —    | —            | —      | 1,156,511 | 1,261,754 | 1,638,509            |

| 介護予防地域密着型通所介護(仮称) | 第5期実績値 |      |              | 第6期推計値 |        |       | 37年度<br>(第9期)<br>推計値 |
|-------------------|--------|------|--------------|--------|--------|-------|----------------------|
|                   | 24年度   | 25年度 | 26年度<br>(見込) | 27年度   | 28年度   | 29年度  |                      |
| 延べ利用人数            | —      | —    | —            | —      | 2,472  | 72    | 0                    |
| 給付費(千円)           | —      | —    | —            | —      | 91,853 | 2,575 | 0                    |

### ④給付費の見込み

【図表】8-14 給付費の見込み

単位：千円

|           |                      | サービス            | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     | 合計         |
|-----------|----------------------|-----------------|------------|------------|------------|------------|
| 居宅サービス    | 介護給付                 | 訪問介護            | 1,711,338  | 1,776,369  | 1,843,871  | 5,331,578  |
|           |                      | 訪問入浴介護          | 144,640    | 148,689    | 152,853    | 446,182    |
|           |                      | 訪問看護            | 441,747    | 485,038    | 532,572    | 1,459,357  |
|           |                      | 訪問リハビリテーション     | 75,944     | 86,880     | 99,391     | 262,215    |
|           |                      | 居宅療養管理指導        | 249,138    | 273,055    | 299,268    | 821,461    |
|           |                      | 通所介護            | 1,696,076  | 693,907    | 757,052    | 3,147,035  |
|           |                      | 通所リハビリテーション     | 200,019    | 206,420    | 213,025    | 619,464    |
|           |                      | 短期入所生活介護        | 316,317    | 348,265    | 383,440    | 1,048,022  |
|           |                      | 短期入所療養介護        | 126,050    | 127,437    | 128,839    | 382,326    |
|           |                      | 特定施設入居者生活介護     | 2,070,868  | 2,162,731  | 2,269,909  | 6,503,508  |
|           |                      | 福祉用具貸与          | 410,276    | 423,815    | 437,801    | 1,271,892  |
|           |                      | 特定福祉用具販売        | 21,720     | 22,002     | 22,288     | 66,010     |
|           |                      | 住宅改修            | 46,320     | 51,276     | 56,763     | 154,359    |
|           |                      | 居宅介護支援          | 613,887    | 639,670    | 666,536    | 1,920,093  |
|           |                      | 小計              | 8,124,340  | 7,445,554  | 7,863,608  | 23,433,502 |
|           | 予防給付                 | 介護予防訪問介護        | 78,076     | 42,239     | 1,704      | 122,019    |
|           |                      | 介護予防訪問入浴介護      | 519        | 539        | 561        | 1,619      |
|           |                      | 介護予防訪問看護        | 7,239      | 9,367      | 12,121     | 28,727     |
|           |                      | 介護予防訪問リハビリテーション | 4,430      | 5,662      | 7,236      | 17,328     |
|           |                      | 介護予防居宅療養管理指導    | 10,890     | 14,462     | 19,205     | 44,557     |
|           |                      | 介護予防通所介護        | 259,427    | 55,112     | 1,545      | 316,084    |
|           |                      | 介護予防通所リハビリテーション | 21,618     | 25,120     | 29,189     | 75,927     |
|           |                      | 介護予防短期入所生活介護    | 370        | 493        | 656        | 1,519      |
|           |                      | 介護予防短期入所療養介護    | 438        | 769        | 1,351      | 2,558      |
|           |                      | 介護予防特定施設入居者生活介護 | 94,140     | 111,892    | 131,740    | 337,772    |
|           |                      | 介護予防福祉用具貸与      | 13,815     | 17,642     | 22,529     | 53,986     |
|           |                      | 介護予防特定福祉用具販売    | 3,840      | 4,005      | 4,177      | 12,022     |
| 介護予防住宅改修  |                      | 18,720          | 20,779     | 23,065     | 62,564     |            |
| 介護予防支援    | 56,628               | 31,086          | 22,708     | 110,422    |            |            |
|           | 小計                   | 570,150         | 339,167    | 277,787    | 1,187,104  |            |
|           | 居宅サービス計              | 8,694,490       | 7,784,721  | 8,141,395  | 24,620,606 |            |
| サービス施設    | 介護老人福祉施設             | 1,818,000       | 1,818,000  | 1,935,000  | 5,571,000  |            |
|           | 介護老人保健施設             | 953,695         | 953,695    | 1,277,198  | 3,184,588  |            |
|           | 介護療養型医療施設            | 347,306         | 347,306    | 347,306    | 1,041,918  |            |
|           | 施設サービス計              | 3,119,001       | 3,119,001  | 3,559,504  | 9,797,506  |            |
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 58,289          | 81,604     | 104,910    | 244,803    |            |
|           | 夜間対応型訪問介護            | 38,152          | 45,172     | 53,484     | 136,808    |            |
|           | 認知症対応型通所介護           | 210,473         | 215,313    | 220,266    | 646,052    |            |
|           | 小規模多機能型居宅介護          | 198,578         | 202,670    | 295,436    | 696,684    |            |
|           | 複合型サービス              | 0               | 74,187     | 74,187     | 148,374    |            |
|           | 認知症対応型共同生活介護         | 459,161         | 460,204    | 486,324    | 1,405,689  |            |
|           | 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0               | 0          | 0          | 0          |            |
|           | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 29,474          | 58,949     | 165,057    | 253,480    |            |
|           | 地域密着型通所介護(仮称)        |                 | 1,156,511  | 1,261,754  | 2,418,265  |            |
|           | 介護予防認知症対応型通所介護       | 0               | 0          | 0          | 0          |            |
|           | 介護予防小規模多機能型居宅介護      | 612             | 1,224      | 1,224      | 3,060      |            |
|           | 介護予防認知症対応型共同生活介護     | 0               | 0          | 0          | 0          |            |
|           | 介護予防地域密着型通所介護(仮称)    |                 | 91,853     | 2,575      | 94,428     |            |
|           |                      | 地域密着型サービス計      | 994,739    | 2,387,687  | 2,665,217  | 6,047,643  |
| 付総費給      | 総給付費計                | 12,808,230      | 13,291,409 | 14,366,116 | 40,465,755 |            |

## (7) 介護基盤整備の考え方

第6期計画期間中の介護保険サービスの基盤整備については、公有地等活用も視野に入れながら、下記のとおり民間事業者による基盤整備を進めていきます。

【図表】8-15 介護基盤年度別整備計画

| 施設種別   | 平成26年度末    | 第6期    |            |            |            | 累計         | 平成37年度末<br>(第9期)<br>定員見込(人) |
|--|------------|--------|------------|------------|------------|------------|-----------------------------|
|  |            | 平成27年度 | 平成28年度     | 平成29年度     | 計          |            |                             |
| <b>地域密着型サービス</b>                             |            |        |            |            |            |            |                             |
| 定期巡回・随時対応型<br>訪問介護看護                         | 1<br>(45)  | —      | —          | —          | —          | 1<br>(45)  | 90                          |
| 夜間対応型訪問介護                                    | 1<br>(300) | —      | —          | —          | —          | 1<br>(300) | 300                         |
| 認知症対応型通所介護                                   | 8<br>(98)  | —      | 1<br>(12)  | —          | 1<br>(12)  | 9<br>(110) | 120                         |
| 小規模多機能型居宅介護                                  | 3<br>(75)  | —      | —          | 2<br>(50)  | 2<br>(50)  | 5<br>(125) | 200                         |
| 複合型サービス                                      | —          | —      | 1<br>(25)  | —          | 1<br>(25)  | 1<br>(25)  |                             |
| 認知症対応型共同生活介護<br>(認知症高齢者グループホーム)              | 7<br>(122) | —      | 1<br>(18)  | —          | 1<br>(18)  | 8<br>(140) | 170                         |
| 地域密着型介護老人福祉施設<br>入所者生活介護<br>(地域密着型特別養護老人ホーム) | —          | —      | 2<br>(46)  | —          | 2<br>(46)  | 2<br>(46)  | 740                         |
| <b>施設サービス</b>                                |            |        |            |            |            |            |                             |
| 介護老人福祉施設<br>(特別養護老人ホーム)                      | 5<br>(419) | —      | 1<br>(39)  | 1<br>(100) | 2<br>(139) | 6<br>(558) | 289                         |
| 介護老人保健施設                                     | 2<br>(189) | —      | 1<br>(100) | —          | 1<br>(100) | 3<br>(289) |                             |
| <b>居宅サービス</b>                                |            |        |            |            |            |            |                             |
| 特定施設入居者生活介護<br>(有料老人ホーム)                     | 7<br>(445) | —      | —          | 1<br>(60)  | 1<br>(60)  | 8<br>(505) | 625                         |

\* 施設数、(定員)

\* 整備年度は、事業開設年度とします

平成37年度までの整備方針

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用状況に応じて整備を検討します。
- ・小規模多機能型居宅介護(複合型サービスを含む)については、各圏域ごとに2か所ずつの整備を目指します。また、サテライト型事業所および複合型サービスについては、事業実施の提案がされた場合は検討します。
- ・認知症高齢者グループホームは、認知症高齢者が平成37年度までに1.6倍に増加すると予測されることから、それに対応した整備を目指します。
- ・特別養護老人ホームは、地域密着型特別養護老人ホームと合わせて、都長期ビジョンの整備方針を踏まえて、入所が必要な高齢者の増に対応した整備を目指します。
- ・特別養護老人ホームは、平成28年度に1施設(定員60人)が廃止され、新たに1施設(定員99人)が整備されるため、1施設(定員39人)と表記しています。
- ・有料老人ホームは、1期あたり60人程度の整備を見込みます。
- ・地域密着型特定施設入所者生活介護、介護療養型医療施設、サービス付高齢者住宅は、第6期期間中の整備計画は見送ることとします。
- ・第6期期間中に地域密着型サービスに移行する、地域密着型通所介護の整備については、利用状況等に応じて検討していきます。
- ・各施設の37年度の定員見込数は、各計画期間ごとの利用状況やニーズを勘案して、見直していきます。

## (8) 第1号被保険者の保険料の算出

### ① 保険料算定にあたっての給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、額は、その区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。従って区の介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減れば下がる仕組みとなっています。

平成12年度の介護保険制度発足以来、区の高齢者人口は31,912人から41,265人（平成26年10月1日）と約1.3倍、要支援・要介護認定者数は、3,674人から7,803人（平成26年9月30日）と約2倍、介護給付費は約49億円から約121億円（平成25年度末）と約2.5倍となりました。

このように高齢者人口及び要支援・要介護認定者の増加から、今後も介護保険事業費は増加することが見込まれます。

全国平均基準額（月額）の介護保険料は、第1期（平成12年度～14年度）は2,911円でしたが、第5期（平成24年度～26年度）には4,972円と約1.7倍になりました。

一方、文京区の介護保険料基準額（以下「保険料基準額」という。）は、給付水準の高さを反映して、第1期の2,983円から第5期は5,392円に上昇し、約1.8倍になりました。

### ② 介護給付費等の負担割合（財源構成）

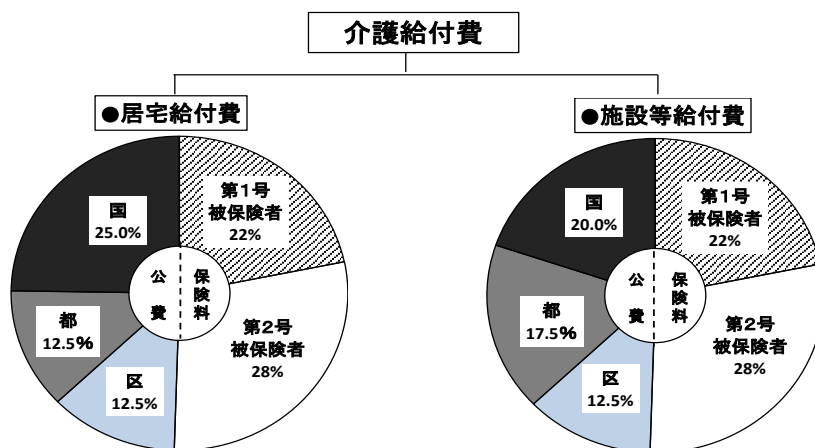
#### ○ 介護給付費の負担割合

介護保険の財源は、利用者負担分を除いた介護給付費を、国・東京都・文京区で負担する公費負担と、40歳以上の被保険者が負担する保険料負担でまかなわれています。

第6期における第1号被保険者の負担割合は、高齢者人口の増加に伴い22%に改正（第5期は21%）されることになり、このことも保険料を上昇させる要因となっています。



【図表】8-16 介護給付費の負担割合（現時点）



\*施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護にかかる給付費

\*居宅給付費：施設等給付費以外の保険給付費

\*国の負担割合には調整交付金（約5%）が含まれる。

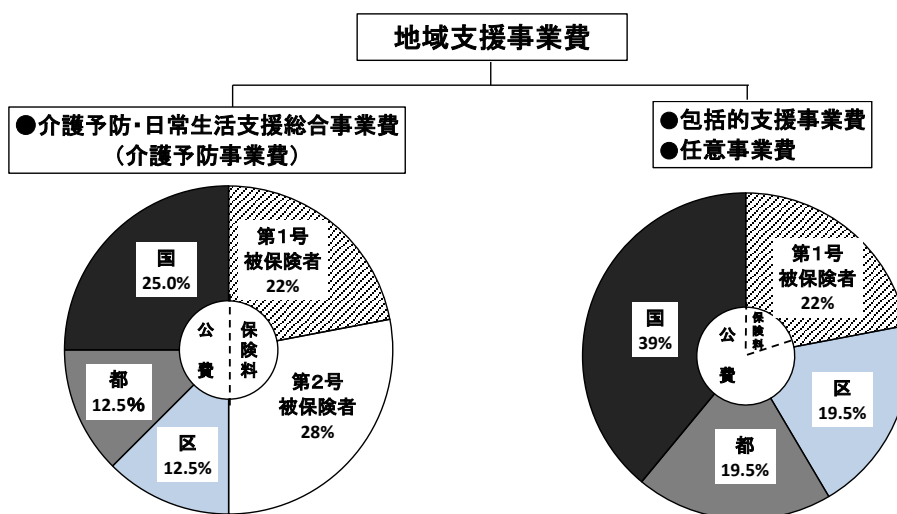
※低所得者の保険料に対する公費投入が予定されていますが、負担割合の詳細は未確定であるため、国で定める負担割合が確定次第差替えます。

## ○地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は政令で定める額の範囲内で行うこととされており、介護保険財源で実施しています。財源の一部には40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。

第6期においては、第1号被保険者の負担割合は、介護給付費の負担割合と同様に22%に改正（第5期は21%）されます。

【図表】8-17 地域支援事業費の負担割合



※低所得者の保険料に対する公費投入が予定されていますが、負担割合の詳細は未確定であるため、国で定める負担割合が確定次第差替えます。

### ③第6期介護保険料算出の考え方について

平成26年7月28日に開催された全国介護保険担当課長会において示された、第6期介護保険料の見直しに関する国の考え方を踏まえ、保険者として所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定を行うために、住民税課税層（新第6段階～）の所得段階について更なる多段階化の実施並びに世帯非課税者（新第3段階まで）への公費による負担軽減を行いました。

介護保険料基準額の設定については、第6期事業計画期間における介護給付費、地域支援事業費見込額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定します。

第6期の保険料基準額算定基礎となる介護保険事業費は、3年間で約441億3千万円となり、第5期と比較して約15%増加する見込みです。

この介護保険事業費から、第6期の保険料算定基礎額は6,015円となります。

なお、この保険料算定基礎額（6,015円）に、次の①から③の要因を勘案し、最終的な保険料基準額が算定されることとなります。

#### ○介護報酬の改定

平成27年1月頃に第6期の介護報酬の改正案が示される予定となっています。

改定により給付費が見直され、保険料の算定に影響を及ぼします。現在のところ、その内容については未定となっています。

#### ○介護給付費準備基金の活用

平成26年度末の「介護給付費準備基金」の見込残額は、6億円となっています。保険料上昇抑制に充てるため、この残額から「第6期の基金として必要な額」、「国の財政調整交付金の減額への対応として残す額」、「平成26年度の給付費の増加による基金取崩」を考慮した上で、活用額を決定いたします。

#### ○一定以上所得者の利用者負担の見直し

65歳以上の被保険者のうち、一定以上の所得のある方に2割の利用者負担をしていただくこととなります。このことから、2割負担とする所得水準は65歳以上高齢者の合計所得金額160万円（年金収入で、単身280万円以上、夫婦346万円以上）となり、保険料基準額（月額）が減額（金額は未定）します。

### ④第6期介護保険料の段階及び比率の設定

介護保険料の段階設定や基準額に対する比率は、保険者の判断で設定することができます。第6期の保険料段階及び比率については、被保険者の負担能力や公平性を考慮し、次のとおり設定しています。

#### ○介護保険料の段階設定

第6期での介護保険料の段階数については、課税所得層の細分化を行ったため、第5期の11段階12区分から変更し、15段階とします。

## ○公費による保険料軽減

新たに国の消費税を財源とする公費（国1/2、都1/4、区1/4）を投入し、世帯非課税の第1段階（0.5⇒0.3）、第2段階（0.75⇒0.5）、第3段階（0.75⇒0.7）については、保険料の軽減割合を拡大します。

## ○住民税非課税者の保険料軽減

第6期より引き続き、第4段階の保険料比率（0.85）については、国基準（0.9）から0.05引下げ、負担を軽減しています。

## ○第6段階以上の保険料比率の変更

保険料段階を国の所得調査結果に示す所得区分に基づいて多段階化を実施するとともに、激変緩和措置として区独自に一定所得層（第6段階1.2⇒1.15、第7段階1.3⇒1.25、第8段階1.5⇒1.4、第9段階1.7⇒1.65）について、国基準負担割合を緩和しました。

なお、上位所得者については国基準を超える独自基準を設定しました。

## ⑤第6期における介護保険事業費の見込み

### ○第6期介護給付費の見込み

総給付費に特定入所者介護（予防）サービス費などを加えた介護給付費は、3年間（平成27年度～29年度）で約421億9千万円と見込みます。

【図表】8-18 第6期介護給付費の見込み

単位：千円

| 介護給付費                 | 第6期計画      |            |            | 合計<br>(3年間) |
|-----------------------|------------|------------|------------|-------------|
|                       | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     |             |
| 総給付費(A)               | 12,808,230 | 13,291,409 | 14,366,116 | 40,465,755  |
| 居宅サービス給付費             | 8,694,490  | 7,784,721  | 8,141,395  | 24,620,606  |
| 施設サービス給付費             | 3,119,001  | 3,119,001  | 3,559,504  | 9,797,506   |
| 地域密着型サービス給付費          | 994,739    | 2,387,687  | 2,665,217  | 6,047,643   |
| その他給付額(B)             | 543,373    | 559,674    | 576,465    | 1,679,512   |
| 特定入所者介護(予防)サービス費等給付額  | 262,843    | 270,728    | 278,850    | 812,421     |
| 高額介護(予防)サービス費等給付額     | 232,800    | 239,784    | 246,978    | 719,562     |
| 高額医療合算介護(予防)サービス費等給付額 | 47,730     | 49,162     | 50,637     | 147,529     |
| 保険給付費計[(A)+(B)]       | 13,351,603 | 13,851,083 | 14,942,581 | 42,145,267  |
| 審査支払手数料(C)            | 15,754     | 16,226     | 16,713     | 48,693      |
| 合計[(A)+(B)+(C)]       | 13,367,357 | 13,867,309 | 14,959,294 | 42,193,960  |

\* 表中の数値は百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

### ○地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、3年間で約19億4千万円と見込みます。

【図表】8-19 地域支援事業費

単位：千円

| 地域支援事業費      | 第6期計画   |         |         | 合計<br>(3年間) |
|--------------|---------|---------|---------|-------------|
|              | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  |             |
| 地域支援事業       | 404,819 | 651,414 | 883,838 | 1,940,071   |
| 総合事業(介護予防事業) | 133,516 | 360,121 | 560,715 | 1,054,352   |
| 包括的支援事業      | 260,088 | 279,658 | 310,571 | 850,317     |
| 任意事業         | 11,215  | 11,635  | 12,552  | 35,402      |

\* 表中の数値は百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

### ○介護保険事業費の見込み

介護給付費と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、3年間で約441億3千万円と見込みます。

【図表】8-20 介護保険事業費

単位：千円

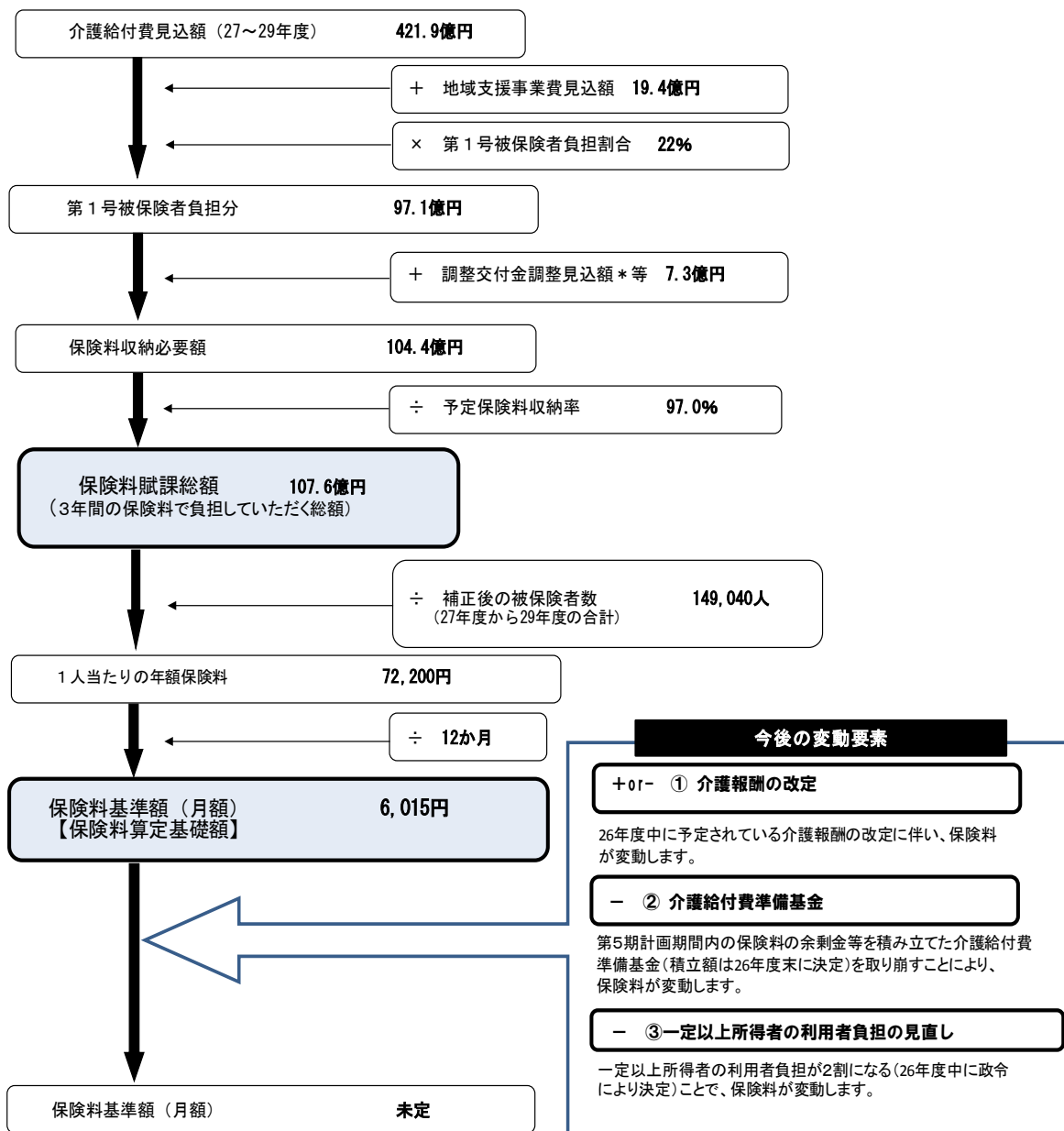
| 介護保険事業費 | 第6期計画      |            |            | 合計<br>(3年間) |
|---------|------------|------------|------------|-------------|
|         | 平成27年度     | 平成28年度     | 平成29年度     |             |
| 介護給付費   | 13,367,357 | 13,867,309 | 14,959,294 | 42,193,960  |
| 地域支援事業費 | 404,819    | 651,414    | 883,838    | 1,940,071   |
| 合計      | 13,772,176 | 14,518,723 | 15,843,132 | 44,134,031  |

\* 表中の数値は百円単位で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。

## ⑥第1号被保険者の保険料基準額及び段階別保険料の算定

第6期（平成27年度～29年度）の保険料基準額は、次のとおりです。

【図表】8-21 第1号被保険者保険料の算定手順



\* 調整交付金調整見込額とは、国が負担する財政調整交付金が減額された場合に、第1号被保険者の保険料で補われるもの

【図表】8-22 第6期保険料基準額

|           |             |    |    |
|-----------|-------------|----|----|
| 第6期保険料基準額 | 平成27年度～29年度 | 月額 | 未定 |
|-----------|-------------|----|----|

所得段階に応じた各段階別の介護保険料及び各所得段階の第1号被保険者数は、次のとおりとなります。

【図表】 8-23 所得段階別保険料

第6期(平成27~29年度)

| 所得段階      | 対象者   | 基準額に対する割合 | 年額保険料<br>(月額保険料)      | 第5期との<br>差額         |
|-----------|---|-----------|-----------------------|---------------------|
| 第1段階      | 世帯全員が住民税非課税<br>・生活保護の受給者<br>・老齢福祉年金の受給者<br>・本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 | 0.30      | 21,700円<br>(1,800円)   | ▲7,400円<br>(▲600円)  |
|           |   | 【0.50】    | 36,100円<br>(3,000円)   | 7,000円<br>(600円)    |
| 第2段階      | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下                                       | 0.50      | 36,100円<br>(3,000円)   | ▲9,200円<br>(▲700円)  |
|           |   | 【0.75】    | 54,100円<br>(4,500円)   | 8,800円<br>(800円)    |
| 第3段階      | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超   | 0.70      | 50,500円<br>(4,200円)   | 5,200円<br>(500円)    |
|           |   | 【0.75】    | 54,100円<br>(4,500円)   | 8,800円<br>(800円)    |
| 第4段階      | 税本人が世帯に住民税非課税<br>本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下                            | 0.85      | 61,400円<br>(5,100円)   | 6,400円<br>(600円)    |
| 第5段階(基準額) | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超  | 1.00      | 72,200円<br>(6,000円)   | 7,500円<br>(700円)    |
| 第6段階      | 合計所得金額が120万円未満  | 1.15      | 83,000円<br>(6,900円)   | 11,800円<br>(1,000円) |
|           |   |           |                       | 19,000円<br>(1,600円) |
| 第7段階      | 合計所得金額が120万円以上190万円未満   | 1.25      | 90,200円<br>(7,500円)   | 9,300円<br>(800円)    |
|           |   |           |                       | 20,200円<br>(1,700円) |
| 第8段階      | 合計所得金額が190万円以上290万円未満   | 1.40      | 101,100円<br>(8,400円)  | 800円<br>(100円)      |
|           |   |           |                       |                     |
| 第9段階      | 合計所得金額が290万円以上400万円未満   | 1.65      | 119,100円<br>(9,900円)  | 18,800円<br>(1,600円) |
| 第10段階     | 合計所得金額が400万円以上500万円未満   | 1.80      | 129,900円<br>(10,800円) | 29,600円<br>(2,500円) |
| 第11段階     | 合計所得金額が500万円以上750万円未満   | 2.10      | 151,600円<br>(12,600円) | 35,100円<br>(2,900円) |
| 第12段階     | 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満   | 2.30      | 166,000円<br>(13,800円) | 36,600円<br>(3,100円) |
| 第13段階     | 合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満   | 2.50      | 180,500円<br>(15,000円) | 38,200円<br>(3,200円) |
| 第14段階     | 合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満   | 2.80      | 202,100円<br>(16,800円) | 46,800円<br>(3,900円) |
| 第15段階     | 合計所得金額が3,000万円以上  | 3.20      | 231,000円<br>(19,200円) | 75,700円<br>(6,300円) |

参考(第5期 24~26年度)

| 所得段階      | 対象者  | 基準額に対する割合 | 年額保険料<br>(月額保険料)      |
|-----------|--|-----------|-----------------------|
| 第1段階      | 生活保護の受給者・老齢福祉年金の受給者                          | 0.45      | 29,100円<br>(2,400円)   |
| 第2段階      | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下                  | 0.45      | 29,100円<br>(2,400円)   |
| 第3段階      | 第2段階対象者以外                                    | 0.70      | 45,300円<br>(3,700円)   |
|           |  |           |                       |
| 特例第4段階    | 税本人が世帯に住民税非課税<br>本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 | 0.85      | 55,000円<br>(4,500円)   |
| 第4段階(基準額) | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超                   | 1.00      | 64,700円<br>(5,300円)   |
| 第5段階      | 合計所得金額が125万円以下                               | 1.10      | 71,200円<br>(5,900円)   |
|           |  |           |                       |
| 第6段階      | 合計所得金額が125万円を超え250万円未満                       | 1.25      | 80,900円<br>(6,700円)   |
| 第7段階      | 合計所得金額が250万円以上500万円未満                        | 1.55      | 100,300円<br>(8,300円)  |
|           |  |           |                       |
| 第8段階      | 合計所得金額が500万円以上750万円未満                        | 1.80      | 116,500円<br>(9,700円)  |
| 第9段階      | 合計所得金額が750万円以上1,000万円未満                      | 2.00      | 129,400円<br>(10,700円) |
| 第10段階     | 合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満                    | 2.20      | 142,300円<br>(11,800円) |
| 第11段階     | 合計所得金額が2,000万円以上                             | 2.40      | 155,300円<br>(12,900円) |

\* 月額保険料は、目安として百円単位で表示しています。

・第1段階から第3段階の基準額に対する割合は、公費投入後を上段、投入前を下段の【】内に示しています。

・第1段階から第3段階及び第5段階は対象者及び基準額に対する割合を国の標準段階に合わせました。

・第4段階及び第6段階から第9段階は、対象者を国基準に合わせ、基準額に対する割合は、所得段階に応じて過剰な増にならないよう調整しました。

・第15段階まで増やし、合計所得金額3,000万円以上を新たに設定しました。

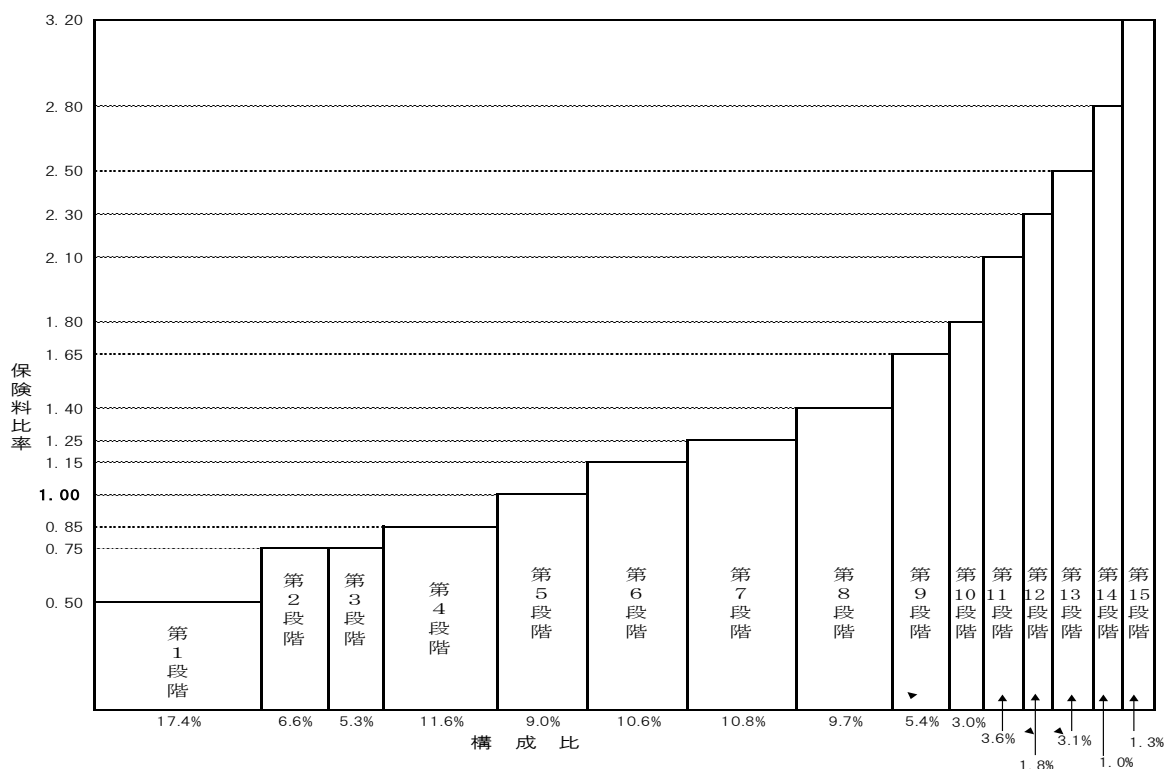
【図表】 8-24 保険料段階別第1号被保険者数

単位:人

| 段 階   | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 合計(A)   | 構成比    | 基準額と<br>の比率(B) | 補正被保険者<br>数(A)×(B) |
|-------|------------|------------|------------|---------|--------|----------------|--------------------|
| 第1段階  | 7,404      | 7,447      | 7,478      | 22,329  | 17.4%  | 0.50           | 11,165             |
| 第2段階  | 2,790      | 2,806      | 2,818      | 8,414   | 6.6%   | 0.75           | 6,311              |
| 第3段階  | 2,236      | 2,249      | 2,258      | 6,743   | 5.3%   | 0.75           | 5,057              |
| 第4段階  | 4,947      | 4,976      | 4,997      | 14,920  | 11.6%  | 0.85           | 12,682             |
| 第5段階  | 3,807      | 3,829      | 3,845      | 11,481  | 9.0%   | 1.00           | 11,481             |
| 第6段階  | 4,489      | 4,515      | 4,534      | 13,538  | 10.6%  | 1.15           | 15,569             |
| 第7段階  | 4,603      | 4,629      | 4,649      | 13,881  | 10.8%  | 1.25           | 17,351             |
| 第8段階  | 4,123      | 4,147      | 4,165      | 12,435  | 9.7%   | 1.40           | 17,409             |
| 第9段階  | 2,278      | 2,290      | 2,301      | 6,869   | 5.4%   | 1.65           | 11,334             |
| 第10段階 | 1,257      | 1,264      | 1,269      | 3,790   | 3.0%   | 1.80           | 6,822              |
| 第11段階 | 1,538      | 1,547      | 1,554      | 4,639   | 3.6%   | 2.10           | 9,742              |
| 第12段階 | 759        | 763        | 766        | 2,288   | 1.8%   | 2.30           | 5,262              |
| 第13段階 | 1,310      | 1,318      | 1,323      | 3,951   | 3.1%   | 2.50           | 9,878              |
| 第14段階 | 436        | 439        | 440        | 1,315   | 1.0%   | 2.80           | 3,682              |
| 第15段階 | 549        | 552        | 554        | 1,655   | 1.3%   | 3.20           | 5,296              |
| 合 計   | 42,526     | 42,771     | 42,951     | 128,248 | 100.0% |                | 149,040            |

\* 表中の数値は四捨五入している箇所があるため、合計値が一致しない場合がある。

【図表】 8-25 保険料段階別第1号被保険者数構成比



## 9 介護保険制度運営の取組み

### (1) 負担軽減対策

#### ① 保険料個別減額制度

区では、保険料の所得段階が第3段階に該当する人のうち、生活困窮のために介護保険料の納付が困難と認められた場合に、第2段階と同率の保険料とする個別減額制度を設けています。

#### ○ 個別減額制度該当要件

次の1から5までの要件をすべて満たした人

【図表】9-1 保険料個別減額制度該当要件

|   |   | 世帯人数    |         |         |                    |
|---|---|---------|---------|---------|--------------------|
|   |   | 1人      | 2人      | 3人      | 4人以上               |
| 1 | 前年の収入額                                  | 120万円以下 | 170万円以下 | 220万円以下 | 1人増えるごとに50万円を加えた額  |
| 2 | 預貯金等                                    | 240万円以下 | 340万円以下 | 440万円以下 | 1人増えるごとに100万円を加えた額 |
| 3 | 居住用以外の土地又は建物を所有していないこと                  |         |         |         |                    |
| 4 | 住民税課税者と生計を共にしていないこと及び住民税課税者の扶養を受けていないこと |         |         |         |                    |
| 5 | 原則として保険料を滞納していないこと                      |         |         |         |                    |

\*預貯金等には、預貯金のほか、有価証券、債権等も含まれる。

#### ② 利用者負担段階の設定

所得の低い人の利用者負担を軽減するため、利用者負担段階が設定されています。この段階に応じて、特定入所者介護サービス費や高額介護（介護予防）サービス費が支給されます。

【図表】9-2 利用者負担段階

| 利用者負担段階 | 対象者                                      |
|---------|--|
| 第1段階    | ・住民税世帯非課税で、老齢福祉年金受給者、生活保護受給者             |
| 第2段階    | ・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額が年間を通じて80万円以下の人 |
| 第3段階    | ・住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階以外の人                 |
| 第4段階    | ・住民税本人非課税で、世帯に住民税課税者がいる人<br>・住民税本人課税者    |



### ③特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用に係る居住費（滞在費）・食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないように、所得に応じた負担限度額を設け、限度額を超える分と基準費用額との差額を、保険給付費から特定入所者介護サービス費として施設等に支払い、補足給付による負担軽減を図ります。平成27年8月から、認定には資産要件が設定され預貯金等が単身で1,000万円超、夫婦世帯では2,000万円超の場合は対象外となります。

【図表】9-3 特定入所者介護サービス費

単位：円

| 利用者<br>負担段階 | 居 住 費（日 額）   |                  |              |             | 食 費<br>（日額） |
|-------------|--------------|------------------|--------------|-------------|-------------|
|             | 多床室<br>（相部屋） | 従来型個室            | ユニット型<br>準個室 | ユニット型<br>個室 |             |
| 基準費用額       | 320          | Ⓐ1,150<br>Ⓑ1,640 | 1,640        | 1,970       | 1,380       |
| 第1段階        | 0            | Ⓐ 320<br>Ⓑ 490   | 490          | 820         | 300         |
| 第2段階        | 320          | Ⓐ 420<br>Ⓑ 490   | 490          | 820         | 390         |
| 第3段階        | 320          | Ⓐ 820<br>Ⓑ1,310  | 1,310        | 1,310       | 650         |

\* Ⓐ：介護老人福祉施設、短期入所生活介護

Ⓑ：介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護

### ④住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階で第4段階に該当する人は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。しかし、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないように、一定の要件を満たす人に対して、利用者負担段階の第3段階と同じ基準の特定入所者介護サービス費を支給します。

⑤高額介護（介護予防）サービス費の支給

月々の介護サービス（福祉用具購入費・住宅改修費等は除く。）の利用者負担の合計額が利用者負担段階に応じた上限額を超えた場合、申請により、超えた額が高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。

【図表】9-4 高額介護（介護予防）サービス費

| 利用者負担段階 |      | 負担上限額       |
|---------|------|-------------|
| 第1段階    |      | 個人 15,000 円 |
| 第2段階    |      | 個人 15,000 円 |
| 第3段階    |      | 世帯 24,600 円 |
| 第4段階    | 一般   | 世帯 37,200 円 |
|         | 現役並み | 世帯 44,400 円 |

※現役並み・・・同一世帯内（1号被保険者のみを勘案）に課税所得が145万円以上の者がおり、収入が383万円以上、2名以上の場合は収入の合計が520万円以上の場合

⑥高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険サービスの利用や医療にかかる際の自己負担額は、それぞれ月額の限度額が設けられており、それを超えた部分は高額介護（介護予防）サービス費及び高額療養費として支給されます。

さらに、世帯内での医療と介護を合わせた負担をさらに軽減するため、それぞれの自己負担額を合算した年額が、次の図表の限度額を超えたとき申請により医療・介護それぞれの制度から支給され、介護では高額医療合算介護（介護予防）サービス費として支給されます。

【図表】9-5 高額医療・高額介護合算制度自己負担限度額

| 所得区分               | 長寿(後期高齢者)医療制度<br>+<br>介護保険<br>(75歳以上) | 被用者保険又は<br>国民健康保険<br>+<br>介護保険(70~74歳<br>の人がいる世帯) | 被用者保険又は<br>国民健康保険<br>+<br>介護保険(70歳未満<br>の人がいる世帯) |
|--------------------|---------------------------------------|---|--|
| 現役並み所得者<br>(上位所得者) | 67万円                                  | 67万円  | 126万円  |
| 一般                 | 56万円                                  | 56万円  | 67万円   |
| 低所得者Ⅱ              | 31万円                                  | 31万円  | 34万円   |
| 低所得者Ⅰ              | 19万円                                  | 19万円  |  |

\*計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12か月。

## ＜所得区分＞

|         |  |
|---------|--|
| 現役並み所得者 | 同一世帯に課税所得が145万円以上の所得がある70歳以上の人                                     |
| 上位所得者   | 基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯などの人  |
| 低所得Ⅱ    | 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人 |
| 低所得Ⅰ    | 世帯全員が非課税の人   |
| 一般      | 現役並み所得者、上位所得者、低所得Ⅰ、低所得Ⅱ以外の人  |

## ⑦ 生計困難者の利用料軽減制度

収入や預貯金額等の要件をすべて満たし、区が生計困難者と認定した人は、該当する介護サービスに係る費用(利用者負担額・食費・居住費)のうち25%(老齢福祉年金受給者は50%)を軽減します。ただし、利用しているサービスの提供事業者が東京都と文京区に減額の申し出を行っている場合に減額になります。

## (2) 適正で安定的な介護保険制度運営のための取組み

## ① 介護給付適正化事業

## ○ 介護給付適正化の目的

介護保険は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう必要な福祉系・医療系のサービスを提供する制度であり、その給付は要介護状態の軽減・悪化の防止又は要介護状態となることの予防を目的としています。

しかし、介護保険制度が定着し多種多様な事業者が参入する中、不適正なサービス提供が判明することもあります。そのため、区は保険者として、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付されることを目的とする介護給付適正化事業を継続して実施してきましたが、今後もさらに推進していくことが必要です。

区では、東京都とともに策定した東京都介護給付適正化計画に基づいて介護給付適正化事業を推進することにより、適切な介護サービスを確保し、利用者が安心して介護保険制度を利用できるよう取り組んでいきます。

## ○介護給付適正化事業の取組み

### ア 要介護認定の適正化

#### (ア) 要介護認定調査を委託した場合の公平公正性の確保

要介護認定調査は区職員だけでなく、居宅介護支援事業所等への委託により実施しています。調査員によって調査内容が異ならないよう、調査項目の判断基準の解説や特記事項の記載に係る留意点等の確認を目的とした要介護認定調査員研修を開催し、認定調査票の記載内容の充実を図っていきます。

また、委託した認定調査票の内容について、区職員による全件点検を今後も継続していきます。

#### (イ) 要介護認定審査の適正化

主治医意見書及び認定調査票の内容の整合性を高め、充実させるための取組を実施します。

また、要介護認定審査会における平準化・適正化のため、審査判定手順等の遵守及び連絡会の開催等による審査会間の情報共有をより一層推進していきます。

### イ ケアマネジメント等の適切化

#### (ア) 居宅介護支援事業者部会での各種研修の実施

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、介護保険制度の理念実現において重要な役割を担っています。区では介護支援専門員の資質向上、スキルアップのため、文京区介護サービス事業者連絡協議会の下に居宅介護支援事業者部会を設置し、研修会を実施するとともに介護支援専門員相互や区との連携を図り、ケアマネジメント業務を支援していきます。

#### (イ) ケアマネジメント支援事業の実施

平成16年度～17年度は、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質及びケアプラン作成技術の向上を支援するため、保健、医療、福祉の専門家による指導チームを設置し、ケアプラン指導事業を行いました。平成18年度～19年度は、包括的・継続的ケアマネジメント支援の一環として、高齢者あんしん相談センターの主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）と区が協働し研修を実施しました。

平成20年度からは、ケアマネジメント支援事業と名称を変え、高齢者あんしん相談センターの主任ケアマネジャーが中心となり、外部講師による講演とワークショップなどを開催しました。

今後は、区内にある介護保険サービス事業者の主任ケアマネジャーと連携を図りながら、より一層の充実を図っていきます。

## (ウ) ケアプラン点検の実施

ケアマネジャーが作成するケアプラン[居宅（介護予防）サービス計画]が利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等、より良いケアプランが作成されるよう、居宅介護支援事業所に対する定期的なケアプラン点検を実施しています。

具体的には、事業者にケアプランの提出を求め、区、専門的見地を持つ主任ケアマネジャーと、事業者の三者で「ケアプラン点検支援マニュアル」等に沿いながら、ケアプランを見直すことで、実質的なケアマネジャーの資質の向上や、ケアプランの作成技術の向上を図っていきます。

## (エ) 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

福祉用具購入費・住宅改修費の給付に際しては、書面による審査を行っています。利用者の状態像から見て用具の購入や住宅改修の必要性が認められるか、また、計画どおりに工事等が行われているかを確認するために、書面審査に加えて購入・改修の前後に利用者宅への訪問調査を行います。

具体的には、毎月任意に抽出した利用者宅に訪問調査を実施します。

## ウ 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

### (ア) 事業者に対する指導監督

法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するために、事業者に対し各種説明会や研修会の中で集団指導を行います。

さらに、事業所を訪問し、実地指導及び監査を実施します。実地指導では、人員・設備・運営基準が遵守されているか確認するために、関係書類等を基に事業者に対して説明を求めながら指導を行います。また、不適正な介護給付事例が確認された場合は、介護給付費の返還等を含め速やかに改善を求め、介護報酬請求の適切化を図っています。

指導を行うことで、事業者がそれぞれの業務において、法令基準を遵守した適正な事業運営が図られるよう促します。

また、実地指導により重大な指定基準違反が発覚した場合や、改善指導に従わない悪質な事業者に対しては速やかに監査に切り替え、都と連携を取りながら、指定取り消し等を含む行政上の措置を行います。

都内には広域的事業展開をする事業者が多く存在するため、東京都や他の保険者間及び東京都国民健康保険団体連合会等との連携も密に図りながら、事業者指導をより一層進めていきます。

なお、事業者への実地指導は地域支援事業の任意事業として位置付けられています。(P.250 参照)

### (イ) 苦情・通報情報の活用

介護保険相談窓口では、区民等から寄せられる苦情や通報情報のうち、不適切な介護サービスが提供されていると考えられるケースについて、ケアプラン[居宅（介護予防）サービス計画]等の確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施していきます。

### (ウ) 介護給付費通知の送付

介護保険サービスの利用者全員に、実際のサービスの内容や費用等を通知する「介護サービス利用状況のお知らせ」(介護給付費通知)を年2回送付しています。介護サービスと、その給付費や自己負担額を利用者自身が確認することで、介護報酬の不正請求の発見につなげることができます。

また、送付の主旨を説明した資料を同封することで、介護給付適正化に対する利用者の理解を促します。

なお、介護給付費通知は地域支援事業の任意事業として位置付けられています。(P.250参照)

### (エ) 縦覧点検・医療情報との突合

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行う縦覧点検を行います。また、送付の主旨を説明した資料を同封することで、介護給付適正化に対する利用者の理解を促します。

また、医療の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い医療と介護の重複請求の排除を図ります。

縦覧点検及び医療情報との突合の効率的な実施を図るため、東京都国民健康保険団体連合会への業務委託により実施します。

## エ 区民及び被保険者への介護保険制度に関する説明の充実

### (ア) サービス利用に関するパンフレットの作成

介護サービスの適切な利用方法についてまとめたパンフレットを作成し、区民や事業者等に配布しています。介護保険の主旨に合ったサービス利用について、問い合わせの多い事例に沿って説明することで、給付適正化への理解をより一層推進します。

### (イ) 苦情・相談窓口の運営

介護保険相談窓口に専門相談員を配置し、区民及び介護サービス事業者等からの苦情や相談に対応して説明を行っています。

その際、利用者自身の制度理解を促し、適切なサービス利用に結びつくよう説明します。また、事業所に対しても、サービス提供がより適切に行われるよう支援していきます。

なお、これらの対応に当たっては、必要に応じて東京都及び東京都国民健康保険団体連合会等とも連携をとり、対応の充実を図ります。

## ②福祉人材の育成等

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、介護サービスや地域支援事業に携わり、質の高いサービスを提供する人材を、安定的に確保・育成していくことが不可欠です。

厚生労働省は、平成37年度には、現在の1.5倍以上の介護職員が必要と推計する一方、平成22年以降、有効求人倍率が一貫して増加するなど、人手不足感が広がっていることから、参入促進、資質向上、環境改善の取組を一体的に推進する必要があるとしています。

区は、これまでもケアマネジャーやヘルパー等介護職員の資質向上を図るため、文京区介護サービス事業者連絡協議会での研修実施や情報提供を実施するとともに、区内事業者が中心となり人材確保のイベントや啓発活動を行うアクティブ介護実行委員会にも参加してきましたが、今後も研修内容の共有等さらに効果的な情報提供を行っていきます。

また、介護サービス事業所と関係機関のネットワークづくりを進め、連携して人材確保、養成、定着の促進に向けた施策を検討し実施していきます。

## ③制度周知及び運営状況の公表

介護保険制度は、サービスの多様化に伴い、その内容が年々複雑になっています。また、高齢化に伴い、介護保険に対する関心が高くなっています。

そこで、区民や介護サービス事業者等を対象に、パンフレット、出前講座、区報、区ホームページ、CATV（区民チャンネル）等の方法を活用しながら周知に努め、適切なサービス利用と円滑な制度運営を図ります。

- パンフレット
  - 「わたしたちの介護保険」
  - 「わたしたちの介護保険便利帳」
  - 「介護サービスの正しい利用法」
  - 「高齢者のための福祉と保健のしおり」 他
- 事業概要
  - 「文京の介護保険」
- お届け講座（区民及び区内団体等の依頼による出前講座）
- 他機関が提供する各種情報
  - とうきょう福祉ナビゲーション
  - 「東京都介護サービス情報公表システム」
  - 「東京都福祉サービス第三者評価」